こ支虐第 224 号 令和5年12月26日

都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び 「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」について

こどもの権利擁護の取組をさらに推進するため、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)においては、施設入所等の措置や一時保護の決定時等のこどもの意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等の業務として明記されたところである。

各都道府県等において、改正法の施行にあたり、こどもの権利擁護に係るこれらの取組が円滑に実施されるよう、今般、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を別添のとおり策定した。

これらの内容を踏まえ、適切かつ積極的にこどもの権利擁護に係る取組を推進いただくとともに、本内容について関係機関及び関係団体等にも周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

# こどもの権利擁護スタートアップマニュアル

目次		
第1章 総論	j	
1.	こどもの権利擁護について	1
2.	こどもの権利擁護に関する検討経緯	2
3.	令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項	3
4.	本マニュアルについて	4
第2章 こと	゛もの意見聴取等措置	
1.	こどもの意見聴取等措置の目的・趣旨	7
2.	意見聴取等措置が必要となる場面	9
3.	意見聴取等の実践について	14
4.	聴取した意見に対する対応	23
5.	上記意見聴取等措置の実施に向けた準備・留意事項	26
第3章 意見	表明等支援事業	
1.	意見表明等支援事業の目的・趣旨	29
2.	意見表明等支援を実施する場面	30
3.	意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項	38
4.	意見表明等支援事業の評価及び検証	52
第4章 こと	゛もの権利擁護に係る環境整備	
1.	こどもの権利擁護に係る環境整備の背景・目的	55
2.	個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み	56
3.	意見表明等支援事業の実施・活用促進等	65

4. こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発......67

## 1. こどもの権利擁護について

- こどもの権利擁護は、わが国のみならず世界的にもその重要性が明確に示されている事項である。1989年に定められた「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)では、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つを原則としており、日本も1994年に当条約を批准している。
- こうした動きもあり、平成28年度に改正された児童福祉法では、1947年の制定以降見直されることのなかった理念規定を、子どもの権利条約を踏まえ初めて見直すこととなった。具体的には、第1条にこどもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けることとし、これにより、こどもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされた。
- また、こどもの権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、国民、国や地方公共団体といった社会全体がこどもの意見又は意向を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められる。このため、同法第2条では、このことを全ての国民の努力義務として規定したほか、こどもの健やかな育成の第一義的責任を保護者としつつ、国及び地方公共団体も、ともにその責任を負うことが明記された。

### 児童福祉法 (抜粋)

- 第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を 負う。
  - 上記を踏まえると、本来、全てのこどもの権利は等しく守られるべきであり、都道府県等もその責任を担うことが責務となる。一方で、健やかなこどもの養育にあたり、保護者への何らかの支援が必要な場合、こどもが不適切な養育環境にある場合などは、上記に挙げたこどもの権利が制約される状況にあることが想定される。このため、こどもの権利擁護の仕組みを整備する上では、まずは、こども家庭福祉分野、特に児童相談所が関わるこどもを念頭に進める必要があるとして、近年、施策の検討が進められているところである。
  - また、障害者基本法第1条には「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念が規定されている。こうした施策の検討に当たっては、対象となるこどもには障害児が包含されることに留意する必要がある。

# 2. こどもの権利擁護に関する検討経緯

- 前述のとおり、平成28年度の法改正によりこどもの権利擁護に関する事項が法律上明記されて以降、その具体的な在り方についてはこれまで様々な議論が行われてきた。
- 例えば、「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年)では、児童福祉審議会による権利擁護の在り方や体制を全国的に示すことや、社会的養護に関わる全ての機関の専門的評価機構の創設やアドボケイト制度の構築等が提言された。また、都道府県社会的養育推進計画の策定要領では、当事者であるこどもからの意見聴取や意向をくみ取る方策、こどもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めることが定められ、これに基づき現在具体的な取組が展開されているところである。
- また、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年)でも、こどもの意見を聴く機会の確保や、意見表明支援の仕組みの構築、権利擁護の仕組み等が改めて検討事項とされた。
- さらに、これらの経緯を踏まえ、こどもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みの あり方等を検討し、目指すべき方向性を整理するため「子どもの権利擁護に関するワーキン グチーム」が設置され、以下の3点を含むとりまとめが公表された。
  - ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)が在宅指導措置、里親等委託、施設入所等の措置をとる場合には、こどもの年齢等に合わせた適切な方法により、あらかじめこどもの意見を聴取しなければならない旨を規定すべきであること
  - ② 都道府県等は意見表明を支援する者の配置などこどもの意見表明を支援する環境の整備に 努めなければならない旨を規定すべきであること
  - ③ 権利救済の仕組みとして、児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みを都道府県等が構築に努めなければならない旨を規定すべきであること
- 上記3点を含む「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)でとりまとめられた内容については、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会においても議論がなされた後、同様の内容が報告書に盛り込まれた。
- その他にも、以下に示すような報告、とりまとめ等が行われている。

タイトル	議論等の概要
社会保障審議会 児童部会 新たな子	児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護に関する
ども家庭福祉のあり方に関する専門委	仕組みやこどもの権利擁護に係る第三者機関の設置等
員会報告(提言)(平成28年)	を提言
社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における 子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ (平成30年)	行政処分に不服がある際にこども自身が児童福祉審議会に申し出ることを可能にするなどの枠組みの構築やモデル事業の実施等児童福祉審議会等の活用やアドボケイト制度の構築を提言
児童福祉防止対策の抜本的強化について	児童福祉審議会における意見聴取の際のこどもへの配
(児童虐待防止対策に関する関係閣	慮義務など児童福祉審議会の活用促進やこどもの権利
僚会議決定)(令和元年)	擁護の在り方に関する検討を行う旨を決定

# 3. 令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項

○ 前述の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書やワーキングチームのとりまとめの内容等を踏まえ、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)による改正後の児童福祉法(以下「改正児童福祉法」という。)では、社会的養護に係るこどもの権利擁護に係る様々な取組が規定された。都道府県等も、こどもの権利擁護に係る取組を引き続き推進することとされ、特に本法改正では以下の3点が新たに定められた。

#### <児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等> (意見聴取等措置)

- ▶ 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等※に意見聴取等を実施
- ※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新時についても同様。緊急一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。
- ➤ こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行う ために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置 を講じなければならない。

## <意見表明等支援事業(都道府県等の事業)>

- ▶ 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっているこども等を対象
- ➤ こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、意見聴取等により こどもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関 係機関との連絡調整等の支援を行う。

#### <こどもの権利擁護に係る環境整備>

- ➤施設入所、一時保護等の措置及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県の児童福祉審議会\*等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の行わなければならない業務とする。
- ※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、こども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政 機関に意見具申することができる。
- 各都道府県等は、本庁職員、児童相談所、一時保護所や、児童福祉施設、里親家庭等を含む 関係者間で、本改正児童福祉法の趣旨、また各事業の趣旨・背景等の十分な共有・理解を進 め、改正児童福祉法の施行期日である令和6年4月1日までに、準備を着実に実施していく 必要がある。
- また、各都道府県等では人員体制や予算等の制約、地域の社会資源の数や活動状況等、様々な実情があると考えられるが、「改正児童福祉法で定められているので形式上事業を立ち上げ、運営しておく」といった形のみの体制構築やスキームの検討・実践では、真にこどもの権利擁護が保障されるとは言い難い。改正児童福祉法及び各事業の趣旨・背景等を踏まえ、各都道府県等のおいてこの権利擁護に係る取組で本来実現すべきと考える将来像、こどもの支援体制、理念等を十分に協議することが望ましい。

# 4. 本マニュアルについて

- 本マニュアルは、「①こどもの意見聴取等措置」「②意見表明等支援事業」「③こどもの権利 擁護に係る環境整備」を担当する都道府県等担当者を主な読み手と想定し、これらの事業等 を各都道府県等が円滑に進められるよう、具体的に何を準備すればよいか、どのように進め ればよいかといった実施事項を示したものである。
- ①から③のそれぞれの事業等について、都道府県等が行うべき事項を場面(施設入所等の措置決定の場面、日常生活の場面など)ごとに示し、都道府県等が社会的養護に係るこどもの権利擁護に係る環境整備や意見聴取等措置等を実施するに当たって参考となるものにした。
- 実施事項を示すにあたり、本マニュアルでは実施が法律上の義務である事項のほか、「~すべきである」や「~することが望ましい」といった、法律上の義務ではないが、実施がなされることが求められる事項について、各事項の優先順位をできる限り検討し、それらの優先順位が分かるような表現とした。

文末表現	優先順位
行わなければならない	①法律上の義務事項
行うべき	②権利擁護の観点から特に優先して行う事項
行うことが望ましい	③権利擁護の観点から実施が求められる事項

各都道府県等ではこれらの記載内容も参考に、地域の実情や予算・人員体制等も考慮しながら、どのように事業を進めていくかを検討していただきたい。なお、本マニュアルに掲載した事項は、優先順位にかかわらず本来的には実施が望ましい。そのため各都道府県等では、全ての事項について実施に向けた検討を重ねていくことが望ましい。

○ また、マニュアル内に記載した取組等に関して、実際に都道府県等で類似の事例がある場合には、これを参考事例として適宜マニュアル内に掲載している。(事例の凡例は以下のとおり)必ずこのとおりに進めなければならないものではないが、貴重な参考事例としてぜひご参照いただきたい。

#### ●●の事例

◎: (利点、メリットを紹介)

!:(留意点を紹介)

• • • • •

○ 【事例本文】(●●県)

- 本マニュアルにおける「こども」は、在宅指導措置・施設入所措置・里親等委託・指定発達 支援医療機関委託・一時保護等で児童相談所が関わるこどもを対象としている。
- 本マニュアルにおいて、特段の法令名無しに条項が記載されている場合は、改正児童福祉法 (令和6年4月1日施行時点)の条項である。
- 本マニュアルの具体的な構成は以下のとおりである。

#### 第1章 総論(本項)

- 1. こどもの権利擁護について
- 2. こどもの権利擁護に関する検討経緯
- 3. 令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項
- 4. 本マニュアルについて

#### 第2章 こどもの意見聴取等措置

- 1. こどもの意見聴取等措置の目的・趣旨
- 2. 意見聴取等措置が必要となる場面
- 3. 意見聴取等の実践について
- 4. 聴取した意見に対する対応
- 5. 上記意見聴取等措置の実施に向けた準備・留意事項

#### 第3章 意見表明等支援事業

- 1. 意見表明等支援事業の目的・趣旨
- 2. 意見表明等支援を実施する場面
- 3. 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項
- 4. 意見表明等支援事業の評価及び検証

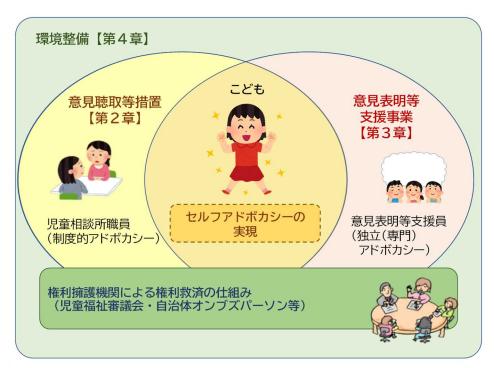
#### 第4章 こどもの権利擁護に係る環境整備

- 1. こどもの権利擁護に係る環境整備の背景・目的
- 2. 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み
- 3. 意見表明等支援事業の実施・活用促進等
- 4. こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発
- 5. 関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成
- 6. こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組

## 第5章 参考資料編

- 第2章から第4章に記載した事項の関係性を概括的に図示すると、以下のとおりとなる。
- こどもの生活場所が決まるなど、こどもに大きな影響を及ぼす行政処分である一時保護や里 親等委託、施設入所措置等の決定に際しては、都道府県等(児童相談所)の責任として、こ どもが十分に理解できるように説明をし、こどもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上 で、こどもの最善の利益につながる決定をしなければならない(第2章こどもの意見聴取等 措置)。

- また、意見表明等支援事業を活用し、児童相談所等から独立した立場である意見表明等支援 員が、こどもの意見形成・意見表明等を支援していくことも有用である。意見聴取等措置を とる場面に限らず、日常生活においても、関係者・関係機関とは異なる立場からこども主導 で意見を聴く役割を有する意見表明等支援員が関与し、こどもの意見形成及び意見表明を支 援することは、こどもの意見表明機会の確保の観点で大きな意義があると言える。(第3章 意見表明等支援事業)
- 都道府県は、児童福祉法により定められた、行わなければならない業務として、こどもの権利擁護に係る環境の整備を行い、第2章及び第3章のこどもの意見表明に関する取組はもとより、こどもの権利擁護を保障するための総合的な体制及び仕組みを構築することが求められる。具体的には、こどもが表明した意見の具体的内容を把握し、児童福祉審議会等で審議できる道筋を確保すること、こどもに対して自らの権利や権利擁護のための仕組みについて周知啓発を図ること、関係者・関係機関の権利擁護に関する理解醸成を図っていくことなどが求められる。(第4章こども権利擁護に係る環境整備)
- これら全ての取組により、こどもが自分の意見を持っていいし、話していいというこどもの 安心感や自己効力感が回復して成長し、こども自身が実現したいことを考え、それを周囲に 説明できる(セルフアドボカシー)ようになることが望まれる。



第2章から第4章に記載した事項等の関係性

# 第2章 こどもの意見聴取等措置

## 1. こどもの意見聴取等措置の目的・趣旨

○ 本章では、児童相談所等が措置や委託・一時保護等に際し、とらなければならない意見聴取等措置について、こどもの意見聴取・考慮・反映の一連のプロセスが実効性のあるものとして機能するよう、都道府県等が行うこと、実施に当たっての準備や留意事項などについて述べる。

## (現状)

- こどもにとって、在宅指導、里親等委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託といった措置は、その後の生育環境に大きな影響を与える。また同様に一時保護に関しても、こどもにとっては家庭から離れる一定の権利制約を伴うことから、こどもの心理にも大きな影響が生じうる。
- 現行の児童相談所運営指針や一時保護ガイドラインにおいても、里親等委託や施設入所措置・一時保護の決定等に際して、こどもや保護者等に十分説明し、意見を聴き、意向を十分尊重すべきことが定められており、こども家庭福祉に携わる関係者・関係機関はこどもから意見聴取をした上でこどもの最善の利益につながる決定をすることとされている。
- 令和2年度に厚生労働省が行った実態調査によれば、①一時保護等の決定、②入所措置等の 決定、③措置等の解除の各局面で、こどもの意見聴取の手続を設けている児童相談所は8割 程度、意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は5~6割程度となっている。 一方で、同調査では、意見又は意向などの聴取・考慮・反映における課題が複数挙げられて いた。
- こうした中で、社会的養護を経験したこども・若者からは「この先どうなるか、意見を尊重してくれた」「『あなたはどうしたい』ときいてくれた」という肯定的な声がある一方、「施設に行くかはきかれたがよくわからないまま決められた感じ」、「(一時保護について)「嫌だ」と言ったら『仕方がない』と言われた」などの声が寄せられているように、こどもにとって十分に説明された、聴かれたと実感するに至っていない、意見又は意向を尊重されていないと感じる場合も多々あることが示唆される。
- 「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究」(令和5年3月)(以下「令和4年度調査研究」という。)で行った、社会的養護のもとで生活するこどもからのヒアリングにおいても、「施設・里親家庭等で生活をすることになった際、そのことについて聞かれたか」という質問に対して「聞かれていない」と答えたこどもがいた。
- 上記のような現状を踏まえれば、こどもの意見を聴取する際に形式的な実施をもってよしとするのではなく、こどもの年齢や発達の状況を踏まえた適切な方法や支援によって意見表明の機会を実質的に確保する必要がある。こども家庭福祉に携わる関係者・関係機関は、意識的に措置や委託・一時保護等の適切な説明を行い、こどもの意見をしっかりと聴いた上で、こどもの最善の利益を優先して対応することが重要である。

### (今後の取組)

○ このような中、こどもの権利擁護に関するワーキングチームにおいては、措置や委託・一時 保護等の決定の場面においては、原則として、決定に先立ってあらかじめこどもが意見を言 える仕組みが必要であるとされた。

- 上記の議論を経て、改正児童福祉法では、都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等を採る場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとらなければならないこととされた(第33条の3の3)。
- また意見聴取等措置について、自ら意見を述べることが可能なこどもに対しては、意見聴取を実施しなければならないところ、本措置等の対象者には乳幼児や障害児等も含まれることから、意見又は意向として言語を発することができない又はそれが困難なこどもに対しては、様々なコミュニケーションツール、合理的配慮により、別途適切な方法や支援を検討・実施した上で、意向をくみ取ることなどが重要である。
- なお、意見聴取等措置は措置や委託・一時保護等に先立ってあらかじめこどもの意見又は意向を確認するものであるが、これはあくまで最低限行わなければならないものであり、こどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を図るためには、措置や委託・一時保護等に先立つ意見聴取等措置にとどまらず、措置や委託・一時保護等の措置を行った後においても、新たに得られた情報を含め、こどもに対して定期的に説明し、意見又は意向を確認し続けるべきである。特に、一時保護については、こどもが一時保護された後でなければ親や家族の状況を十分に把握できない場合があるため、一時保護されているこどもに対して、親や家族の現在の状況を含めた一時保護の必要性を、新たに得られた情報を含め定期的に説明すべきである。
- こどもが意見表明する上での障壁を取り除くとともに、そのようなこどもの状態について理解した上で、言語やそれによらない意見の表明を理解しようとする姿勢を持ち、年齢・発達の程度・障害の状態等に応じた聴取を行わなければならない。
- こどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を考慮した上で、措置や委託・一時保護等が行われるよう、都道府県等においては、以下に示す意見聴取等措置についての各種方策を講じられたい。

### (意見聴取等措置に関する児童福祉法の条文)

- 第33条の3の3 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置(以下この条において「意見聴取等措置」という。)をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。
  - 一 第 26 条第 1 項第 2 号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
  - 二 第 27 条第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
  - 三 第 28 条第 2 項ただし書の規定に基づき第 27 条第 1 項第 3 号の措置の期間を更新する場合
  - 四 第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

# 2. 意見聴取等措置が必要となる場面

### (意見聴取等措置の要件)

時点: 意見聴取等措置は措置や委託・一時保護等に先立ってあらかじめ実施しなければなら

ない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、一時保護等を行った後速やかに意

見聴取等措置をとらなければならない。

プロセス:措置や委託・一時保護等についてのこどもへの説明、こどもからの意見聴取等を行っ

たことをもって、意見聴取等措置がとられたこととなる。

説明内容:以下の事項について説明すべきである。

児童相談所の役割

・ こどもが置かれている現在の状況、親や家族の現在の状況

・ (一時保護の場合)一時保護ガイドラインで定められている内容

・ (措置や委託の場合)児童相談所運営指針で定められている内容

・ 聴取した意見の取扱い・権利救済の仕組み

聴取内容:以下の事項について聴取すべきである。

・ 現在検討されている具体的な措置や委託・一時保護等の内容に対する意見又は意 向とその理由、措置等に関する希望、不安等

・ こども自身が置かれている現在の状況についてどのように考えているか (親やきょうだい等の家族、友人との関係、今の生活でよいと思う点/変わったほうがよいと思う点など)

・ 今後、どのような環境で生活したいと思っているか

## (意見聴取等措置をとらなければならない場合)

○ 児童相談所は、第33条の3の3の規定に基づき、以下の(1)、(2)の場面において、事前の意見聴取等措置をとらなければならない。また、(3)の場面においても意見聴取等を行うべき又は行うことが望ましい。

※以下の図のうち、具体的な法律名を記載していない条項は、全て改正児童福祉法のものである。

施設・里親・指定医療機関等へ

\*赤枠内は意見聴取等措置を行わねばならない項目 相談の受付(相談・通告・送致) (緊急)受理会議 意見聴取等措置の実施① 在宅支援等 ① 一時保護開始 (在宅調査、入所等措置中含む) (法第33条第1項又は第2項) ・社会診断 ・心理診断 ・医学診断 ・ 行動診断(一時保護) 意見聴取等措置の実施①②③④ (臨時)判定会議・援助方針会議 改善等終結 ① 一時保護開始 (法第33条第1項又は第2項) ④ 施設入所等措置 ② 一時保護解除 (法第27条第1項3号) (法第33条第1項又は第2項) (法第27条第2項) ③ 児童福祉司指導措置等 不多 (法第26条第1項2号又は 第27条第1項2号の措置) 意見聴取等措置の実施5678 容 (臨時)判定会議・援助方針会議 ⑤ 施設入所等措置の停止 ⑥ 施設入所等措置の変更 ⑦ 施設入所等措置の解除 ⑧ 法第28条2項但し書きに基づく期間の更新

自立等終結

### (1)措置

- 以下の措置の決定・停止・解除・変更・期間の更新を行う場合
  - ▶ 第26条第1項第2号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合(在宅指導等)
  - ▶ 第27条第1項第2号若しくは第3号若しくは同条第2項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合(在宅指導等、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託)
  - ▶ 第28条第2項ただし書の規定に基づき第27条第1項第3号の措置の期間を更新する 場合
- 第27条の2第2項により、少年法の保護処分の決定によって児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置は、第27条第1項第3号の措置とみなすため、家庭裁判所の決定による入所措置をするこどもも意見聴取の対象となる。(なお、第27条の2第2項ただし書において、家庭裁判所の決定による入所措置については、児童福祉審議会の意見聴取の義務の適用が除外されている。)
- 措置や委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新等に際して、こどもの意見又は意向がしっかりと考慮されるタイミングで前もって意見聴取を行うことが原則であり、意見聴取等措置をとること自体が目的化しないよう、配慮しなければならない。

## (2)一時保護

○ 一時保護及び一時保護委託の決定、解除を行う場合(第33条第1項又は第2項) ※2か月を超える一時保護に係る家庭裁判所への申立てが却下されたことを受け、一時保護 を解除する場合を含む

※今後導入されることとなる、一時保護開始時の司法審査について、児童相談所による一時 保護状の請求が却下されたことにより、一時保護を解除する場合を含む

#### (3) その他 (意見聴取等を行うべき場面・行うことが望ましい場面)

- 第33条第5項に基づき2か月を超えて一時保護を行おうとするときに家庭裁判所の承認を 得る際には、こどもの意見聴取等を行うべきである。
- 第27条第1項第3号の措置をとることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、第28条第1項の規定に基づき、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置をとることができるが、家庭裁判所に申し立てる際においては、司法手続を行うことについても、こどもの意見聴取等を行うべきである。
- 自立援助ホームは措置解除者等が契約に基づいて入居するため、第33条の3の3における 意見聴取等措置の対象ではないが、里親等に委託されるこどもや児童養護施設等に入所する こどもと同様、こどもの最善の利益や権利擁護の観点などから、自立援助ホームの利用調整 を行う場合には、児童相談所が事業所と連携して、あらかじめこどもの意見聴取等を行うべ きである。
- 〇 母子生活支援施設は母子が契約に基づいて入所するため、第33条の3の3における意見聴 取等措置の対象ではないが、里親等に委託されるこどもや児童養護施設等に入所するこども

と同様、こどもの最善の利益や権利擁護の観点などから、都道府県等が利用調整を行う場合には、都道府県の福祉事務所が施設と連携して、あらかじめこどもから意見聴取等を行うべきである。

○ 自立支援計画については、児童相談所で作成した援助指針(方針)に基づき施設が中心となり策定していくものであり、今般の法改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)が改正され、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所の施設長等が自立支援計画の策定時にこどもの意見聴取等を行う旨の規定が設けられたところである。また、自立支援計画は、こども本人の自立に向けた支援方針を見直すなど、施設入所措置の解除、変更についても評価・検討していくものであり、策定後も定期的に(3~4か月に1回程度)見直しを行う中で、こどもの意見又は意向を継続して聴くべきである。

こうした自立支援計画の策定及び見直しの際は、施設長等のみならず、児童相談所職員も 直接こどもへの意見聴取等を行うべきである。それを踏まえて援助指針(方針)の見直しの 検討を行うとともに、施設長等に対して、こどもの意見又は意向を伝達して自立支援計画が こどもの意見又は意向、発達や心理的状況に応じたものとなるようにすべきである。

また、里親等に委託されたこどもの自立支援計画は児童相談所が中心となり策定するものであるため、児童相談所職員が自立支援計画の策定及び見直しの際に意見聴取等を行うべきである。

## 自立支援計画に意見聴取等を活用している事例

## ◎こどもの意見聴取結果を、自立支援計画等の見直しに活用

児童相談所職員の定期的な意見聴取結果は、こどもの援助方針の見直し等における貴重な情報となる。必要があれば意見聴取の頻度を増やす等の検討もされることが望ましい。

- 施設との役割分担もあるが、基本的に児童相談所は、施設入所後の措置解除、変更へ向けても関わることが必要。重要な方向性の検討・決定に向け、こどもの意見又は意向は施設だけでなく児童相談所でも確認すべきと考えている。施設入所中のこどもには、児童相談所の担当児童福祉司が措置の解除や変更といった支援方針に関するこどもの意見を直接聴取している。その内容も参考にしながら、必要に応じてこどもの意見を聴く機会を増やしたり、援助方針の見直しを行うなど、施設の自立支援計画や支援方針への反映等を行っている。(大分県)
- 施設入所中等のこどもについては、年に1度、自立支援計画策定の際に、児童相談所職員が直接訪問して、こどもの話を聴くようにしている。話すのが苦手なこどもの場合には、事前に施設職員や里親にヒアリングシートを渡して意見をまとめてもらっておくこともある。なお、里親委託の場合は2年おきに行う委託更新の際にも、児童福祉司と児童心理司が訪問し、こどもから意見をしっかり聴いている。(東京都)
- 面会通信制限(児童虐待防止法第12条)についても、こどもと親との関わりを制限するという、こどもにとって影響の大きい決定であることから、こどもの意見又は意向を把握するためにあらかじめ意見聴取等を行うべきである。また、行政指導によりこれを行う場合も同様である。

○ 第31条第4項の措置延長者については、本人の意に反し一時保護や入所措置等をとることはできないとされているが、一時保護の解除、措置等の停止・解除・変更に際しては、本人の安全等を損なう結果とならないよう、本人の置かれた状況を踏まえつつ真意を確認するなど、児童同様に意見聴取等を行うことが望ましい。

### (事前原則の例外等)

- 児童相談所等は、第33条の3の3の規定に基づき、上記の(1)、(2)の場面において、 原則として、意見聴取等措置を事前にとらなければならないこととされている。ただし、こ どもの生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合であらかじめ意見聴取等措置を とるいとまがないときとしては、緊急に一時保護をする必要があるなど緊急性が高い場合が 想定される。
- 上記のようにあらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、事後速やかに当該児童への意見聴取等措置をとらなければならない(第 33 条の 3 の 3 本文ただし書)。緊急性が高い場合について、こどもが精神的に混乱していたり、不安が非常に強く、極度に緊張していたりする等の理由で措置や委託・一時保護等に先だってあらかじめ意見聴取等措置をとることができない場合も想定されるが、このような場合にあっても、こどもの意見又は意向を尊重した上で、最善の利益のために措置や委託・一時保護等がとられることが重要であり、こどもの意見又は意向を聴取・考慮・反映する一連のプロセスが実効性のあるものとなるよう、事後速やかに事前の意見聴取等措置と同様の対応をとらなければならない。ただし、意見聴取等措置をとることにより強い不安を訴えたり、泣き出したり、冷静でいられない状態を示した場合には、17 ページ「(3) 年齢・発達の状況等に応じた配慮、こどもが意見を言いやすくするための工夫等の留意点」にも記載のとおり、こどもの心身の状況等に配慮しながらこどもの安全を図り、こどもの不安を受けとめた上で、適切なタイミングで速やかに行うことが必要である。
- また、以下の場合のように、措置や委託・一時保護等の決定・停止・解除・変更・期間の更 新等複数の処分が同時に行われる場合には、これらの処分についてまとめて意見聴取等措置 をとることとして差し支えない。
  - 例①:施設不調(里親不調)が起き、入所措置(里親等委託)の停止と一時保護開始を同時 に採った場合
  - 例②:里親等委託中に里親から被措置児童等虐待があり、委託措置を停止し、同時に一時保護を開始する場合

## ①事前に意見聴取等措置をとることができない場合の対応を決めている事例

○ 夜間、休日等、警察からの身柄を伴う通告の場合などは、受け入れる一時保護所職員が こどもの意向を十分に確認してから、一時保護を実施している。そして、翌開庁日に児 童福祉司等が改めて意向の確認をしている。また、病院等に一時保護委託する場合は、 けがの重篤度によっては意向確認ができない場合もあるため、状態に合わせて改めて説 明する。(東京都)

## ②意見聴取等措置を事前にとることができるよう、体制を組んでいる事例

○ 夜間、休日に緊急に一時保護を行った場合でも児童福祉司、児童心理司が個別面談を実施できるよう、当番制としており、平日日中以外でも意見を聴ける体制が組まれている。また、聴取後は速やかに面接記録を作成し、翌(開庁)日の会議で確実に担当者に引き継ぐようにしている。(大分県)

# 3. 意見聴取等の実践について

## (1) 意見聴取等を行う者

- 意見聴取等は、原則として児童相談所職員が実施する。
- 具体的な方法としては、以下が考えられるが、各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、 こどもの意見又は意向を適切に把握できる方法を検討することが重要である。
  - 担当の児童福祉司又は児童心理司(必要に応じて双方)が、意見聴取等措置を実施
  - ▶ 担当の児童福祉司・児童心理司とは別の職員が、意見聴取等措置を実施
- なお、児童相談所職員が意見聴取等措置をとる際、児童相談所職員には自らの意見を伝えづらいと感じるこどももいると考えられるため、第三章の意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて、意見表明等支援員がこうした機会においてもこどもの意見等の表明を支援したり、必要に応じて代弁するといった支援を行えるようにすることも、こどもが意見等を表明する実質的な機会を確保するために有用と考えられる。
- 下記の事例にみるように、児童の意見聴取を児童福祉司が行っている自治体や児童心理司が行っている自治体がある。各都道府県等における職種間の既存の役割分担や、各都道府県等の考え方(相談援助等ソーシャルワークの専門性を有する児童福祉司が行う方がよいか、心理診断・心理的ケア等の専門性を有する児童心理司か行う方がよいか等)に沿い、意見を聴くこどもにとって適切な者から聴き取りを行うことができるように検討と選定を行うことが重要である。もちろん、どちらか一方の職種のみという限定にとらわれず意見を聴くこどもの状況も考えながら、両者が適切に協力・分担して聴取を行うという視点も非常に重要である。

## ①児童福祉司が意見聴取を担当している事例

#### ◎ 児童福祉司の役割・専門性を活かした意見聴取が可能

児童福祉司は担当するケースのこどもとコミュニケーションを取る機会が多いため、こどもとの日々の 面談の機会に、意見聴取等措置の実施を、無理なく位置付けることが可能である。

○ 聴取は、基本的には児童福祉司が行う。例えば、こどもの意見のうちどの部分を親に伝えるべきか(又は守秘すべきか)を把握し、親との向き合い方を判断する必要があり、それは児童福祉司がこどもにしっかり確認をとった上で行うべきとの考え方による。一時保護にあたっては、虐待の初期対応チームと児童心理司がセットで聴取を行うこともある。心理的な傷つきが特に重いと予想されるケースや精神的な不安定さが予想されるケース等においては、児童心理司が同席することで、初期対応時の心理面でのサポートや、精神科受診の必要性の有無の見立て等に有効と考えている。(東京都)

○ 入所措置児童か、在宅支援児童かにかかわらず、児童相談所が援助方針を決定するに当たっては、原則児童福祉司が意見聴取を行っている。児童心理司は、児童福祉司が聴取したこどもの意見等について、個別面接時に真意の確認等を行う。その結果は児童福祉司とも情報共有を図る。(世田谷区)

## ②児童心理司が意見聴取を担当している事例

## ◎児童心理司の役割・専門性を活かした意見聴取が可能

児童心理司は、心理検査や観察、面接等をもとにこどもの心身の状況(知能・発達・情緒)や 適応状況を踏まえた上で、意見聴取を行うことが可能である。

- 検査、判定だけでなく、こどもの意見の聴取も児童心理司の主な業務のひとつに位置付けている。こどもの意見の聴取は児童心理司の育成計画の中に組み込まれており、組織としての日常的なOJTの中でトレーニングされている。こどもへの意見聴取は長く児童心理司が担っており、緊急時を含め、意向を確認できないことはほぼない。意向に沿わない一時保護も中にはあるが、その場合でも保護の経過の中で丁寧に話をする。(大分県)
- 一時保護や措置の際に、担当の児童心理司がつき、こどもへの面談を行う。一時保護の 最初の段階や、途中の段階、その後の処遇を決めるタイミングで、相談室や一時保護所 内の部屋でこどもに意向の確認を行う。児童福祉司も都度確認は行うが、こどもへの面 談や本音の聴き取り等は児童心理司が行っている。処遇決定の言い渡しなどの重要な局 面では、誰がどのように伝えるかを、児童心理司や児童福祉司、一時保護所職員と打ち 合わせをしてから臨んでいる。(長崎県)
- (意見聴取等措置の担い手は、基本的に児童福祉司としているが、)児童心理司は、児童福祉司が聴取したこどもの意見等について、個別面接時に真意の確認等を行う。その結果は児童福祉司とも情報共有を図る。(世田谷区)

#### (2)説明・聴取の内容

#### ア. 説明

- 措置・一時保護等の決定の場面に当たり、前述のとおり原則として事前に(やむをえず事前にできなかった場合には事後速やかに)意見聴取等措置をとるに当たっては、まずはこども本人が、自身の置かれた状況や措置等の内容を十分に理解した上で意見表明を行うことができるよう、以下の事項について、丁寧に説明を行うことが重要である。この際、権利ノートや図、イラストなどを用いて説明することが効果的と考えられるため、必要に応じて準備することが望ましい。
  - ➤ こども本人の生活に対して、児童相談所が果たしている役割
  - ▶ こどもが置かれている現在の状況、親や家族の現在の状況
  - ▶ (一時保護の場合) 一時保護ガイドラインに定められている説明の内容(一時保護の理由、目的、一時保護についての今後の見通し、所持品等の取扱いを含めた一時保護中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等)
  - ▶ (その他の措置等の決定の場面)児童相談所運営指針に定められている説明の内容(措置等の内容、当該措置等が必要と判断した理由、措置先の施設や里親等での生活等)

- ▶ 聴取した意見の取扱い(聴取内容を考慮・反映するプロセス、聴取した意見が誰に伝わるか)
- ▶ 第4章の児童福祉審議会等の個別救済の仕組みやその利用方法
- ▶ 第3章の意見表明等支援事業を実施している場合は、その仕組みや利用方法

## 説明の留意点や具体例 ※子ども虐待対応の手引き抜粋

- 一時保護時の場合
- ① 子ども本人が、帰宅を拒否し保護を求めている場合

子どもに対して虐待の事実関係や状況等を確認することはもちろんのことであるが、まず、子どもの話や言葉を十分に傾聴し、子どもに安心感を与えることが大切である。保護者の同意がなくても安全に生活できる場があることを伝え、一時保護所のパンフレットやアルバムなどを見せて具体的な情報を提供する。併設されている場合は、他児との関係などにも配慮して支障がなければ見学させてもよい。「少し親と離れて生活しながら、これからのことをいっしょに考えよう」などと話し、ひとりで問題に立ち向かうのではないということを伝え、不安な気持ちを少しでも取り除くような配慮が必要である。また保護者には一時保護の告知を行うが、その際、保護は子どもの状況を把握した児童相談所の判断により実施したのであり、子どもの意向により判断したのではないことを明確に伝え、また子どもにもそのようにあらかじめ説明する。面会や引取りについても、子どもの意向を聞いて判断するということを子どもに説明し、児童相談所として「安全を確認できない限り、親元に戻すことはない」という保証をする必要がある。

② 子ども本人が、一時保護を躊躇したり拒否している場合

虐待を受けた子どもは、人間に対する不信感を抱いていたり、心を開いて本当の気持ちを表現できないことが多い。保護者の前では萎縮して保護者の意向にそった返事しかできないこともある。また、悪いのは自分だから仕方がないと思い込んでいたり、家を出ることで親から見捨てられるのではないかという不安から、自分からはなかなか判断できないでいるような場合もある。したがって、虐待の事実があり、保護者からの分離が必要と判断される事例で、子ども本人が一時保護を躊躇したり、拒否する場合は、虐待の原因は子どもにあるのではないこと、児童相談所として「子どもの身の安全を確保するために、保護者には引き渡せない」という判断をしていることを子どもにわかりやすく伝える必要がある。

#### ○施設入所又は里親委託の場合

入所決定に至るまでに行われた面接その他の中で確認した子どもの意向を踏まえた上で、施設入所が最善であると判断したこと及びその理由を、子どもの年齢や特徴に沿ってわかりやすく説明する。 その上で、入所する施設や里親についての情報を提供し、事前に施設を見学したり、施設職員に一時保護所で面会をしてもらうなどして不安をやわらげ、疑問には丁寧に答える。入所期間や保護者との面会等の今後の見通しについても分かる範囲で伝える。今後のことについては、状況の変化によることから、子どもの意見を聴きながら対応していくことを説明する。

#### ○在宅援助の場合

具体的な援助方法とそのような方法をとる理由について、子どもにわかりやすく説明する。たとえば、「お父さん、お母さんは○○ちゃんの気持ちをもっとよくわかって、楽しく暮らせるようになりたいと思っている。そのために時々一緒にここに来てもらうことになった。」などと、通所指導や家庭訪問の目的や方法について子どもが安心感を持てるように話す。

#### イ. 意見聴取

- こうした説明を行い、こどもから質問を受けたり、こどもが説明を理解できたことを確認した上で、措置や委託・一時保護等に関するこどもの意見を聴取する。
- 特に、措置等の決定の場面における意見聴取等は、こどもの意見又は意向を十分勘案した上で具体的な措置等の決定を行えるよう、援助指針(方針)の検討における可能な限り早期の段階で選択肢をわかりやすく提示しながら実施することが適当である。こどもに対しては、意見又は意向が変わった時はいつでもその旨を伝えてよいと説明するなど、複数回にわたり意見聴取を実施する等の対応を行うことが望ましい。具体的に聴取する内容としては以下の事項が挙げられる。
  - ▶ 現在検討がなされている具体的な措置等の内容についての意見又は意向とその理由、 措置等に関する希望、不安等
  - ➤ こどもが置かれている現在の状況を、こども自身はどう考えているか(親やきょうだい等の家族、友人との関係、今の生活でよいと思う点/変わったほうがよいと思う点、など)
  - ▶ 今後、どのような環境で生活したいと思っているか
- また、こどもの年齢や特性によっては、口頭ではなく文章や図、絵で表現した方が、自らの 意見又は意向をありのままに表現できることがあるため、意見表出方法は口頭に限らない。

## (3) 年齢・発達の状況等に応じた配慮、こどもが意見を言いやすくするための工夫等の留意点

○ こどもの中には、大人に対する警戒心や不信感が強いこどももおり、初対面の大人に自分の 気持ちを打ち明けることが難しい場合が多くある。それが援助指針(方針)の決定というこ どもの生活に多大な影響を及ぼす決定の権限を有する児童相談所職員等に対してであれば、 なおのこと本音を話しづらく感じ、また話したことがどう受け止められるかを不安に感じる ことは想像に難くない。こどもにはこのような緊張感や不安を抱えている場合があることを 理解しながら、安心感を与えられるように面接を進める必要がある。

## 措置にあたり、丁寧な説明や意見聴取を実施している事例

## ◎こどものニーズ・希望に最大限配慮した措置等を実現

こどもによっては、自分の意見又は意向が自分でもよく分からない、うまく表現できないという状況もある。具体的で平易な内容・表現で説明することのほか、措置先の見学を実際に行う等、こどもに分かりやすく情報を伝えることにより、こどもが意見又は意向を話しやすくなりこどもの気持ちを踏まえた措置につながる。

○ 措置における意見聴取は事前に必ず行う。施設入所や里親委託については、一時保護中 に、こどもがどのような生活をしたいか、保護者に対する気持ちと併せて児童相談所が 確実に聴き取っている。

施設入所や里親委託に対して消極的なこどもも、そうでないこどもも含め、家での生活が難しいことを丁寧に説明した上で、必ず事前に施設の見学や、里親とのマッチングを 重ねている。施設見学は可能なら複数箇所行う。 今後どこで暮らしたいか迷っているこどもには、例えば里親家庭がどのような家なのか (犬がいるよ、等)ということや、学校の状況を伝えるなど、こどもが選択しやすいよ う、できる限り必要な情報を伝えている。(大分県)

- 児童相談所の援助方針会議で、こどもの暮らしの場や支援を検討する際は、必ずこどもの思い、願い、希望を共有する。「こどもはどう思っているの?」「こどもは何を願い、何を希望しているの?」「こどもがお話してくれた時、どんな様子だった?」と確認し、こどもの意見を踏まえ、「こどもにとって、どうなのか」「よりよい結果(暮らしの安定)がもたらされるのか」を吟味して、新たなこどもの暮らしの場などを決定する。こどもが意見を表明できるように、一人ひとりのこどもに応じて、様々なツールを用い、工夫しながら意見を聴いている。例えば、一時保護中のこどもが、これからの見通しを把握できるように、フロー図や絵などを描いて伝えている。こどもも、イラストや自分の思い、聴きたいことなどを楽しみながら、自由に書き込む。こどもと一緒に作成することを通じて、一時保護中の暮らしのイメージを共有できる。視覚化することで、互いに理解しやすくなる。(岡山県)
- こどもが表出した意見に対し、児童相談所がどのような考えでその決定に至ったかについて、児童福祉司、児童心理司が連携して、こどもに分かりやすい言葉やイラストなどをその場で書きながら説明を行っている。必要に応じて、説明した資料はこどもに渡すが、説明した内容等については、こどもの経過記録(いわゆる児童記録票)に記し、保管する(例:「記録の中に「イラストを使って説明を実施」等)。

また、こどもから聴取した意見を記録する際には、こどもの反応や気持ち、発言などを 丁寧に記載するようにしている。

なお、担当児童心理司は、所内援助方針会議時などの会議資料にこどもの意向を記載したり、こどもの気持ちを代弁したりする役割を担っている。(兵庫県)

### ア. こどもが意見を言いやすくする場づくり

- 前述のとおり、警戒心が強く、初対面の大人に自分の気持ちを打ち明けることが難しい場合 には、こどもの緊張感や不安感に共感しながら、安心感を与えられるように面接を進める必 要がある。
- こどもへの面接の案内を行うに当たっては、日時や面接実施者の案内のみならず、面接実施者がこどもと話したいと考えている内容、こどもからも考えを話してもらいたいと思っている内容を事前に伝えるのがよい。こどもの年齢・発達に応じてイラストを用いた手紙などで視覚的に訴えること、面接で話す予定のテーマを事前に伝えられる場合にはワークシート(年少児の場合は吹き出し付きイラストなど)を用いることも考えられる。さらに可能であれば、こどもから面接実施者(誰に伝えたいか)や面接を行うタイミングについて希望を聴くなどして、こどもが主体的に意見を伝えることができるような場づくりを行うことも大切である。
- 面接場面の環境自体もこどもの心理に大きく作用しうるため、例えば、大勢で児童を取り囲んだり、落ち着かない環境で面接をするなど、こどもに圧迫感を与えるような状況は避けるべきである。また、部屋の構造を変更するのは現実的には難しいものの、下記の工夫例等を参照しつつ、工夫を行うことが望ましい。

#### 面接場面の環境に関する工夫例

- こどもと面接を行う際、児童の年齢や発達の程度等に応じて、生活の中で馴染んだ私物 を持ち込んでもらうことが有効な場合がある。
- 普段からこどもがスクールソーシャルワーカーに相談をしていた場合など、こども本人 に馴染みがある方がいる場合は、意見聴取時に同席してもらうことが有効な場合があ る。
- 都道府県等は管内の児童相談所等に対して、こどもの年齢や発達の状況を十分に勘案した場づくりを行うよう促すため、各児童相談所等で共通して活用できるツールを配付したり、研修の機会に情報提供することが期待される。

## イ. こどもから意見を聴くときに留意・工夫が必要な点

- 発達段階における特徴(言語表現、認知・思考、記憶、感情)や心身の状況(発達特性・親子関係・虐待等による心理的な影響)など心理学の知見等を参考にしながら、そのこどもに応じて説明方法を工夫し、意見又は意向・心情を適切に把握することが重要である。
- また、令和5年度に「こども若者★意見ぷらす」の「ぷらすメンバー」に登録しているこども(小4~18歳)に対して改正児童福祉法について行ったアンケート調査(以下「令和5年度アンケート調査」という。)では、こどもが意見を言いやすくするためにこどもの意見を聴く大人はどんなことに気をつけるといいかといった設問(複数回答)に対し、「こどもの話を止めたりさえぎったりせず、最後まで聴く」(87.5%)、「こどもの意見を否定しない」(81.3%)、「こどもを急かさない」(74.0%)、「こどもが知りたいことをわかりやすく説明する」(71.9%)といった回答が多くみられたところであり、意見聴取等を行う職員は、こどもが意見を言いやすくなるよう、こうした基本的な対応を適切に行えるよう十分留意することが必要である。
- さらに、面接の場面でこどもが考えを話してくれることになったとき、社会的養護の経験者からは「多忙なケースワーカーに対して遠慮してしまう」との声も聴かれる。そのため、こどもから意見を聴くときは、聴取の技術的な工夫に加えて、こどもは立場上、意見を言いづらいことを留意しておく心構えも必要である。その上で、こどもが自分から意見を伝えようとしたとき、聴き手はまず意見を伝えようとしてくれたことへの肯定・感謝の意を示すことや、こどもからの意見又は意向を出来るだけ丁寧に受け止めようとする姿勢を見せていくこと等により、意見を言ってよいことを積極的にこどもに伝えることが重要である。
- 意見聴取等措置をとるに際しては、こどもが自身の意見を言うことを希望しない場合も考えられる。このような場合においては、言いたくないことは言わなくてもよいことをこどもに伝えることが重要であり、意見を言いたくないという気持ちも尊重し、児童記録票にはその旨を記載する。引き続きこどもの状態・心情に配慮し、適切なタイミングで説明を行い、意見を聴く機会を設けることが重要である。

## ①こどもから意見を適切に聴き取る上での工夫例

○ 可能な限り、クローズドクエスチョン(はい/いいえ形式)を使わず、こども自身の考えを直接言葉にしてもらうオープンクエスチョンを使う。それが難しい場合は、いくつかの選択肢からフラットに選んでもらう形式で問いかけ、こどもがどのような環境の中で生活したいのか、幅広く聴き取れるよう留意する。

- こどもには支援者の問いかけに追従して肯定する傾向があることや、初対面の(又はそれに近い)支援者に自分の考えを伝えづらい気持ちがあることを理解する。こうしたこどもの警戒・緊張に寄り添い、こどもが安心できるよう関わっていく。
- 発言する人が手に持ったり話しかけたりするトーキングオブジェクト (ボールなどのアイテムを持っている人が話すことができるというルールの下での会話)を活用し、年齢・性別を問わず考えを述べやすくなるよう配慮する。

## ②ツールを用いてこどもの意見又は意向を聴き取る工夫例

○ 判定会議の前、入所する施設が決定した際の援助方針会議の前、入所した後の援助方針 の見直しの会議の前には、担当児童福祉司・児童心理司が児童の意向を聴いている。(施 設入所決定の際の援助指針の書式の中に「本人の意向」を記載する部分がある。)それ以 外にも、一時保護所職員など他の職員による面談は行っているため、その際にこどもか ら新たな意向が示された場合は、改めて聞き取りを行う。

また、担当児童福祉司から措置等や家庭復帰の方針と理由を伝え、その後担当児童心理 司や一時保護所職員など他の職員が面接し、それに対する児童の思いを聴いている。(必 要に応じて、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチで紹介されているマイ・スリ ー・ハウスやワーズ&ピクチャーズを活用したり、再度担当児童福祉司等が話を聴くこ ともある。)(千葉県)

- 措置決定前に、担当児童福祉司・児童心理司が協力して、措置が必要な理由や措置先の情報、今後の見通し等について、こども向け資料を用いながら丁寧に説明している。こども向け資料は、ケースにより担当ケースワーカーが個々に作成しているほか、1枚の紙に書く情報を1つに絞る、登場人物や施設の絵等を入れる等の工夫をしている。また、児童相談所では、日頃から SoSA (サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ)の考え方を用いて子どもの意見や意向を大事にするケースワークを行っており、それが意見聴取を行う際の姿勢にもつながっている。(高知県)
- 発達に特性のあるこどもに対して、簡潔明瞭な言葉で伝えることや、絵や図で示すことなど、こどものコミュニケーション特性に応じた対応は、既にいくつかの現場で取り組まれているが、全国の児童相談所において、こうした配慮の必要なこどもに対する意見聴取等措置の実施体制を構築するに当たっては、以下の工夫を行うことが望ましい。

## こどもの発達状況、コミュニケーション特性に応じた聴取体制を組むための工夫例

- 比較的経験年数の浅い職員が、こどもの発達状況等に応じた聴取方法について理解を深められるよう、研修を受講する機会や、経験のある職員から指導を受ける機会を設ける。
- 社会的養護を経験した人から、こども時代に児童相談所職員等の説明を理解できていたか、どう話をしてもらえれば良かったか、といった話を聴く機会を研修等で設けることで、こどもの発達状況等に応じた留意・工夫の必要性について、児童相談所職員に気付きを得てもらう。

- 面接でこどもから直接聴取した内容・様子と、一時保護所・施設職員・里親等から聴き取った日常的なこどもの生活の様子などを比べて発言内容に違和感がないかを確認しつつ、それでもなおこどもの本音が引き出せているかを慎重に考慮するとよい。
- 意見聴取後にこどもの気持ちが揺らいだり、撤回する場合もあるが、こども自身の今後に関わる重大なことを決めるにあたり、こうした揺れが生じるのは当然のことである。その場合、揺れる心情を理解し、受け止めた上で、改めて説明を繰り返し、意見を聴くことが重要である。こうした丁寧な対応は、こどもとの信頼関係の構築につながっていく。

## ウ. 年齢・発達の状況等に応じて、意見聴取以外の方法を用いる場合

- 本措置は、基本的に意見聴取を行うことを原則とする。言葉による意見の表出が困難な場合 も、手話やトーキングエイド、文字盤、絵カードといった様々なコミュニケーションツール の活用、また適切な合理的配慮の実践により、こどもが意見又は意向を表明できるよう最大 限の配慮を行うこととなる。しかし、こうしたツールの活用、合理的配慮の実践をもってし ても、意見の表出が困難なこどもに対しては、意見聴取以外の方法を用いることが重要であ る。
- このような場合、非指示的アドボカシーの実施が想定される。非指示的アドボカシーは「意思と選好の最善の解釈」に基づいたアドボカシーであり、具体的な手法として、こどもとともに時間を過ごしている児童相談所職員が、こどもとの間で信頼関係を構築する過程で、こどもの生活スタイルや選好等を理解し、それらをもとにそのこどもの意思を推察することや、0歳児や幼児等自ら意見を述べる能力が未熟な場合であっても、言葉のみならず、その態様や行動変化など客観的な状況をくみ取ること、例えば、乳児について親と面会したときに、乳児院での様子との違いを観察するなどが挙げられる。
- また、児童発達支援を実施するに当たって必要となる基本的事項が示されている「児童発達 支援ガイドライン」では、障害のあるこどもへの具体的な働きかけ・支援に関して、以下の 記載がある。これはこどもの支援に当たっての配慮事項であり、意見聴取を直接的な目的と した工夫・取組例ではなく、また下記のような特性のあるこどもには必ずこのような支援・ 意見聴取に当たっての配慮が必要となるものではないが、適切な意見聴取を行うために必要 な配慮の一例として参考とされたい。
  - ▶ 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すとともに、人との関わりを広げていけるようにすることが必要である。また、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
  - ▶ 重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心を持った体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。
- このようなこどもの選好の理解、意見又は意向の推察については、こどもの支援に携わって からの期間が短く関係構築が十分でない場合など、児童相談所職員のみで行うことが困難な 場合もあると考えられる。その際は、こども本人をよく知る関係者(利用している障害福祉 サービスの職員等)へ事前にこども本人のコミュニケーションの方法を聞いておく(本人が 「良い」「そうしたい」と思うときにどのような行動・表情をするのか等)ことや、必要に

応じ意見聴取等の場面に同席してもらうことなど、周囲の協力も得ながらこども本人の意向 を適切に推察するべきである。

## ①乳幼児や障害など配慮が必要なこどもたちに対して意思の推察を実施している事例

- 乳幼児や障害児等のケースでは、特に、緊張や不安・不快を感じると、黙って周囲の様子をうかがう状態になるなど、自身の気持ちを上手く表現できなくなることもある。このため、以下の点に留意しつつ、こどもがリラックスした状態で面会できる環境を整えるようにしている。
  - ① 1日のスケジュール (授乳・食事、おやつ、お昼寝、外遊び等のルーティン)を確認 の上、こどもの機嫌がよさそうなタイミングで日時を設定する。
  - ② こどもが寝ている場合や機嫌が悪い場合は、無理に面会しようとせず、そのままの状態でこどもの様子を観察する。
  - ③ こどもが機嫌よく遊んでいる場合でも、急に1対1で面会するのではなく、少しずつ 遊びの輪に入っていくなどして、自然な接触を心掛ける。
  - ④ こどもが何かを話したり絵を描いたりしている場合は、無理にこれを遮らず、ありのままの様子を観察する。
  - ⑤ こどもを質問攻めにしない。無理に気持ちを語らせようとしない。
  - ⑥ こどもには常に笑顔で接し、これに対してこどもの表情がどのように変化するかを観察する。
  - ⑦ こどもの応答の評価は、こどもの視線がどこを向いているかや、質問と回答が噛み合っているか等にも注意しつつ行う。
  - ® 初回面会時のこどもの反応の評価は、特に緊張や不安を感じやすい状況であることも 踏まえつつ、先入観なく行う。
- また、幼児であっても、家族の絵を描いたり、「ママ」「パパ」と言いながら誰かを探す そぶりをしたりする様子から、家族と会いたい気持ちを推察できるケースもある。
- 乳幼児・障害児等の確認・評価事項(記録への記載事項)

#### ア 直接確認した内容

こどもの発達・発育・発語の状況、栄養状態、健康状態、衛生状態、負傷の有無及び その状況、服装、乳児院職員に抱かれた際の乳児の様子、確認者が笑いかけたり手を 振ったりした際の乳児の様子 等

#### イ 乳児院職員から聴き取った内容

こどもの発達・発育・発語の状況、性格・特性、栄養状態、健康状態、衛生状態、負傷の有無及びその状況、授乳・食事の状況、睡眠状況等

保護者面会や外泊の状況、保護者等家族の状況、里親等・乳児院等による支援の経過 等

#### ウ 所感・方針

上記ア・イを踏まえた所感、気になる点 (アレルギーの確認の有無等)、留意点、等 (明石市(社会福祉審議会こどもの権利擁護部会))

## ②こどもの特性に応じた意見聴取方法を組織として検討している事例

○ こどもに発達特性がある場合は、まずは児童福祉司と児童心理司で援助の進め方を検討し、こどもの知的レベルに合わせたり、文字にして説明する工夫を行うほか、必要に応じて一時保護所職員、施設職員を含めてこどもが理解しやすい最も適切な説明方法を協議しながら進める。(世田谷区)

# 4. 聴取した意見に対する対応

## (1) 聴取した意見又は意向の考慮、反映の検討

- 意見聴取等措置により把握したこどもの意見又は意向は、援助指針(方針)会議等の場において児童相談所の関係者で共有し、これを十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮して、組織として支援の方法や内容等を検討する必要がある。結果的にこどもの意見又は意向を反映した支援方針の決定が難しい場合でも、可能な限りこどもの意見又は意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行うべきである。なお、措置や委託、一時保護はあくまでもこどもの最善の利益を優先して考慮した上で決定すべきものであり、児童相談所や関係機関が専門性に基づき責任を持って判断するものであることは言うまでもない。
- 第27条第1項第1号から第3号までの措置(第3項の規定により採るもの及び第28条第1 項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは第2項の措置を採る 場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他 の措置に変更する場合で、こどもが措置を拒否する等こどもの意向が当該措置と一致しない 場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない(第27条第6項、法施行 令第32条第1項)。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の 意見を聴くいとまがないときは、この限りではない。

#### (参照条文)

児童福祉法 (抄)

- 第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
  - 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
  - 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは 事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の 住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若 しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者 等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児 童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第 1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。
  - 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養

護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。 ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第3号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設(第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

#### $(3)\sim(5)$ (略)

⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置(第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

#### 児童福祉法施行令(抄)

第32条 都道府県知事は、法第27条第1項第1号から第3号までの措置(同条第3項の規定により採るもの及び法第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。) 若しくは法第27条第2項の措置を採る場合又は同条第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は都道府県知事が必要と認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

### (2) 意見聴取後、記録の作成・管理を適切に実施する方法

- こどもから聴取した意見は、児童記録票に記録して保管する。
- 記録には、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載する。
- 聴取内容は、こどもから聴き取った内容をそのまま記載し、必要に応じて聴取内容を要約する。可能な限り聴取者が理解した内容に相違がないか、こども本人に確認することが望ましい。
- 児童の心情が揺らいだり、当初の意見等を撤回したりすることも考えられるが、そのような場合には、そうした揺れ動きも受け止め、児童の意見等として記録する。また、児童が意見を言いたくないという態度を示しているときはその旨を記録する。
- そのような場合のほか、乳幼児や障害児など、言葉による意見の表出が困難な児童については、その泣き方や表情、しぐさや身振り等の反応や行動変化を客観的に記録する。例えば、乳幼児について、保護者が近くにいるときとそうではないときの様子の違いを観察して記録することなどが考えられる。
- こどもの反応・様子は、観察によって得られる事実を記載し、分析評価等の見立ては所見と して、事実とは明確に区別して記載するよう留意する。
- なお、「出自を知る権利」の保障や「ライフストーリーワーク」などの取組を行う観点から も、記録の記載については、記録者以外が読んでも、理解・納得ができる内容であることが 求められる。

## ①意見聴取内容の記録を所内会議資料に入れ込んでいる事例

○ こどもから聴き取った内容は児童心理司の記録に記載する。援助方針会議、途中の判定 会議などの資料にも、こどもの意見を記載、共有し、残すようにしている。(長崎県)

### ②意見聴取内容を支援記録に書き込んでいる事例

○ 意見聴取等の記録はそれ単体を個別に作成・保管することはないが、権利擁護に対して 説明した事実、こどもの反応等について支援記録に速やかに記入することで対応してい る。(世田谷区)

### (3) こどもへのフィードバック

- 児童相談所は、(1)のとおりこどもの意見又は意向を十分勘案した上で、措置や委託、一時保護等の決定をした後、こども本人に対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明し、フィードバックを行う必要がある。特に、こどもの意見又は意向と反する意思決定を行う場合には、その決定がこどもの最善の利益を守るために必要であること等について説明を尽くすことが求められる。こどもへの説明は、児童福祉司又は児童心理司、あるいは児童福祉司と児童心理司が一緒に対応するなど、こどもの状況に応じた対応を行うことが適当である。
- フィードバックについても、児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載することが望ましい。

## ①フィードバックの担当者を個別に決めている事例

- 最終的な総合診断の後、その結果のこどもへのフィードバックは、基本的には児童福祉 司が行う。ただし、「このこどもに対しては児童心理司から丁寧に説明した方が良い」と 判断される場合は、児童心理司同席でフィードバックを行うなど、方法は様々である。 (東京都)
- 保護者やこどもへのフィードバックも児童心理司が中心となるが、保護者と多く対応している児童福祉司が参加することもある。支援方針についてなど重要な面接は、児童福祉司、児童心理司が一緒に伝えている。(大分県)

## ②児童福祉司とアドボケイトが協働してフィードバックしている事例

○ 援助方針会議等で施設入所が決定した際は、児童福祉司がこどもとの面談の中で、まず「施設入所に決まった」等の決定事項を伝え、その後に「これから施設を探すから少し時間が欲しい」などの詳細や予定などを説明するようにしている。また、決定内容を伝えた時は、その後、アドボケイトからこどもに今の気持ちを聴いてもらっている。(港区)

# 5. 上記意見聴取等措置の実施に向けた準備・留意事項

- 意見聴取等措置は児童相談所職員が実施者となることから、こどもの意見聴取が形骸化せずに実効性のある運用がなされるためには、児童相談所職員が、こどもの意見表明権に対する理解を深め、適切な意見聴取及びそれを尊重しつつこどもの最善の利益を優先して考慮した決定ができるような技量を身に着けることが不可欠である。
- すでに児童福祉司任用前講習会や児童福祉司任用後研修には、こどもの権利擁護に関する内容が含まれているが、都道府県等においては、さらに、こどもの意見表明権やこどもの意見聴取等措置の趣旨・目的、適切な運用方法など、本マニュアルの内容等を研修カリキュラムに盛り込むことなどにより、児童相談所職員全員(特に児童福祉司・児童心理司)が適切な対応を行えるような環境を整備することが求められる。
- なお、施設入所等の場合、自立支援計画の策定時の意見聴取等措置には施設職員も関与することから、こどもの権利擁護に関する基本的な概念の確認、また意見聴取等措置の目的・内容の習得の対象には、施設職員を含めることが望ましい。また、施設への入所措置をとるに当たっては、児童相談所職員と施設職員が、自立支援計画がこどもの意見又は意向を踏まえたものであるかどうかについて、施設入所後定期的に(3~4か月程度に1回)把握する必要があることを入所の際に確認しておく。
- また、意見聴取等措置は、児童福祉司や児童心理司をはじめとした児童相談所・一時保護所の職員及び施設職員(施設での自立支援計画の策定・見直し時)の業務として法令上に位置付けられることとなる。日々の業務の流れを改めて確認し、各児童相談所等の体制等を踏まえ、効果的に意見聴取等措置をとる方法について、本マニュアル等を参照しつつ、各自治体・児童相談所等で具体的な議論が必要である。

#### ①自治体での人材育成に関する事例

○ 児童相談所職員人材育成研修において、「こどもの権利について」をテーマに、職員の経験年数に応じて、グループワークを実施し、互いに学び合っている。

新任者に対しては、新任者研修の1日目に実施し、こどもの立場に立って、支援を必要としているこども達が求めていることを考えるワークを行っている。ワークを通じて自分自身の価値観を振り返るなど、日々の相談支援活動の中で、こどもの権利に基づいた実践を行うための基盤づくりをしている。

また、管理職を含めた児童相談所職員に対して、「子どもの権利擁護推進事業」の実践報告を行い、こどもが表明した意見等を含む取組状況について共有し、「こどもの権利」について意識の醸成を図っている。(岡山県)

- 入所措置、一時保護時や解除時やそれに至った経緯などを、児童福祉司、児童心理司、 一時保護所職員等が連携し対応している。 具体的な役割分担は下記のとおり。
  - ・児童福祉司…基本的に保護者対応を担う。また、保護者との話を踏まえ、こどもに面接結果を伝えたり、こどもの気持ちを聴取したりする。また、こどもに対し、判断の説明を丁寧に行う。
  - ・児童心理司…主にこどもへの面接を担う。児童福祉司の説明を受け、こどもがどんな 思いをしているか、これからどうしたいか、保護者へ伝えたいことは何かなどを聞き取 る。こどもへの面接は児童福祉司と同席で行う場合もあり、内容や関係性によって対応 を分けている。

- ・一時保護所職員は、面接場面ではなかなか切り出せなかった思いを聞き取り、整理する役割を担っている。納得しているような雰囲気で児童福祉司、児童心理司との面接を終えるが、一時保護所に戻ると、「納得がいかなかった」と話すこどもや、その場では話を理解できなかったこどももいる。そのため、一時保護所職員が児童福祉司、児童心理司から面接内容を把握し、こどもに対するその後のフォローを行うようにしている。また、フォローの際のこどもの様子を再度児童福祉司等に伝えている。(兵庫県)
- 意見表明支援事業の実施に伴い、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等を中心に 年3~4回程度意見表明支援に関する研修(意見表明支援員との合同研修等)に参加 し、権利擁護やこどもの意見表明に関する知識や意識の向上等に努めている。研修の詳 細は下記のとおり。
  - ・時間数:1回2時間程度。意見表明に関する座学と、事例検討を行っている。
  - ・対象の年次:年次の指定はせず、幅広く参加を促している。対象職種は、児童福祉 司、児童心理司、一時保護所職員。
  - ・研修項目:座学と事例検討。
  - ・講師、担当部署:委託先弁護士会弁護士と本庁主管課事業担当者。 (兵庫県)

## ②施設において意見聴取等が行われた場合の記録に関する事例

○ 施設等の指導監査時において、児童自立支援計画策定時におけるこどもの意見聴取の場の設定及び意見聴取の日付・内容を、各施設の行動記録の中に記載するよう指導している。

また基幹的職員研修において、児童自立支援計画策定時におけるこどもの参画の必要性・重要性について周知啓発を行っている。

例えば、施設で実効性のある自立支援計画の策定に向けた留意点として、「ヒアリングを対面で実施し、日付を確認しているか」、「(こどもの) 各意向が、直近に確認した現在の状況に更新されているか」、「長期目標が本人や保護者等の意向を踏まえた内容になっているか」等を挙げて、説明を行っている。

また児童自立支援計画策定における、「こどもが自立支援計画の策定に参画していない」等の課題を解決するために、以下の点をポイントとして挙げている。

- ・「職員がこどもの意向を聴く」ことが大切だとして、「日常生活の中の会話からでも良いので、こどもの本音を理解していくべきこと(会話が成り立たない場合は推し量ることも必要)」
- 「児童自立支援計画という存在をこどもが知ることが重要である」こと
- ・「職員だけで目標を決めず、主体はこどもにある」こと
- ・児童自立支援計画の策定時・策定後に、こどもに見せなければならないこと (香川県)

## 意見聴取等措置の流れ

## STEP1 こどもへの説明

こどもが置かれている現在の状況、児童相談所の役割・一時保護ガイドラインで定められている内容、聴取した意見の取扱い・権利救済の仕組み等について、こどもが理解できるよう説明。

#### STEP2 こどもからの意見聴取

措置・一時保護等についてどのように考えているか、またこども自身が今後どうしたいかについて、幅広く意見又は意向を聴取。

#### STEP3 記録作成

こどもへの説明内容・聴取内容、こどもの反応・様子を記録し、適切に保管。

#### STEP4 聴取した意見又は意向の考慮、反映の検討

こどもの意見又は意向を児童相談所関係者で共有、勘案した上で、組織として支援の方法・内容を検討。

#### STEP5 こどもへのフィードバック

措置や一時保護等の決定後、こども本人に対して速やかに決定内容と理由を丁寧かつわかりやすく説明。

# 第3章 意見表明等支援事業

# 1. 意見表明等支援事業の目的・趣旨

- 本章では、こどもの意見表明権などの保障を目的として、こども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できる(セルフアドボカシー)ように支援することを前提として、その具体的な取組としての意見表明等支援事業を都道府県等が実施する際の準備や運用について述べる。
- 児童の権利に関する条約第12条の理念も踏まえ、改正児童福祉法第2条では、児童の年齢 及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される旨が 規定されているが、その趣旨を実現するためには、こどもが意見表明する機会を確保するの みならず、こどもの意見表明を支援する仕組みもあわせて構築することが重要である。
- こどもの中には大人に意見を表明することへの抵抗感や、自分の考えや思いを意見として整理し表明することが難しいために、一人では意見又は意向を形成し表明することに困難を抱える者も少なくない。被虐待経験を有する場合や、代替養育のもとで生活しているこどもの中には、大人に対して根強い不信感を持ち、対面で意見を表明する場面になると、緊張したり、精神的に混乱したり、無口になったりと意見表明が困難になる場合もあると考えられる。また障害児や乳幼児には、言葉による意思表示が難しいこどももいる。さらに社会的養護の下で生活するこどもの中には、「大人に意見を伝えたとしても、受け止めてもらえない」と大人に意見を表明すること自体を諦めているケースもある。このため、意見表明の機会が確保されたとしても、適切な意見表明支援が伴わなければ仕組みが有効に機能しないケースも生じうる。
- こうしたことから、改正児童福祉法では、児童相談所長等の意見聴取等の対象となっているこども等を対象として、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等の必要な支援を行う事業(意見表明等支援事業)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施がなされることが都道府県等の努力義務となった(第33条の6の2)。
- 令和4年度調査研究において実施した社会的養護のもとで生活するこどもからのヒアリングにおいても、「要望等は伝えることができているか」という質問に対して、「言っている」と答えたこどもがいる一方で、「家に帰りたい等、まわりの大人に伝えている。外出はできるが、実際に家に帰ることは出来ない」「言ってもちゃんと聞いてもらえない。言う気はない」「もともと自分の意見をはっきり言えないので、言えない」と答えたこどももいた。「アドボケイトの人と話して、一緒に言ってもらう」と答えたこどももおり、意見表明等支援員の存在がこどもの意見表明をエンパワーすることがうかがえた。

また、令和5年度アンケート調査では、どのような仕組みがあれば自分の家以外の場所に 保護をされたことや保護をされた後の生活についての希望や悩みなどについて意見を言いや すくなるかといった設問に対して、6割を超えるこどもが意見表明等支援事業に相当する仕 組みを選択していたところであり、こうした仕組みへのこどもの需要の高さも示されている ところである。

○ 意見表明等支援員の活動がこどもの意見表明の機会に関与することで、こどもの意見又は意向が適切に関係機関へ届けられるよう、都道府県等では以下に示すような各種方策を講じることで事業の適切な構築を図られたい。

# 2. 意見表明等支援を実施する場面

- 意見表明等支援事業は、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置をとることに係る意見又は意向及び第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう(第6条の3 17項)。具体的には、一時保護所や施設・里親家庭等において、意見表明等支援員がこども本人や関係機関の求めに応じたり、定期的に訪問したりすることにより、生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見などを取り扱うものである。
- 本節では、意見表明等支援を実施することが想定される主な場面を示す。実施主体である各 都道府県等においては、この事業がこどもの意見表明権の保障につながるよう、地域の実情 も踏まえながら効果的な事業スキームを検討することが望まれる。

## (1)措置等の決定の場面

- こどもにとって、在宅指導、里親等委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託といった措置は、その後の成育環境等を決める重大な決定である。一時保護に関しても、こどもにとっては親や友人、学校と引き離される経験であって、一定の権利制約を伴うものであり、こどもの心理にも大きな影響が生じうる。
- 現行の児童相談所運営指針やこども虐待対応の手引きでもこどもの意見を聴くことを明示的に求めており、こども家庭福祉に携わる関係者・関係機関は意見聴取をした上でこどもの最善の利益につながる決定をするよう努めているものと考えられる。しかしながら、社会的養護を経験したこども・若者からは「(一時保護について)『嫌だ』と言ったら『仕方がない』と言われた」などの声が寄せられているように、こどもにとって自分の意見を十分に聴かれたと実感するに至っていない場合も多々あることが示唆される。
- 上記のような現状を踏まえれば、こどもの意見表明が形式的なものとならないよう、こどもの年齢や発達の状況を踏まえた適切な方法や支援によって意見表明の機会を実質的に確保する必要がある。その際、児童相談所職員が改正児童福祉法に定められた意見聴取等措置を行うことに加えて、意見表明機会の一層の強化を図るために意見表明等支援事業を活用することは、意見表明機会の実質的な確保のために有用と考えられる。具体的には、例えば、里親等委託・施設入所の措置を決定する場面などで、児童相談所における援助指針(方針)会議等の決定の場において、あるいはその場に先立って、意見表明等支援員がこどもの意見又は意向を児童相談所に伝え、その意見又は意向が適切に考慮された上で措置等の決定がなされ、その結果がこどもの納得が得られるようにフィードバックされたことを確認するといった対応が考えられる。
- 国のモデル事業を通じて同事業を先行実施している自治体からは、こうした場面で意見表明 等支援事業を実施する意義・効果や実施上の留意点として以下のような事例が報告されてい る。

## ①一時保護所での、保護決定に関連する意見表明等支援の事例

## ◎こども本人が意見表明を行える機会の確保

一時保護はこどもにとって家庭から離れる一定の権利制約を伴うものであることから、一時保護されたこどもに対しては速やかに一時保護や一時保護の理由に係る意見表明支援を行う必要がある。

○ 緊急時の一時保護であっても、児童福祉司は、必ずこどもと面接して、一時保護の理由 を説明し、こどもの意思を確認している。これに加え、一時保護後に、アドボケイトが こどもの意見を聴くようにしている。(港区)

## ②施設入所措置・里親委託の決定等の場面での意見表明等支援の事例

## ◎第三者が関与することで、こどもの率直な意見表明を支援

こどもが日頃関わる児童福祉司に遠慮して、施設入所等の措置決定に対する自身の意見をうまく 伝えられない等のケースでは、意見表明等支援員の存在は、こども本人の率直な意見表明のため に特に重要である。

- こどもが施設入所を希望していないが、児童相談所としては施設入所を選択しなければならない状況になった時、ケースワークを行う担当児童福祉司が意見聴取を行うと、こどもの中には、担当児童福祉司が一生懸命に支援をしてくれるので、その担当児童福祉司に遠慮して意見を伝えられないことがあるかもしれない。この点は、第三者であるアドボケイトが担当児童福祉司とは別に意見表明を支援してくれると解決するだろう。担当児童福祉司とアドボケイト、それぞれがこどもに関わるのが理想である。(高知県)
- 援助方針会議等で施設入所が決定した際は、児童福祉司がこどもとの面談の中で、まず「施設入所に決まった」等の決定事項を伝え、その後に「これから施設を探すから少し時間が欲しい」などの詳細や予定などを説明するようにしている。また、決定内容を伝えた時は、その後、アドボケイトからこどもに今の気持ちを聴いてもらっている。(港区)(第2章再掲)

#### (2) 自立支援計画策定の場面

- 自立支援計画は、こども本人の自立に向けた目標設定や施設としての支援方針を定め、施設や里親家庭等での生活や措置等解除後の進路、家族との関係にも関わるものであるためであり、こどもの意見が十分に聴かれることが求められる。
- 一方で、こどもから「(自立支援計画について) 意見を聴かれていないと思う」、そもそも自立支援計画を「知らない」などの声も寄せられており、措置等の決定の場面とこどもにとって十分に聴かれたと実感するに至っていない場合もあることが示唆される。
- このため、自立支援計画の策定の場面においても、児童相談所や施設等の職員がこれまで以上に意識的に意見聴取を行うことに加えて、意見表明等支援事業を活用することが有用と考えられる。

### (3) 里親家庭・施設や一時保護所における日常生活の場面

- 社会的養護のもとにいるこどもにとって、児童相談所の措置等によって生活することになった里親家庭や施設は、本来、安全な環境で安心して過ごせる場所である。しかしながら、それまで自己決定の機会が乏しい状況におかれてきたこどもにとっては、自らの思いを表現することができずに感情を不必要なまでに溜め込んでしまったり、表明したい気持ちの言語化が苦手だったり、自身にまつわる様々な決定に対してはっきりと不服を伝えられなかったりすることがある。このため、こうした日常生活の場面においても、生活の中で抱く悩みや不満等についてこどもが自らの意見又は意向を表明できるように支援していく必要がある。
- この点、こどもが生活する場でのケアに携わる関係者・関係機関において、こうしたこども の意見を聴く努力がなされているものの、令和2年度に厚生労働省が実施した実態把握調査 によれば、児童相談所はこどもの意見聴取に関して「聴取側の体制が不足している」「児童 相談所や施設職員が聴き取ると中立的な立場でない」等の課題を感じていた。
- 令和4年度調査研究において実施した社会的養護のもとで生活するこどもからのヒアリングにおいて、こども達に、アドボケイトに関わった経験について聞いたところ、「2~3回くらい来たことがあり、遊んだこともある。話しやすく、いつも接している大人でないからこそ言えることがある。」「身近な大人に言える悩みは、直接その人に伝えている。自分から言えないことをアドボケイトに言ったりしている」と話したこどもがいた。普段そのこどもと関わらない大人だからこそ、こどもが話せることがある。
- これらのことも踏まえれば、こうした日常生活の場面においても関係者・関係機関とは異なる立場からこども主導で意見を聴く役割を有する意見表明等支援員が関与することは、こどもの意見表明機会の確保の観点で大きな意義があるといえる。特に日常生活場面では、こどもが意見表明等支援員を利用したいと思った時に連絡する手段が確保されていることが重要であり、先行して意見表明等支援事業に取り組んでいる自治体からもこどものアクセス保障の重要性が指摘されている。例えば、意見表明等支援員がこどものいる場所へ定期訪問したり、こどもが意見表明等支援員を呼ぶことができる仕組みを整備すること、そしてそれらをこどもに反復的に伝えて理解を定着させることが重要となる。

## ①一時保護中のこどもへの訪問

### ◎こどもが不安な時期に純粋な聴き手を確保

一時保護中は不安がある時期であるため、こどもたちは純粋に自分の話を聴いてくれる人を求めている。そのため、こどもへの助言や指導とは無縁の存在である意見表明等支援員が一時保護中のこどもを訪問し、施設生活や今後の方針等の意見を聴くことには大きな意義がある。1

#### ◎こども自身の自己効力感の向上

児童相談所が関わるこどもたちの中には、小さいころからの生育歴の中で、自分の意見を聴いてもらえなかった経験を持つこどもたちもいる。こども自身が意見を述べ、それが適切に扱われたり身の回りの仕組み等に反映されるという経験は、こどもの自己効力感を向上させ、また「意見を言ってもよい、反映してもらえる」という安心感にもつながる可能性がある。このような経験は、こどものセルフアドボカシーの意識醸成など、こどもの成長発達する権利の保障にも寄与する。

また、これはこどもの年齢によらず、どのこどもにも共通することと考えられる。

<sup>1 「</sup>おおいたの子ども家庭福祉」(明石書店) 201-202p 参照

- アドボケイトの活用やこども会議、意見箱の運用を通して、こどもの権利擁護に関する 取組を実施している。これらの意見が一時保護所の環境改善や生活ルール等に反映され ることを通して、こどもが自分の意見又は意向を伝える意味を知り、説明する力が育っ ていると感じられる姿も見られている。(港区)
- 基本的に小学生以上のこどもの一時保護を担う一時保護所では、意見表明等支援事業も 小学生以上が対象となる。当初は、意見表明支援の対象を4~5年生以上に限定してい たが、年齢にかかわらずこどもたちは意見又は意向を持っていることが分かったため、 現在は制限していない。(高知県)

## ◎意見表明等支援を通した、職員の意識変容・支援の質の向上

意見表明等支援の取組を進めていくことで、職員自身がこどもの意見表明、権利擁護の重要性を改めて認識し、一時保護所全体における支援の質の向上につながる。

○ 一時保護所の職員として、こどもの意見又は意向を元に振り返る姿勢(支援の中で、一時保護所側の考えを押しつけてしまっていた面があったことに対する振り返りと改善)が進んでいる。当初の予想より、こどもからの一時保護所に対する評価がよいように感じている。(高知県)

## ②児童養護施設のこどもへの訪問

## !こどもとの関係構築・訪問の周知が必要

意見表明等支援員が何をしてくれるのか、どういう人なのかが分からない中では、こどもが大事な話をしてくれない可能性が高い。様々な手法で意見表明等支援員の存在をアピールし、意見表明等支援員がこどもとの信頼関係を築くことが、こどもの話を聴くために重要である。

○ 令和2年度から児童養護施設への訪問を実施している。実施にあたり、関係機関とこども本人をそれぞれ対象とした説明会を実施した。こども向けの説明会では幼児・小学生・中高生といった年齢別のグループに分かれてもらい、意見表明等支援員が年齢に応じた手作り教材や遊びを取り入れて、こどもたちに理解を促すための工夫を行った。各施設の希望に応じた頻度で訪問を行う際には、事前にポスターを貼るなどして、こども達がアドボケイトが訪れることを確認できるように配慮している。

こうした活動を通じて、こどもたちの中には、意見表明等支援員に様々な気持ちを吐露するなど、積極的に利用し、定期訪問を待ち望むこどもがみられるようになった。(大分県) $^2$ 

### !施設入所児童から意見又は意向を聴き取るタイミングを図ることが必要

いつ、どのタイミングでこどもの意見又は意向を聴き取るかについては、こどもの状況や聴き手側が訪問可能な日がいつかなど、様々な要素が加味されて決定されるものと思われる。こどもへの適切な頻度での意見聴取が、関係者にとって可能な範囲で行われるよう、適切に検討することが重要である。

○ 夏休み等の長期休みでしか時間調整ができないため、児童養護施設や自立援助ホーム、 里親家庭への訪問は、年2回程度としている。なお、区内在住のこどもが他区施設へ入

<sup>2 「</sup>おおいたの子ども家庭福祉」(明石書店) 参照

所している場合も、その施設にいるこどもを聴き取りの対象としている。施設に児童相談所から意見表明等支援事業の仕組みを説明し、理解を得られた施設のこどもに希望を募って、希望があればアドボケイトが訪問し、意見を聴く形としている。(港区)

#### 3里親家庭への訪問

## ◎里親家庭のこどもの意見を第三者が聴き取る機会の確保

里親家庭において、こどもが日常生活や自身の将来についての意見を日常的に伝えられる大人が里親に限られると、こどもが里親に遠慮して本音を言いにくくなる可能性もある。意見表明等支援員が里親家庭を訪問し、こどもが自分の意見・意向を児童相談所や里親等に伝えるサポートを行うことは、こどもへの支援の質を向上するためにも重要である。

## ! 里親家庭への訪問体制構築に当たっての留意点

里親家庭への訪問に当たっては、以下の課題を踏まえた体制構築が必要である3。

- ・単一の施設内にこどもが暮らしている一時保護所や児童養護施設よりも、個々の里親家庭で暮らすこどもの元へ訪問する移動のコストが大きい。管内面積が広い自治体では特に訪問のハードルが高い。
- ・事業開始に当たって里親が「少しでも養育に問題があると判断された場合には措置解除されるのではないか」「里親とこどもとの関係性が悪化するのではないか」等の懸念を示すケースもあることから、里親と個別に面談・協議し、懸念を共有し、事前に解消できるように話し合うことが必要である。
- 意見表明等支援事業について里親から理解を得る上では課題が多いが、フォスタリング 機関と連携して里親とのつながりを強めながら、事業の推進を試みている。同事業の実 施に同意した里親からは、自分たち以外の児童相談所職員ではない大人に対して、こど もが意見を言える機会があることはよいことであると、事業趣旨への十分な理解が示さ れている。(港区)
- 里親家庭を訪問したところ、訪問時には委託児童から特に意見が伝えられることはなかったが、その夜、委託児童から里親に、実親に対する気持ちが語られた。日頃からこどもとの関係構築を進めている里親家庭にアドボケイトが訪問し、こどもの意見に耳を傾けたことで、こどもが自身の感情を素直に里親に表出しようとする気持ちになった事例と考えられる。(大分県)⁴

## ④その他の社会的養護関係機関への訪問

## !施設種別及びこどもの特性を踏まえた事業推進が必要

施設によっては様々な特性のこどもがおり、意見形成や意見表明に特別・丁寧な支援を求められる場合がある。例えば乳幼児であれば遊びやお絵描きなどの活動を織り交ぜる、障害のあるこどもであれば説明の際に障害特性等に応じた必要な配慮をすることが考えられる。

<sup>3 「</sup>おおいたの子ども家庭福祉」(明石書店)、北海道・長崎県へのヒアリング結果を参照して記載。

<sup>4 「</sup>おおいたの子ども家庭福祉」(明石書店)参照

- 言葉だけの理解が難しいこどももいるため、状況に合わせ、遊びや絵を描く活動をしながら聴き取る等の工夫をしている。年齢的には、これまで実際に対象となったのは4歳以上である。(港区)
- こどもにコミュニケーション上の特徴や配慮事項があっても、そのことを意見表明等支援を行う弁護士には伝えていなかったため、面接時に弁護士からの会話がうまく伝わらない、かみ合わない場面が生じることがあった。発達特性や理解力、コミュニケーションに配慮が必要な場合は、あらかじめ共有しておくとよい。(高知県)

## (4) 児童福祉審議会等へ意見の申立てを行う場面

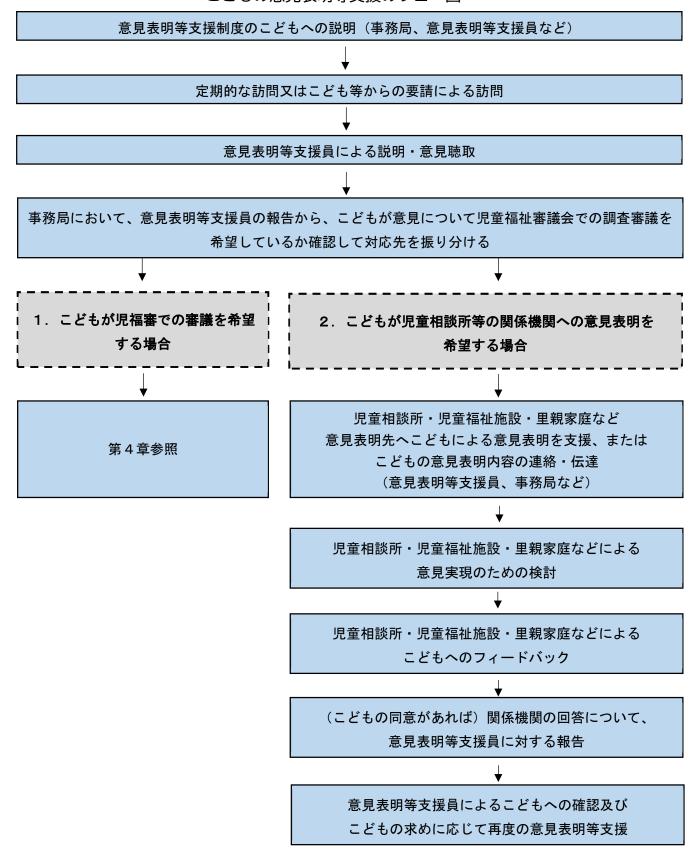
- 意見表明等支援員は、こどもが希望する場合に、児童福祉審議会等の権利擁護機関への申立 て等をこども自身が行うことを支援し、また、必要に応じてこどもの主張を代弁する役割を 果たすことも想定される。
- 権利擁護機関への意見申立ての手続に意見表明等支援員が関わる際の具体的な流れについて は、本マニュアルの第4章も参照されたい。

## 児童福祉審議会等へ意見の申立てを行える体制を整えている事例

○ アドボケイトが意見を聴くために面談した際に、こどもから児童相談所や児童福祉審議会等への意見表明の希望が出ることがある。その際は、誰に何を伝えたいか、意見を伝える場面にアドボケイトも同席してほしいか等について、こどもに確認書を書いてもらう。それを用い、アドボケイトが権利擁護調査員に意見表明があることを伝える。(大分県)

※権利擁護調査員については、第4章2(2)参照

## <こどもの意見表明等支援のフロー図>



# <意見表明等支援を実施する主な場面> 支援員の活動の こどもの生活場面 行政処分等 主な場面 家庭で暮らしている 受理 調査 生活を続けるのが (家庭訪問等) 難しくなる 指導等 保護や保護理由に 一時保護の -時保護所等に入る 係る意見表明 決定 援助方針の 援助方針やその説明 決定 に関する意見表明 入所措置/ 施設や里親家庭に移る 自立支援計画や 里親委託 その作成過程に 関する意見表明 自立支援計画の 策定 施設や里親家庭で暮らす 生活状況に関する 家庭に戻る 里親家庭や 意見表明 施設等での生活 自立に向けて準備する 継続支援計画や 継続支援計画の その作成過程に 策定 関する意見表明 アフターケアの 進学や就職をする(自立) 提供

出典) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「アドボケイト制度の構築に関する調査研究」(2019 年度) 報告書をもとに作成

# 3. 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

#### (1) 実践環境の整備

#### ア. こどもへの説明

- 意見表明等支援事業の適切な実践に当たっては、こども向けに当事業及び意見表明等支援員の存在や役割を分かりやすく周知することが不可欠である。このため、児童相談所は、措置等に関する決定を実施する際には、各都道府県等において行っている意見表明等支援事業の内容に応じて、対象のこどもに必ず意見表明等支援事業及び意見表明等支援員の存在や役割について、そのこどもの年齢や特性に配慮しつつ、パンフレットや権利ノートなどを提供しながら分かりやすく説明し、目的や利用方法等について理解したことを確認する必要がある。児童相談所がこのような対応を確実に行えるよう、都道府県等は必要な準備・支援を提供することが求められる。
- また、要保護児童対策地域協議会委員、児童福祉関係機関、医療機関など、社会的養護に携わる関係者が、意見表明等支援事業の内容、及び意見表明等支援員の役割について十分に理解し、必要に応じ対象のこどもに分かりやすく説明したり、こどもが希望する場合に利用を支援したりできるようになることが重要である。このため、次項イにもあるように、都道府県等はこれら関係者に意見表明等支援事業・意見表明等支援員について十分に説明・周知するよう努めなければならない。

#### イ. 関係者への説明

- 意見表明等支援事業を実施するに当たっては、意見表明等支援員が実践する独立(専門)アドボカシーはもとより、セルフアドボカシー、制度的アドボカシー、非制度的アドボカシー、ピアアドボカシーの意義や役割などについて、関係機関・関係者に十分に理解してもらうことが重要であり、都道府県等は、外部研修等を活用して、定期的又は必要に応じて関係者に教育・啓発を行うことが重要である。
- セルフアドボカシーを形成するためには、相互補完的な関係性にある他の4種類のアドボカシーの仕組みが確保され、こどもがそれらの中から必要な支援をいつでも利用できる環境を整備することによって達成されると考えられている。4種類のアドボカシーのうちで、どのアドボカシーが優れているというのではなく、そのメリット・デメリットを認識して、こどもが自ら主体的に選択できるように、都道府県等は環境を整備することが重要である。

#### (参考) アドボカシーに関する用語の概要・定義

用語	概要・定義
セルフアドボカシー	こども自身が、権利、利益、ニーズなどを自ら主張すること(自己権利 擁護)。
独立(専門) アドボカシー	独立性を確保した意見表明等支援員によるアドボカシー。本人の意見が 聴いてもらえるような手助けを行うための知識や経験を持つ。民間団体 への外部委託を基本とする。
制度的アドボカシー	児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の、行政サービスとしてこど もを支援する専門性を有する職員等によるアドボカシー。こどもと定期 的な相談の機会を持っており、専門性に立脚したアドバイスができる。

非制度的	親や家族などによるアドボカシー。保護者、友人なども含む。相互によ
アドボカシー	く理解している関係なので日常的に相談しやすい。
ピアアドボカシー	同じ経験、属性、背景を持つピア(仲間)によるアドボカシー。社会的 養護経験者同士、障害を持つ人同士、いじめを受けた経験がある人同士 など。ピアだと、より共感や理解を得られ、経験からの具体的なアドバ イスが得られやすい。

出典)三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「アドボケイト制度の構築に関する調査研究」(2019年度)報告書をもとに作成

- しかしながら、現実的には児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等の関係者は、アドボカシーについての理解の不十分さや新たな取組への不安や負担感などから、独立 (専門) アドボカシーの導入や実施に対して、下記に示すような懸念を抱くことがある。
  - ▶ 意見表明等支援員がこどもの気持ちに寄り添い過ぎてしまい、専門職の支援方針・アセスメントを軽視した関わりを進めてしまうのではないか。
  - ➤ こどもが意見表明等支援員に話したことが、こどもとの約束に基づき守秘義務の対象になると、こどもの同意なく関係機関に話すことが困難になるが、それは適切なのか。
     ※虐待に当たる事実である場合(児童虐待防止法第6条)、要保護児童(第25条第1項) に当たる場合等を除く
  - ▶ 意見表明等支援員がこどもの具体的な状況を知らずに誤った認識や判断をするのではないか。それにより、こどもの生活が不安定化するのではないか。
  - ▶ 意見表明等支援員とこどもとの関係構築によりこどもと周囲との関係が希薄になるのではないか。
  - ▶ 意見表明等支援員の関わりが、円滑な支援の妨げになるのではないか。
  - ▶ 意見箱や第三者評価等、意見表明のための制度や仕組みがすでにある中、新たに意見表明等支援員が介入することで、それぞれの仕組みや専門職の役割や意義が曖昧になり、こどもや職員の混乱を招くのではないか。
- 関係者のこうした不安や抵抗感の軽減を図るため、都道府県等には、意見表明等支援事業を開始するに当たって、意見表明等支援事業の意義や意見表明等支援員の役割等について、積極的かつ丁寧に、また必要に応じて繰り返し関係者への周知・説明を行い、こどもへの説明など必要な協力が得られるような環境を整えておくことが求められる。また、意見表明等支援員自身も、意見表明等支援の準備段階から終結段階までの活動の過程で都度、関係者とコミュニケーションを取り、意見表明等支援事業の意義や意見表明等支援員の役割等について、関係者が理解できるように分かりやすく説明するとともに、活動に対する認識を深め納得を得た上で、関係者との信頼関係の構築を図ることが重要である。

# ①関係機関向けの資料を作成して説明を行い、実施に向けた協業 体制を一時保護所職員と築いた事例

○ 一時保護所職員等やこどもへの説明の前に、どういう趣旨で意見表明等支援員が入っていくか、事前にこどもに説明するシナリオ、語り掛けの方法など、細部にわたり事前に決定し、こどもが一時保護所の日常生活に戻った時に落ち着かない状態にならないよう、必要な工夫等を検討しながら説明資料を整理・作成した。

モデル事業に支援をいただく公認心理師協会との事前打ち合わせには、一時保護所職員にも参加を依頼した。様々な不安に感じている点も出されたが、モデル事業ということで、実施に向けてトライアンドエラーを積み重ねていこうという共通認識を持つことで、事業を進めることができた。(北海道)

#### ウ. アクセス手段の確保

- 都道府県等は、こどもが意見表明等支援事業を円滑に利用できるよう、意見表明等支援員に アクセス (相談・連絡) しやすい環境を整備し、またこどもが意見表明等支援員の利用を希望したときは、意見表明等支援員がこどものニーズに合わせて速やかに対応できるような体制整備に努めることが重要である。
- また、その手段として、担当者を介した連絡、事務局への連絡手段として電話(フリーダイヤル)、はがき(プライバシーシール付)、ファックス、電子メール、WEBフォーム、SNSなどのうち、複数の手段を確保しておくことが望ましい。電話の際は関係者がこどもの周囲に誰もいない環境を整える、はがき使用後は補充して繰り返し利用できるようにするなど、こどものアクセシビリティには十分に配慮する。障害児の場合には、手話通訳、ガイドヘルパーの活用など、相談受付窓口にアクセスするための合理的配慮も求められる。
- なお、こどもの中には、意見表明等支援員について理解していても、大人に対する不信感などからアクセスできない場合も想定される。このため、アクセシビリティの観点からも、児童相談所や関係者からのこどもへの説明は重要であり、また、意見表明等支援員自身も、こどもが円滑に利用できるよう、こどもとの信頼関係の構築に取り組むことが重要である。
- 令和4年度調査研究において実施した社会的養護のもとで生活するこどもからのヒアリングにおいて、意見表明等支援員について事前にどのような人が来るかがわからないと嫌だという意見があった。意見表明等支援員についての一定の情報が事前に示されることが、こどもの安心につながる場合があると考えられる。

## 工夫してアクセス手段を確保している事例

- こども達が、いつ誰が来るのかが分かるように、一時保護所内に面談予定を掲示している。こどもが意見表明を希望する場合は、こどもが好きなタイミングで、いつの面談を希望するか等申込用紙に書いてもらい、一時保護所内に設置してあるポストに投函してもらっている。(北海道)
- 一時保護所内にポスターを掲示し、次回の訪問日をこどもに周知している。アドボケイトが工夫し、自己紹介として似顔絵を描いたポスターを掲示している一時保護所もある。(横浜市)
- こどもへの周知は、事業の委託団体が作成したアドボケイトの写真入りポスターを一時 保護所内に掲示し、次回訪問日を案内するなどの対応をしている。(三重県)

#### 工. 事務局の体制確保

○ 意見表明等支援事業の実施に当たっては、上記に挙げたような実践環境の整備、また意見表明等支援員の訪問・面接前後の調整といった事務局業務を担当する職員が必要となるため、 事務局業務をどのように分担するのかについて検討し、十分な体制を確保すべきである。

- 下に述べる独立性の担保のため、事務局は児童相談所の内部ではなく都道府県等の主管課に 設置されるべきであり、可能であれば事務局の機能を適当な外部の団体に委託することが望 ましい。
- 事務局は、意見表明等支援員がこどもから聞き取った意見又は意向を児童相談所等の関係機関に伝えることもある。また、児童相談所による措置の実施及び措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等の調査審議及び意見の具申が行われることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うことが規定され(第11条第1項第2号リ)、こどもが意見表明等支援員に対して係る意見又は意向を表明し、児童福祉審議会等の調査審議を希望する場合には、児童福祉審議会等の権利擁護機関の調査審議及び意見の具申が行われる対象になる。事務局は、意見表明等支援員から受けた報告から、こどもの意見の内容と、こどもが児童福祉審議会等の調査審議を希望しているかを確認し、児童相談所等の関係機関と児童福祉審議会のどちらにつなげるか振り分けて、適切な機関に伝える機能を果たす。
- 「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」を踏まえて子ども権利擁護調査員を置いて、児童福祉審議会事務局が意見表明等支援制度を先行して実施している自治体では、子ども権利擁護調査員が、児童福祉審議会における審議を行う場合の調査以外にも、①子ども権利擁護調査員が意見表明等支援員と児童相談所等の関係機関の連絡調整を行う、②こどもが意見表明等支援員に表明した意見の内容について、こどもから直接確認し、必要に応じて調査した上で、児童相談所等関係機関に伝えるのか、児童福祉審議会等の権利擁護機関での調査審議につなげるのか振り分ける役割を行う。③付与された調査権限に基づきこどもの意見に対して関係機関からどのようなフィードバックがなされたか確認する体制としている

# ①こどもの権利擁護分野の環境整備を実施する専属職員を配置した事例

○ 当県では、アドボカシー事業の推進やこどもの権利擁護の取組の環境整備などを行うため「子どもの権利擁護コーディネーター」を配置している。

子どもの権利擁護コーディネーターの主な具体的役割としては、事業の委託団体との調整や、こどもから意見表明があった場合の担当児童福祉司などとの調整がある。(三重県)

## ②本庁職員が事務局機能を担っている事例

○ こどもから意見が出た場合、表明先として「児童相談所」「児童養護施設等」を想定しており、「それ以外の大人に言いたい」「児童相談所や施設等に関わることだが、そちらには言いたくない」といった場合は、こどもと直接関わりのない本庁(家庭支援課)で対応。こどもの意向を踏まえ、本庁職員が関係機関等への事実確認や、こどもの意向の伝達を行っている。(大阪府)

#### (2) 意見表明等支援員の確保

○ 意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、こどもの意見の形成を支援し (意見形成支援)、こどもの意見又は意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応 じ、児童相談所等の行政機関や施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こ どもの意見又は意向を代弁するために必要な連絡調整を行い(意見表明等支援)、関係者からの対応方針の説明について、こどもが納得しているか確認することである。意見表明等支援事業を支える要は、この意見表明等支援員であり、都道府県等は事業開始に当たって、意見表明等支援員を確保することが重要である。

#### ア. 配置形式・体制(独立性の担保)

- 意見表明等支援員は、児童相談所等の行政機関や施設・里親等の関係者等に対して、こどもの求めに応じてこどもの意見を代弁し、時にはこどもの代弁者としてそれらの機関が行う決定やこどもの支援等について見直しや改善を求める役割を担うものであることから、それらの機関との間に利害関係がないという意味での独立性が必要とされる。
- このため、意見表明等支援の実施は児童相談所等とは別の機関が担うことを基本として、地域の弁護士会推薦の弁護士や福祉専門職団体などの児童福祉に関わる職能団体、NPO法人、社会的養護の当事者団体など、適切な機関に都道府県等が委託する、あるいは補助をするなどの方法を採るべきである。また、個人の場合には委嘱をすることが適当である。
- 外部委託を行う場合、意見表明等支援員の所属組織では、こどもとの利益相反を避けるために自律的な運営がなされている必要がある。なお、ここでの「自律的な運営」には、具体的には組織としての運営方針の策定、組織としての意見表明等支援員の任用(採用、養成、登録/等)、配置(当該意見表明等支援員が担当する訪問先の割当てに関する事項)、人事評価などが含まれる。都道府県等には、こうした所属組織の自立的な運営を尊重し、不必要な関与を行わないよう留意する。
- また、意見表明等支援員の所属組織では、特に訪問開始までの着実な準備を行う趣旨から、 組織全体の事業責任者や準備・訪問日程調整等を担う職員など、複数名の担当職員がいるこ とが望ましい。
- なお、都道府県等以外の者が意見表明等支援事業を行う場合は、都道府県知事等に事前の届出や届出事項の変更・休廃止の届出を行うことが必要である(第34条の7の2第1項から第4項まで、改正後の児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の32の2及び第36条の32の3)。また、都道府県知事等には、事業者に対する報告徴収等や事業の制限・停止命令を行う権限が設けられている(第34条の7の3及び第34条の7の4)。

#### 外部団体への委託形式等で事業の実施体制を整えている事例

- モデル事業の事業者選定に当たっては、こどもの意見聴取への知見が一定程度あること を条件に、モデル事業開始時にプロポーザル方式で事業者を募集した。結果、北海道公 認心理師協会に委託することとなった。
  - 選定後は、まずは一時保護所でのアドボケイトを開始することとし、公認心理師協会と 事業を実施する中央児童相談所及び道本庁とで10回以上の打合せを実施した。(北海道)
- 弁護士4名が、各一時保護所で1名ずつ、アドボケイトとして活動している。継続で同じこどもが相談を希望する場合や、所全体のことを理解していただくためにも同一の弁護士の方がメリットがあることなどから、弁護士を各一時保護所ごとの担当とした。アドボケイトは県の弁護士会に推薦していただいた4名の弁護士に委託している。アドボケイトの選定に当たっては、児童相談所の嘱託弁護士はもちろん、短期的に横浜市の依

頼を受けている方も対象外とする等、独立性を確保できる方にお願いしている。(横浜市)

#### イ. 意見表明等支援員に求められる資質の醸成・担保

- 意見表明等支援員はこどもと信頼関係を築き、児童相談所等の行政機関や里親・施設からは独立した立場でこどもの意見を代弁する役割を担うものであり、一定の専門性が必要である。こどもの意見表明等支援に求められる専門性に鑑みれば、適切な支援を行うためには、都道府県等が適当と認める養成研修を修了することが必要である。意見表明等支援員の役割や求められる資質、研修カリキュラムの例等については、意見表明等支援員の養成のためのガイドライン(令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知)を参照されたい。
- 現在も、弁護士・社会福祉士等の専門職、社会的養護の経験者、NPO 法人等が実施する研修を修了した市民など多様な者が意見表明等支援員として活躍しているが、都道府県等においては、意見表明等支援が必要な場面やこどものニーズの多様性を踏まえ、ケースに応じて適切な支援者が派遣されるよう、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を確保していくことが望まれる。
- さらに、適切な意見表明支援を実施していくためには、高い専門性を有する有識者や相応の意見表明等支援経験を積んだスーパーバイザーによる指導・教育を通じて、継続的に意見表明等支援のスキルを向上させていくことも重要であり、都道府県等においては、意見表明等支援員がスーパービジョンを受けられる体制整備が求められる。具体的な方法としては、意見表明等支援員に経験年数の多いベテランと経験の浅い者が混在する場合、支援員同士での支援・面談内容の振り返りを行うようにする体制や、都道府県等が別途意見表明等支援員のスーパーバイザーを確保し、定期的又は必要時に相談できる仕組みを提供する体制等が考えられる。
- なお、以下の事由に該当する者は、意見表明等支援員として不適格であるため、都道府県等は、意見表明等支援員が①から③までのいずれにも該当しないことを「宣誓書」等により確認するべきである。意見表明等支援事業について外部委託により実施している場合は、委託先の団体にこの確認も含めて委託することとして差し支えない。
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで の者
  - ② 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

## アドボカシーへの理解がある一般の方を担い手とした事例

○ モデル事業実施にあたり、本県では、民間からアドボケイトを募る他県の取組を参考に、一般の方の中から候補を募集した。候補者はアドボカシーに関する理解があることが必須と考え、アドボカシーの研修を受講してもらうことを前提条件とした。初年度については事業の開始段階でもあり、福祉の知識、経験のある方を対象にすることとして、福祉系の学部の学生、精神保健福祉士、社会福祉士等に対象を絞り、そのうち興味のある方に研修を受けてもらう予定である。また、研修は単なる興味で受講するのではなく、次年度にアドボケイトとして活動するために受講してもらうことを前提とした。これに関しては「研修後に改めてアドボケイトになるかを聞いたほうがよいのでは」との意見もあったが、受講者には次年度以降のアドボケイトとして活躍し、アドボケイトの先輩として後進の参考となってもらうという役割を期待し、将来アドボケイトとして活動してもらうことを受講の前提とした。

研修の内容は、県として一からカリキュラムを組むのは現実的ではないとの考えから、 他県でアドボケイトの養成講座等を実施している団体が用意したものを受講してもらう 予定である。その内容は、こどもの権利の研修、社会的養護制度の研修等の座学と、シ ミュレーションやワーキング形式の実習等が含まれた12日程度(計60~70時間程度) にわたる講座である。(長崎県)

#### (3) 意見表明等支援事業の実施方法、留意事項

## ア. 訪問先の決定

- 意見表明等支援員の訪問先については、一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設が考えられる。社会的養護に関わるこどもが全て意見表明等支援の対象に組み込まれるよう、事業体制を構築することが望ましい。
- 一方で、事業開始に当たっては、各機関に対して、事業趣旨を個別に説明した上で、懸念点の解消に努める必要がある。実際に、先行して事業実施を進めている自治体からは、各関係機関からの理解を得るために、年単位で時間を要したとの意見が複数聞かれている。また事業を新たに開始してから、全ての管内関係機関へ必要時に訪問が行えるよう意見表明等支援員を確保・育成するまでには、相応の時間を要するとの声が聞かれている。
- これらの事情から、意見表明等支援事業を開始する際には、まずは関係者への説明を通じて 理解が得られた施設等から訪問を開始し、そうした施設等での実践・効果等を踏まえて、段 階的に訪問先を拡大する等の工夫を行うことも有効と考えられる。
- なお、以下に述べるように、訪問先によって、事前の協議・周知に当たって行うべき工夫や 配慮は異なる。都道府県等においては、このような訪問先別に求められる留意点も念頭に置 きつつ、段階的な展開について検討されたい。

#### 各関係機関との協議・周知を丁寧に進めた事例

○ 半年ほどかけて、各関係機関とこどもの権利擁護の仕組みに関する協議・周知を進めた。各機関との調整過程は以下のとおりであった。(大分県)

#### <児童相談所>

○ 入所後すぐに担当の児童福祉司からこどもに説明を行うことへの理解と協力を得るため、数回の研修に加え、意見交換を重ねた。

#### <一時保護所>

○ 一時保護所から、職員の負担の増加等を懸念する意見等が多く寄せられ、調整・相談の ため多くの時間を割いた。一時保護所の懸念点を一つひとつ拾い、解決する作業を地道 に行い、理解を得た。

#### <児童養護施設>

- 初年度は施設を2か所選定し、他施設に段階的に広める際の標準モデルとすることとした。
- 最初に施設の施設長ほか、中心となる職員に制度説明と、当事業の定着に向けた取組の 方法等の意見を聴いた。職員全体への説明は、事前に施設長等からいただいた意見を踏 まえて行い、意見交換も行った。職員からは建設的な意見をいただくことができた。
- 施設入所児童への制度説明は、これら職員からの意見を踏まえて行った。

#### <里親・ファミリーホーム>

- 里親・ファミリーホームについては、物理的問題として他の人が入ることのない面談用の部屋を確保することが難しいことや、里親等が把握できない形でこどもの意見を聴いていくことへの戸惑い等から、理解を得るのに時間を要した。
- まず、県内6ブロックの一ブロックにいる里親・ファミリーホームを対象に試験的に開始することとした。里親への説明は、事業の一部を委託している大学の協力を得ながら、事務局が実施。面談の実施場所は、学校や公民館等で行ってはどうかという意見も出たが、調整が困難なため里親家庭で行うこととし、1回目は里親と一緒に制度説明を行い、2回目からアドボケイトとこどものみで面談して意見表明等支援を実施することとした。
- 里親の中には、こどもと里親の関係性を崩されるのではとの懸念の声もあった。
  - ▶ 大学教授から、モデル事業実施時にこれらの課題を抽出し、修正することのアドバイスがあり、一律で行う説明会ではなく、里親委託を始める際に、里親にアドボケイトについて説明し、委託時から受け入れてもらうことについて理解を得るように方針を変えた。
- こうした経過もあり、これからの代替養育では、第三者がこどもに話を聴きに来るのは スタンダードであると、里親自身からも理解いただいている。
  - ➤ こども自身も、一時保護所を経て里親家庭へ行く場合等、すでに一時保護所でアドボケイトの存在を知っているため、里親家庭へ行っても意見を聴きに来る人がいることを理解している。

#### イ. 意見表明等支援の対象となるこども

○ 意見表明等支援は、学齢期のこどもはもとより、言葉により意見を表明することが難しいことがある障害児や乳幼児にとっても必要なものであり、年齢等で一律に対象を区切るのは適当でないということに留意が必要である。

○ 面談を希望するこどもを面談の対象とすることが基本となるが、こどもが自ら声をあげることは難しい場合も多い。そのため、例えば集団での関わりの中で個々のこどもが意向を示したら意見表明等支援員との面談を希望するかこどもの意向を確認したり、事前に施設職員等から気になるこどもに声掛けしてもらい、こどもに利用の意向があるか確認したり、里親家庭のこどもには委託後も直接意見表明等支援事業の案内資料等を配付し、アクセスしやすい環境を整えるなど、ニーズのあるこどもが希望を申し出やすいような配慮を行うことが考えられる。

#### ウ. 訪問や面接の方法・場所

#### (訪問の方法)

- 対象施設等への訪問については、定期的な訪問又はこども本人や関係機関からの要請に応じた訪問を行うことが想定される。
- 定期訪問の場合は、地域における意見表明等支援員の配置状況や訪問先の数等も踏まえて検討することが必要となるが、こどもが意見表明等支援を受ける機会を適切に確保できるような頻度とすることが望まれる。また、小学生であれば夕方から夜にかけて、高校生であれば夕食後もしくは休日が比較的利用しやすいなど、こどもによって面談をしやすい曜日や時間帯が異なるため、実施する日時についても工夫することが考えられる。
- 要請に応じた訪問に当たっては、要請があった場合に可能な限り迅速に訪問できるような体制を整えるとともに、多様なアクセス手段を確保しておくことが重要である。

#### 訪問の頻度を設定した事例

- 〇 各施設には3か月に1回訪問するほか、こどもの要請に応じて訪問を行う予定。ただし新たに訪問を開始する施設に対しては、アドボケイトによる意見表明支援の体制を初期の段階で確実に構築するための強化期間が必要と考え、訪問開始後の最初の3か月間は、 $1\sim2$ 週間に1回のペースで訪問を行う予定。(長崎県)
- アドボケイトが一時保護所に週1回訪問している。児童養護施設や里親家庭は基本的に 長期休み期間中に定期訪問を行い(児童養護施設は施設側の要望に応じて月1回とする 場合もあり)、その他の時期は随時対応としている。(大分県)<sup>5</sup>

#### (面談の方法・場所)

○ こどもからは、どのような環境で意見を聴いてほしいかについては、「1対1で個別に聴いてほしい」、「個室など周囲に聴かれる心配のない環境のほうが話しやすい」、「施設の外がよい」、「公園など開放的な環境のほうが話しやすい」、「遊びながらなどフレンドリーな雰囲気のほうが話しやすい」などの様々な意見が寄せられている。令和4年度調査研究において実施した社会的養護のもとで生活するこどもからのヒアリングにおいても、考えや気持ちを伝えやすい状況について「遊びながら」「ただ座って話すのは嫌だ」「人がたくさんいる場所のほうが良い」「人が少ないほうが良い」「1対1は話しにくい」など、こどもによって多様な意見が聞かれた。意見表明しやすい環境はこどもによって様々であるので、意見表

<sup>5 「</sup>おおいたの子ども家庭福祉」(明石書店)参照

明等支援員は画一的に対応するのではなく、個々のこどものニーズに応じて場所や方法に関 して柔軟に対応することが求められる。

- 面談の方法としては、こどもの希望も踏まえつつ、特に経験の浅い意見表明等支援員が実践を行う場合には経験の長い意見表明等支援員と一緒に面談に入れるよう複数名体制とするなど、こどもにとって適切な意見表明等支援が行えるような体制のもとで行うことが重要である。また、面談でのこどもへの問い掛けも、今の気持ちを自由に聴くオープンクエスチョンに近い形式から、措置等に関する思い・考えのように具体的なテーマを設定した尋ね方まで、様々なバリエーションの面談方法が想定でき、意見表明等支援を行う場面等に応じて効果的な方法を検討することが望まれる。
- 面談の場所については、例えば、一時保護所や施設の場合は施設内の居室でない部屋等で行うことが考えられる。場合によりこどもが意見表明等支援員と面談することが他のこどもからは分からないようにする工夫が必要である。比較的規模の大きい施設では、共用スペースを意見表明等支援員がこどもと自然に顔を合わせる場として活用しつつ、談話室で個別に話を聴く場合が多くみられるが、グループホームや里親家庭等の場合は、こどもが意見表明等支援員に気兼ねなく話せる場所がないケースもあるため、近隣の公共施設や里親支援センター、フォスタリング機関の相談室を借りたりすることも考えられる。都道府県等はこうした場所の調整等についても関係者への協力を依頼する等により円滑な実施に向けた対応を行うことが適当である。

### 面談場所の事例

○ 一時保護中のこどもとの面接を、児童相談所の面接室で行っている。(高知県)

#### エ. こどもの意見表明を促す工夫やこどもの年齢・発達の状況等に応じた配慮

- 社会的養護のもとにいるこどもは、児童福祉司、児童心理司、里親等や施設職員といった多くの大人と関わりをもっており、意見表明等支援員としては活動目的を達成するためには、他の大人との役割の違いをこどもに理解してもらう必要がある。まずはこどもの意見表明を支援する者として認識されることが重要であり、先行する実施団体ではこどもが生活する空間に顔写真入りのポスターや似顔絵を掲示したり、施設職員を介して手紙のやりとりをして訪問日を伝えたり、年長児にも関心を持ってもらえるよう自己紹介動画を作成したりする工夫が講じられている。
- また、こどもとの面談の際には、ゲーム形式でこどもが楽しみながら自分の権利を学んだり、ぬいぐるみや人形等を用いてこどもが気持ちや思いを話しやすくしたりする工夫が多く見られる。こうした工夫により、こどもが自らの思いを無理なく整理でき、結果として意見表明を促すことにもつながりうる。他方で、意見表明等支援をするために遊びを通して信頼関係を築くことは大切な活動であるが、特に小さいこどもの場合には遊び相手だと認識されてしまい、毎回遊びだけで訪問時間が終了してしまい、遊びから意見表明等支援へ移行できずに苦慮する場合もある。こうした場合には、その訪問の目的を遊びの中で創意工夫しながらその都度伝えていくことも必要である。
- さらに、こどもの自己表現の方法は多様であり、言葉を発するだけでない意思表示方法をとるこどもやコミュニケーション上の特性を有するこどももいることから、意見表明等支援事業においてもこどもに応じた対応のあり方が求められる。具体的には、こどもの年齢や発達の状況等に応じて紙芝居・動画・カード・Q&A 集等の様々な広報資料を作成し分かりやすく

伝えたり、意見表明等支援員が行動・態度・表情といったこどもの多様な「声」を聴き取れるよう非言語コミュニケーションをくみ取れるとよい。都道府県等では、乳幼児や障害児等のコミュニケーション特性に留意し、意見表明等支援員が多様なこどもに対応できる体制を構築することが望まれる。障害のあるこどもからの聴き取りの際に留意すべき事項については、今後発出される「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き」も参照されたい。

## ①こどもの年齢・発達の状況等に応じた配慮の事例

○ こどもにコミュニケーション上の特徴や配慮事項があっても、そのことを意見表明等支援を行う弁護士には伝えていなかったため、面接時に弁護士からの会話がうまく伝わらない、かみ合わない場面が生じることがあった。発達特性や理解力、コミュニケーションに配慮が必要な場合は、あらかじめ共有しておくとよい。

発達特性のあるこどもも含め、どのこどもに対しても面接の流れや質問を視覚的に提示し、こどもと一緒に読んで確認しながら面接を進めている。具体的には、「今日の面接について」という A3 用紙のシートに赤い矢印を示して、質問箇所を提示している。(高知県:一部再掲)

## ②意見を言いやすい環境をつくるため関係者間での検討を行っている事例

## ◎望ましい意見の聴取方法を模索する中で、事業への理解を深める

こどもの最善の利益に適うよう事業を推進するに当たっては、どのような意見の聴取方法が望ましいか、聴取者の特性(専門性、技術、経験等)を踏まえた検討を行う必要がある。事業の立ち上げ期だけでなく、事業開始後も、聴取者(委託先)や行政担当者が、委託先の独立性を尊重した上で、よりよい事業の進め方を模索する機会を定期的に設けることが望ましい。

○ こどもが意見を言いやすい聴取方法について、定期的に委託弁護士と学習会を開催して 検討している。学習会では、こどもからの意見又は意向を尊重した対応のあり方につい て、事例を通じて検討している。また、聴取を行う上で弁護士が最も気を付けているの は、こどもを傷つけないことであり、学習会でも、そのことについての不安や意見がよ く出る。直近の学習会では、情報共有の範囲を幹部から担当児童福祉司まで広げるか、 こどもへのフィードバックの方法をどうするかについて検討を行った。学習会の議事録 を作成し、疑問点が挙がった場合には児童相談所が回答している。(高知県)

## ③こどもが意見表明しやすくする工夫を行っている事例

○ アドボケイト訪問日に、権利擁護に関するビデオを見たり、こどもが楽しめるワークを実施するなど、権利擁護についての理解を深める工夫をしている。(三重県)

# (参考)「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・ 意見表明支援のための手引き」で記載予定の内容

(第2章 障害児の施設・事業所での制度的アドボカシー「1. 基本的な考え方」より)

- 障害のあるこどもについては、こどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、 小さなサインから心身の異変に気づけるよう、一人一人の意思表出を理解する必要があ る。またこども一人一人に合わせた環境の配慮も必要である。
- 事業所や施設において大事なことはこどもが表出しやすい場づくり、事業所や施設の雰囲気づくりである。日常的なコミュニケーションの中で、聞かれる権利を保障したコミュニケーションが取られていることや、当たり前に聞かれる状況をいかに作っていくかが意見形成や意見表出につながっていく。
- こどもが表出したことで、受け止められたと実感し、また表出したいと思うこと。それ を繰り返していく事が重要である。主体性の回復にも繋がる。
- これらにより、一見反応が非常に乏しいこどもであっても、適切な支援により周囲からの働きかけを受け止め意識し、感じ、表出につながっていく可能性がある。
- (略)職員は以下のような方法でこどもの考えや思いをくみ取ることが求められる。

#### <例>

- ▶ こどもから発せられた言葉や表現の真意を会議等で検討する。
- ▶ 言葉を発することができないこどもの健康状態や精神状態を常に意識しながら支援 にあたる。
- ▶ 声の調子や雰囲気や行動なの僅かな違いからこどもの気持ちを探ろうとする。
- ▶ 顔色や全体の雰囲気からバイタルチェックする。
- ▶ 表情や目の輝きや雰囲気からこどもの喜怒哀楽を察する。
- ▶ 写真や絵やマークや模型を駆使して選択してもらう。

#### オ. 意見表明への対応とこどもへのフィードバック

- 意見表明等支援員は、こどもが意見又は意向を児童相談所等の関係機関に伝える場面に立ち 会ったり、こどもから聴き取った意見又は意向をこどもに代わって児童相談所等の関係機関 に伝え、関係者からの対応方針の説明について、こどもの求めに応じて、こどもが納得して いるか確認し、希望があれば再度の意見表明を支援する。
- こどもが、直接児童相談所や施設の職員、里親等の関係者・関係機関(児童福祉審議会等の権利擁護機関を含む)への意見表明を希望した場合、意見表明等支援員はこどもの求めに応じて関係者・関係機関への意見表明を支援し、必要に応じて代弁を行う。
- 都道府県等では、こうした意見表明を受けた関係者・関係機関において、こどもの意見又は 意向が最大限尊重され、こどもの最善の利益を優先して考慮し、十分に検討した上で結論が 出されるよう、また、当該関係者・関係機関から、こどもに対し丁寧かつ分かりやすい説 明、フィードバックが確実に行われる体制を構築しなければならない。そのため、意見表明 等支援事業を開始するに当たって、関係者・関係機関に理解と協力を求めておくことが重要 である。
- こどもが表明した意見を意見表明等支援員から伝えられた児童相談所等の関係機関は、伝えられたこどもの意見又は意向について検討する。この時、児童相談所のケースの担当者が単独でこどもからの生の意見又は意向を受け止め、対応していくことは、こどもと担当者の間に緊張関係を生じたり、担当者自身の葛藤を生むこともある。また、こどもの意見又は意向を担当者だけでなく、より客観的な視点を持つ者も含めて、対応についての判断がなされる

ことが、こどもの利益に資する。そのため、意見又は意向の検討は担当者任せにせず、組織的に判断されるべきであり、どのように協議をするかは、あらかじめ整理しておくべきである。また、こどもの意見又は意向が実現できない場合にも、児童相談所や児童養護施設等は、こどもに対して、なぜ実現できないと判断したのか、説明責任を果たさなければならない。

- 児童相談所等の関係機関は、こどもが表明した意見について、最大限尊重することが重要であり、その意見又は意向の実現に向けて、こどもの最善の利益を最優先し考慮して検討することが重要である。さらにその結果を、こどもが自身を尊重してもらえた、理解してもらえた、大切にしてもらえたという感覚を抱くことができるように、こどもが納得のいく説明をした上で、今後こどもがどうしたいか確認することが大切である。
- 児童相談所等の関係機関が、こどもに児童相談所等が検討した結果の説明(フィードバック)を行う際には、こどもに対して意見表明等支援員の同席を希望するか確認することが望ましい。意見表明等支援員が同席しない場合にも、こどもが望む場合には、こどもに対してどのようなフィードバックを行ったか意見表明等支援員に対して報告を行うべきである。
- 意見表明等支援員は、その役割として、こどもが表明した意見を関係機関・関係者に伝えた後に、こどもが望む場合には、児童相談所等の関係機関からこどもに対して適切な対応やフィードバックが実施され、こどもがその説明に納得しているかを確認することが求められる。確認後こどもが再度意見表明したいという要望があれば、意見表明等支援員は再度の意見表明を支援する。
- こどもが意見表明等支援員に対して意見又は意向を表明したときは、ここで述べたように意見表明等支援員が聞き取ったこどもの意見を関係機関に伝達するほか、こどもが児童福祉審議会等の調査審議を望む場合には、前述のようにこどもの意見又は意向について児童福祉審議会等の権利擁護機関の調査審議及び意見の具申が行われる対象になる。こどもが権利擁護機関への申立てを希望する場合における意見表明等支援員の具体的な関わり方については、本マニュアル第4章を参考の上、あらかじめ定めておくべきである。
- なお、本事業で取り扱うこどもの意見に制限や優先順位は設けられておらず、こどもから表明された意見は、内容にかかわらず意見表明等支援員が記録を作成し、こどもが児童相談所等関係機関に伝えることに同意した意見及び被虐待の疑いがある場合などこども又は他者の心身に危害が及ぶおそれがある内容の意見について児童相談所職員等と共有する。

#### ①こどもから聴き取った意見を必要時に権利擁護部会に諮る体制を整える事例

○ アドボケイトが聴き取った内容は、児童相談所又は児童養護施設等の職員、アドボケイト、こども本人の間で解決することを想定しているが、それでも解決しない場合は、児童福祉審議会の権利擁護部会に諮るよう、アドボケイトから提案してもらおうと考えている。

必要時には1週間以内で権利擁護部会で検討がなされるよう、夜間開催も含めて迅速に 権利擁護部会を開く予定である。(長崎県)

## ②こどもから聴き取った意見への迅速な対応体制を整えている事例

○ アドボケイト訪問後、原則として10日以内にこども本人へフィードバックするべく、こどもから相談が出たら、直近の方針決定の定期会議(週2回の頻度)で内容を共有す

る。そこで、回答の内容や、児童相談所からの回答を誰からこどもに伝えるか等を速やかに決めて行く。一時保護所内での生活に関する相談であれば、一時保護所係長が回答することが多い。支援そのものや一時保護所の後の不安、保護者に関することであれば、相談部門の児童福祉司、場合によっては児童心理司が答えることもある。(横浜市)

#### カ. 守秘義務・個人情報の管理

- 意見表明等支援員やその所属先団体の職員(ボランティアスタッフを含む。)など意見表明 等支援事業に従事する者に対しては、第34条の7の2第5項において守秘義務が課せられ ている。
- 意見表明等支援においてこどもから把握した情報は、こどもから関係者に伝達することについて同意が得られているもの以外は、被虐待の疑いがある場合などこども又は他者の心身に危害が及ぶおそれがある場合を除き、守秘する義務がある。意見表明等支援員は、こどもとの面談の際に、話したことのうち、何を児童相談所等に話し、何を秘匿にしてほしいかをこどもに確認する必要がある。また、都道府県等はこうした守秘義務や個人情報の適切な管理について、実施要綱や委託先団体との契約において定めておく必要がある。
- こどもが他の人に話さないでほしいと言った情報についても、その情報が虐待に該当したり (児童虐待防止法第6条)、要保護児童 (第6条の3第8項) に該当する場合には (第25条 第1項)、意見表明等支援員は通告義務を負い、児童相談所等に通告しなければならない。 また、それ以外の場合であっても、その情報を意見表明等支援員が関係者に話さないことで そのこどもや第三者に危害が及ぶリスクがある場合には、意見表明等支援員が児童相談所等 に伝えるべき場合がある。その場合には、意見表明等支援員は、話してくれたこどもに対して、その情報を児童相談所等の関係者に伝えないことで、そのこどもや第三者を守ることができず、危害が及ぶリスクがあることを説明して共有し、なぜ関係者に伝えなければならないのかを誠実に伝えることが重要である。

## こどもが表明した意見の取扱いについて、事前に分かりやすく説明している事例

- 意見表明等支援事業の事前説明の際に、こどもから表明された意見について、必要時には、関係機関と共有することを説明し、理解を得ている。説明にあたっては、「あなたがいじめられているような時には、あなたの味方になる人に伝えることがあるよ」等分かり易い言葉を使うよう心掛けている。(和歌山県)
- 実際には、こどもが話してくれたことで児童相談所等の関係者に伝えないでほしいと言ったことについて、意見表明等支援員が児童相談所等の関係者に話すべきかどうか悩むことが考えられる。その時に意見表明等支援員が問題を抱え込んで過大な負担がかからないよう、相談できるスーパーバイザーの存在が重要である。その場合には、スーパーバイザーも第34条の7の2第5項に基づく守秘義務を負う。
- 意見表明等支援員は、原則的には、事前にこどもに関する情報を得ることなく、こどもと面接を行うが、意見表明等支援員がこどもから意見を聴くに当たり、こどもの発達特性等について児童相談所や施設、里親から情報を得ていたほうが、意見表明等支援員がこどもにとって適切な形で意見を聴くことができる場合には、意見表明等支援に必要な範囲で情報を得た上でこどもとの面接を行うことが考えられる。その場合でも、意見表明等支援員がこどもに

ついての情報を得るのは、こどもにとって適切に意見を聴くためであって、支援者としてケースを見立てるためではないことに留意すべきである。意見表明等支援員が児童相談所等関係者から聴いた情報も第34条の7の2第5項に基づく守秘義務の対象になり、こどもから聴いた情報と同様に、守秘義務等について実施要領や委託先団体との契約において定めておく必要がある。

## こどもの発言の取扱いに関する事例

○ 「言いたくないことは言わなくてよい」とこどもに伝えている。こどもが秘密にしてほ しいと話したことのうち、例えば、一時保護所の職員に叩かれた等、児童相談所に伝え るべき内容の話があった場合には、こどもを説得して了解を得るよう弁護士にお願いし ている。なお、実際には今までそういった報告はない。(高知県)

#### キ. 記録の作成・保管

○ 意見表明等支援事業において実施したこどもとの面談の内容や支援の内容に関しては、意見表明等支援員等が記録を作成する。自治体が意見表明等支援事業を行う場合には、当該自治体において、事務局等、意見表明等支援事業に関わる職員が保管する。意見表明等支援事業を外部団体に委託している場合には意見表明等支援員及び委託先団体は、それが漏洩・紛失しないように厳重に管理しなければならない。都道府県等は、各自治体での意見表明等支援事業の実施方法に応じて、意見表明等支援員及び委託先団体の記録を適切に作成・保管する方法を検討し、実施要綱や委託先団体との契約において定めておくことが求められる。

## 記録の作成・保管に関する事例

- 意見表明、アドボケイトの面談記録は委託先の団体が管理しており、担当者の入力内容 は団体内の本事業の関係者以外からは見られない状況になっている。(大分県)
- 当道ではこどもが話したい内容、伝えたい内容について、意見表明等支援員がその内容を確認書としてとりまとめている。確認書は中央児童相談所配置の連絡員(意見表明等支援事業専属の会計年度任用職員)が保管し、他職員が閲覧できないようになっている。(北海道)

# 4. 意見表明等支援事業の評価及び検証

#### (1)評価及び検証の背景・目的

○ 意見表明等支援事業の趣旨・目的、あるいは児童福祉法の原理原則に照らせば、地域によらず、こどもが等しく意見表明等の支援を受けられるようにすることが重要である。改正児童福祉法においても「意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないよう、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。」等の附帯決議が付されており、全国的な事業展開の推進とともに、事業の質についても一定水準以上となるよう、評価及び検証を図っていくことが求められている。

○ 各都道府県等においては、意見表明等支援事業は異なる取組段階にあり、かつ地域の実情に 応じた取組が検討されていると考えられる。その一方で、改正児童福祉法では権利擁護の環 境整備が都道府県等の義務として位置づけられた(本マニュアル第4章参照)ことに加え、 都道府県社会的養育推進計画においてこどもの権利擁護の取組についても記載することとさ れている。これらを踏まえ、各都道府県等における施策の検討では、本事業の評価及び検証 がさらなる事業の改善・発展につながるよう PDCA サイクルの構築を図ることが重要である。

### (2) 評価及び検証の考え方

- 社会的養護にまつわる事業の質を評価する上では、現在進行形で施設入所・里親等委託の措置を受けて暮らすこどもの視点と、ある程度客観的に過去を振り返って評価ができる社会的養護経験者(ケアリーバー)の視点、こどもにケアを提供している里親等・施設職員や関係機関の視点、政策的にケアの質を高めようと取り組んでいる行政の視点はおのずと異なる。そのため、それぞれの視点を取り入れた多角的な評価及び検証がなされ、多くのステークホルダー(関係者)の合意の上で改善方策が検討されることが望ましい。
- なかでも意見表明等支援事業に関しては、権利擁護のために事業を活用する立場となるこどもや社会的養護経験者の声(主観的な評価の視点)を取り入れる重要性が高い。そのため、都道府県等において、まずは意見表明等支援を利用するこども自身や、こどもを取り巻くステークホルダーからのフィードバックを得て、意見表明等支援の達成状況や関係者の認識・理解度の変化等に着目した評価をすべきである(アウトカムの視点)。また、アドボカシーの実践内容が適切なものだったか(プロセスの視点)、十分な体制整備が図られているか(ストラクチャーの視点)といった観点からも評価・検証を行うことも考えられる。
- 評価及び検証の具体的方法としては、既にこどもや退所者へのアンケート調査を行っている 自治体や施設もあるが、こうした手法に加え、聴き取り等の方法により、調査票への記入等 が苦手なこどもの声も反映できるようにすることが望ましい。

## 意見表明等支援事業の評価を行っている事例

- アドボケイトに対する評価は、アドボケイトの訪問後、こどもからアンケート形式で聴き取っている。アンケート調査票の作成、配布・回収、集計は、連絡員(一時保護児童からの意見聴取実施のための専属職員)が担当している。アンケートの内容としては、四段階評価(よかった、まあまあよかった、あまりよくなかった、よくなかった等)で意見を聴いている。(北海道)
- 意見表明等支援事業の効果測定については、委託事業者がアドボケイト訪問日に、アドボケイトを受けたこどもに対し匿名のアンケートを取り、確認している。内容は、「こどもの権利について」「アドボケイトと話してみてどうだったか」等である。アンケートの質問項目は他県などが作成した調査票を参考に、委託事業者が作成した。(三重県)

#### (3)評価指標

○ 改正児童福祉法の附帯決議では「意見表明等支援事業において、子どもの視点に基づいた KPI(重要業績評価指標)で表すこと。」とされているほか、前項でも主観的な評価あるいは

- アウトカムの視点の重要性について述べたように、意見表明等支援事業の評価及び検証に際 しては、こどもの視点を十分に反映した評価指標が求められる。
- 今後、都道府県等では、各都道府県の社会的養育推進計画に沿って、以下のような評価指標を用いた評価及び検証を実施し、PDCA サイクルの構築・運用を図っていくことが重要である。
  - <今後、評価及び検証で用いるべき主な評価指標>
  - 事業を利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合
  - 事業の第三者への委託状況 (こどもと利益相反のない独立性を担保しているか)
  - 事業に係るこどもの認知度(知っているか)、利用度(利用したことがあるか、利用し やすいか)、満足度(利用してどうだったか)
  - 日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度
- なお、意見表明等支援事業の評価及び検証のあり方等については、令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究」において、都道府県等が本事業のPDCAサイクルの構築・運用を図っていく上で参考となるようさらに詳細な検討を行っており、今後、本調査研究の結果について周知予定であるため、参考にされたい。

# 第4章 こどもの権利擁護に係る環境整備

# 1. こどもの権利擁護に係る環境整備の背景・目的

- 改正児童福祉法では、施設等への入所や一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の行わなければならない業務として位置づけた。
  - 第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
  - 2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
    - リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及び これらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童 福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の 児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。
- これまでも都道府県等においては、こどもの権利擁護に係る環境整備のための取組が様々行われてきているところであるが、この改正は、こうした取組が都道府県等の業務であることを法律上明確に規定するものである。この「環境整備」には、本マニュアルの第2章や第3章で述べたようなこどもの意見表明に関連する取組はもとより、社会的養護をはじめとしたこども家庭福祉分野に関わりを持つこどもの日々の生活に関することも含めて、こどもの権利条約で示されている様々な事項を保障するための都道府県等による総合的な体制及び仕組みの構築のための取組が含まれる。
- こどもの権利擁護に係る環境整備に関しては、まず、こども家庭福祉分野の個別ケースに関して、こどもの申立てに応じて、具体的な内容を把握し審議できる道筋が確保されることが重要である。そのための体制・仕組みとしては、各都道府県等の実情に応じた様々なあり方が想定されるが、多くの都道府県等で早期に実効性をもって対応可能な方策の一つとして、各都道府県等に置かれている児童福祉審議会の活用が考えられる。これまでも都道府県児童福祉審議会は、こどもをはじめとする関係者の意見を聴く等により調査審議したり、個別ケースに関して関係機関へ意見具申したりできる権限を有しており、こどもの権利擁護に係る機能を発揮してきたところだが、こどもにとって実質的に利用可能な仕組みとなるよう各都道府県等のさらなる創意工夫が望まれる。
- また、第33条の6の2では、都道府県等が意見表明等支援事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないとされており、意見表明等支援事業の実施や活用促進もまたこどもの権利擁護の環境整備の一環である。
- さらに、こども自身が自らの権利や権利擁護の仕組みについて知らないことも多いことから、こどもが自ら声をあげられるようにするためには、こどもに対して、その権利や権利擁護のための仕組みについて周知啓発を図ることも不可欠である。加えて、こどもの意見表明に関連する各種取組の充実が今後ますます推進されることを考慮すれば、それらがこどもの福祉に直結するための社会的基盤として、こどもにとって身近な存在である関係者・関係機関に対するこどもの権利擁護に関する周知啓発や理解醸成が一層重要となる。こども、とりわけ自らの権利が損なわれ傷つく経験をしてきたこどもと関わることが多いこども家庭福祉分野の関係者・関係機関には特段の認識向上が求められることを踏まえ、都道府県等では意

- 見表明の各種取組に対する着実な理解を促すとともに、こどもの権利擁護に関する学びの機会を提供したり個別に働きかけたりするリーダーシップの発揮が期待される。
- このほか、各地域では、これらのほかにもこどもの権利擁護に資する様々な取組が行われているところであり、各都道府県等においては、こうした取組事例も参考にしながら、こどもの権利擁護に係る環境整備に向け実効性ある積極的な取組を進めていくことが望まれる。

# 2. 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み

○ ここでは主に、こどもから権利救済に関する申立てがあった場合に個別の権利擁護を図る仕組みについてその要点や留意事項を整理している。

## (1) 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの必要性

- 前述のとおり改正児童福祉法では、都道府県等の行わなければならない業務としてこどもの権利擁護に係る環境の整備が新たに定められた。なかでも、社会的養護等のこども家庭福祉分野では、こどもの最善の利益を考慮した結果として部分的・一時的な権利の制約をせざるを得ないこともあるため、こどもの意見又は意向をもとに個別ケースに関してこどもの権利擁護を図るための実効ある仕組みを設けることは重要である。また、令和5年度アンケート調査でも、どのような仕組みがあれば自分の家以外の場所に保護をされたことや保護をされた後の生活についての希望や悩みなどについて意見を言いやすくなるかといった設問に対して、6割を超えるこどもがこうした権利擁護のための仕組みを選択しており、法改正による権利擁護に係る環境整備における中核的事項として、各都道府県等による取組の拡充が急務である。
- 具体的な方法としては、児童福祉審議会を活用する場合と、児童福祉審議会以外の機関を活用する場合が考えられるが、児童福祉審議会については、全ての都道府県等に既に設置されているため体制整備に着手しやすく、早期に仕組みを構築できるというメリットがある。このため、本ガイドラインでは、各都道府県等で権利擁護の仕組みの構築が早期に進むよう、まずは(2)において児童福祉審議会を活用する場合の具体的なあり方について詳細を整理する。他方で、児童福祉審議会以外の機関を活用する場合には、立ち上げに要する調整コストは大きいと考えられる一方、審議対象を必ずしも改正児童福祉法の範疇に限定する必要がなく、こどもの権利全般を取り扱うことも可能であるというメリットもあるところであり、(3)において、各都道府県等の参考となるよう、この場合の基本的な仕組みや各地域での実際の取組事例について紹介する。
- 都道府県等においては、各方式のメリット等を踏まえつつ、地域の実情に応じて、こどもの 権利擁護の仕組みがこどもにとって実質的に利用可能となるよう、具体的な方策を検討しな ければならない。

#### (2) 児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護

#### ア. 基本的な仕組み

○ 児童福祉審議会は第8条第2項に基づいて児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項 を調査審議することができ、同条第4項に基づいて関係行政機関に意見を具申することがで きることから、これらの権限を行使してこどもの権利擁護を図ることになる。

- なお、現行の第 27 条第 6 項においても、児童相談所等が行う措置が児童や保護者の意向と一致していない場合における児童福祉審議会からの意見聴取について規定している。改正児童福祉法においては、現行法の児童福祉審議会が想定していない様々なチャンネルを通じて権利擁護を一層促進しようというものであることから、現行の第 27 条第 6 項のように具体的な手続規定として整備するのではなく、多様な取組を前提とした都道府県等の業務規定として位置づけられたものである。
- 具体的には、こども又はこどもに関わる関係機関が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査等を行った上で児童福祉審議会において審議をし、必要な場合には都道府県等や児童相談所といった関係行政機関に意見を具申することとなる。里親や施設等の処遇に関する事項の場合には、都道府県等に対して対応の改善を求める意見を具申し、都道府県等が当該意見を里親等、施設等に伝え、意見を踏まえた対応を求めることとなる。

# 児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の仕組みづくりにあたり、 対象とするこどもの意見又は意向の範囲について検討した事例

○ 児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の仕組みづくりにあたり、まずは、「話をしただけでよいという子」「改善してほしいと考える子」「どうしても児童福祉審議会に伝えたい子」等の類型化を行った。類型化した結果、児童福祉審議会に意見を伝えたいこどもから確実に意見を聴き取る体制の確保を重視することとなり、既存の部会(児童相談部会)を活用しつつも、こどもから意見があれば、臨時部会を開いて迅速に対応できる体制を構築した。また、これによりこどもが誰に対して何を伝えたいのかをより明確に把握することができ、適切に対応できるようになったと思われる。(大分県)

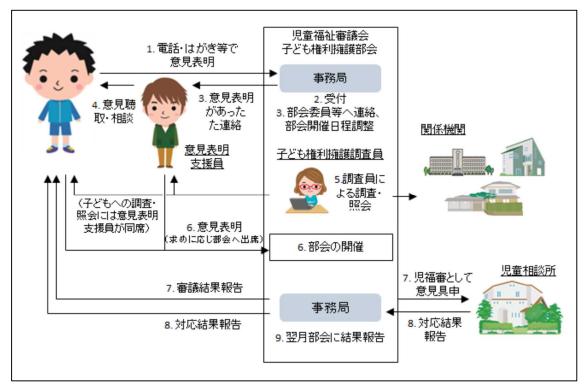
#### (意見の申立てが想定される場面)

- こどもからの意見の申立てが想定される場面としては、大きく分けて以下の3つのパターンが想定される。
  - ① 施設入所等の措置や一時保護の決定に先立ち、意見を申し立てる場合
  - ② 施設入所等の措置や一時保護の決定そのものに対して、事後的に意見を申し立てる場合(こどもが措置や一時保護を求めているにもかかわらず、児童相談所がそうした対応を行わない場合も含む)
  - ③ 里親家庭等、施設、一時保護所等での生活に関する不満等を感じ、意見を申し立てる 場合
- この点、③に関しては、現行制度では、被措置児童等虐待に関して児童福祉審議会が調査審議する仕組みがある。また、施設や一時保護所においては苦情受付窓口や第三者委員の設置等の措置が講じられているため、例えば、原則として被措置児童等虐待については従前の仕組みを活用するとともに、施設内で迅速に解決されるべき意見(例:食事のメニューに関する苦情)は苦情解決委員会等で対応し、これらに当たらない事案(例:一時保護所における私物の所持制限)は新たに設ける仕組みで対応するなどの役割分担が考えられる。ただし、こどもに申立て先を選ばせることは困難である場合もあることを踏まえ、丁寧に仕組みの説明や教示を行いつつも、受理した事案ごとに対応する機関を関係機関で協議するなど調整を図るべきである。

#### (申立てを行うこどもの範囲等)

- 上記の意見申立てが想定される場面を踏まえれば、児童福祉審議会の申立ての対象となるこどもは、措置や委託、一時保護を現に受けているこどもだけでなく在宅指導措置を受けているこども、措置や委託、一時保護の必要性を検討されているこどもも含め、児童福祉法上の要保護児童・要支援児童のうち、児童相談所と関わりのある全てのこどもと設定することが考えられる。
- また、措置延長を受けて引き続き児童養護施設等で生活している 20 歳未満の者や、社会的 養護自立支援事業の適用を受けて引き続き児童養護施設等で生活している者については、生 活環境の継続性に鑑み、18 歳未満のこどもと同様に対象として位置づけるべきである。
- 意見申立てに当たっては、こども本人が、必要に応じて第3章の意見表明等支援員のサポートを得ながら、自ら児童福審議会に申し立てることに加えて、こどもに関わる関係機関(例えば、要保護児童地域対策協議会の構成機関、医療機関、教育委員会、施設等)が申し立てるといった経路も考えられる。なお、関係機関からの申立てについては、児童相談所の対応に改善の見込みがないと関係機関が判断する場合等に想定されるが、あくまでこどもにとって不利益を被ると関係機関が考える場合に行うものであり関係機関自身に不満がある場合に行うものではないことや、申立ての前にまずは児童相談所と協議を尽くすべきであることに留意が必要である。
- こどもが児童福祉審議会に申立てを行う場合の具体的な流れのイメージは、以下のとおりである。

# 児童福祉審議会を活用したこどもの意見表明モデル (電話・はがき等で意見表明する場合)



出典)三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」(2018 年度)

○ なお、この図においては、第3章の意見表明等支援員が意見表明等を支援し、権利擁護調査 員(下段で詳述)が置かれている場合の流れを示している。

#### (調査・照会)

- こどもから意見表明があった場合、権利擁護部会は第三者機関として公正中立な調査審議を 行う必要がある。その際、委員が直接調査を行うことも考えられるが、適時・迅速な対応の ため、部会に配置された権利擁護調査員もしくは事務局職員が部会開催に先駆けて実施する ことが考えられる。
- 権利擁護調査員は、意見表明等支援員及び関係機関に対して事実関係等に関する照会、調査を行い、照会に対する報告や資料の提出を求める。権利擁護調査員が事実関係の確認・調査をした後、権利擁護調査員は当該意見表明の内容が前述の権利擁護部会の調査審議事項に該当するか、他部会への付議や苦情解決の仕組みへの回付が妥当であるか等を確認し、必要に応じ権利擁護部会への報告等を行う。また、権利擁護調査員は児童福祉審議会に申請された事案以外でも、意見表明があった事案についての確認・調査や連絡調整等を行うこともあるため、権利擁護に関する理解や専門性を有する職員の配置が望ましい。
- なお、事務局職員が実施する場合は、児童福祉の専門性のある職員かつ児童相談所の職員ではない等、児童相談所からの第三者性を担保すべきである。

## 権利擁護調査員を経由して児童福祉審議会で意見聴取を実施している事例

- アドボケイトが意見を聴くために面談した際に、こどもから児童相談所や児童福祉審議会等への意見表明の希望が出ることがある。その際は、誰に何を伝えたいか、意見を伝える場面にアドボケイトも同席してほしいか等について、こどもに確認書を書いてもらう。それを用い、アドボケイトが権利擁護調査員に意見表明があることを伝える。(大分県:再掲)
- 調査者は、意見表明等支援員及び関係機関に対して事実関係等に関する照会を行い、報告や 資料の提出を求める。その後、調査者は当該意見表明の内容が権利擁護部会の審議事項に該 当するか、他部会への付議や苦情解決の仕組みへの回付が妥当であるか等を確認し、必要に 応じ権利擁護部会への報告等を行う。

#### (意見表明等の方法)

- 権利擁護部会の開催にあたり、こども等の意見表明について速やかに対応をするため、開催 前に事務局及び権利擁護調査員は、部会委員に対し案件の概要や上述の調査結果を報告す る。部会において、こどもや関係機関出席による直接の意見聴取が必要か、委員に判断を求 める。必要な場合は、事務局よりこどもや関係機関等に部会への出席を要請し、調整する。
- 権利擁護部会での意見表明等に始まる審議のフローとしては、例えば、以下のような内容が 考えられる。
  - ① 意見表明等支援員よりこどもの意見表明の内容報告
  - ② 権利擁護調査員による調査結果の報告

- ③ 調査資料に基づく事案の検討
- ④ (必要に応じて)こども(意見表明等支援員が同伴・代弁)、関係者、関係機関からの直接の意見聴取
- ⑤ 追加調査の要否の検討
- ⑥ 意見具申の決議

#### (意見具申後のこどもへのフィードバック)

- 児童福祉審議会による意見具申を行った場合には、その後のこどもへのフィードバックも重要である。児童福祉審議会による意見具申の内容はこども本人にも伝えるとともに、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行うべきである。
- 調査・審議の結果によっては、児童福祉審議会としての判断やその後の児童相談所等の対応 結果について、こどもがなお不満を感じることもあり、再度の意見表明をこどもが望むこと も想定される。そのような場合であっても、関係機関ではこどもの納得が得られるよう説明 を尽くすべきである。また、児童福祉審議会としても、こどもの権利擁護の環境整備が着実 に推進されるよう、個別のこどもの意見表明へ対応する観点にとどまらず、必要に応じて制 度的拡充の観点からも意見具申を行うことが望まれる。

#### イ. 児童福祉審議会を活用する際の準備・留意事項

○ 児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の基本的な仕組みはアのとおりであるが、この 仕組みを有効に機能させるためには、独立性、迅速性、専門性、アクセシビリティの確保等 の観点から必要な体制等を確保することが求められる。

## 権利擁護機関の建て付けについて具体的な検討を行った事例

○ 現在は社会福祉審議会の児童福祉専門分科会児童相談部会を第三者機関として活用している。モデル事業である間は新たな部会は立ち上げず、既存の児童相談部会を活用する方向とした。児童相談部会は原則2か月に1回の定期開催であるが、意見があれば速やかに開催すべきと部会委員からも意見があり、臨時部会という形で随時開催できる体制を確保することとした。

今後、随時開催できる5名程度の委員による新たな部会(権利擁護部会)の設置の必要性について、審議会所管課と協議している。児童相談部会は処遇困難事例を担当しており、委員も検討の目的・役割を混同してしまうおそれがあるため、こどもの意見をニュートラルに聴き、児童相談所に意見具申をしてくれる部会と、児童相談所の処遇に対してスーパービジョンを行う部会とは明確に分けたほうがよいと考える。権利擁護部会はこどもの意見表明等について審議する部会、既存の児童相談部会は処遇困難等事例等に対して助言等を行う部会として役割分担を行うことを検討している。なお、部会設置において条例の改正は必要ないことを確認している。(大分県)

## (権利擁護部会の設置)

- 権利擁護機関は、都道府県等又は児童相談所に対して意見を具申し、児童相談所や施設など に対応の改善を求める機能を有することから、それらの主体との間に利害関係がないことが 大前提となる。
- 児童福祉審議会でこどもの権利擁護に関する事案を一定の独立性をもって扱うためには、審議会のもとにこどもの権利擁護に関する専門部会(以下「権利擁護部会」という。)を設けて対応し、既存の部会からは独立させることが望ましい。このほか、設置運営要綱において、都道府県等が権利擁護部会の意見具申を尊重するとの定めを置くことにより、独立性を高めることも考えられる。
- 仮に既存の部会を活用する場合でも、審議事項に応じて、例えば措置等を検討する場合に部会の委員の中に児童相談所関係者が含まれている、里親に関する事項を審議する場合に里親関係者が含まれているといった場合は、当該委員は審議から外れる、又は他の委員を立てることにより独立性を確保すべきである。
- 児童福祉審議会の部会の設置の仕方は自治体の状況に応じて様々な方法が考えられ、例えば、既存の専門部会のさらに下部機関の小委員会として設置する方法などもあり得るが、各自治体の既存の部会の設置状況に応じて設置運営要綱にて各部会の審議事項を明確にすること等により役割分担を整理することが望ましい。

#### 【運営要綱の参考例】

#### ●●県児童福祉審議会運営要綱

(部会)

第○条 ●●県児童福祉審議会規則第○条の規定に基づき、児童福祉審議会に次の表の左 欄に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事項 を精査する。

部会名	審査及び調査審議する事項
里親審査部会	里親等の認定等に関すること。
児童措置審査部会	児童の施設入所等に関すること。
	児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82
	号) 第13条の5の規定に関すること。
児童虐待事例等点検・検証専門部	児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被
会	害を受けた事例の分析又は検証及びこども家庭セン
	ターの業務の点検並びに検証に関すること。
被措置児童等援助専門部会	被措置児童等の援助に関すること。
こども権利擁護部会	こども福祉分野におけるこどもの権利擁護に関する
	<u>こと</u>

#### (権利擁護部会の開催方法等)

- こどもの意見表明についてはできる限り迅速に対応することが重要であり、臨機応変かつ速 やかに調査審議が行われるべきである。
- このため、開催頻度を既存の部会より多くする、あるいは迅速に臨時会を開催できるように しておく、場合によってはオンラインや持ち回りなどの形式で会議を開催するなど、迅速な

対応を確保するための運用上の工夫が必要であり、必要なときに速やかに権利擁護部会を開催することができるように設置運営要綱等を整備しておく。既存の部会を活用する場合でも、こどもの権利擁護に関する事案については、同様の対応がとれるよう、必要に応じて設置運営要綱を改訂して対応ができるようにしておくことが望ましい。

#### (委員の選定)

- 児童福祉審議会の委員は児童福祉法上「児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者」と定められている。
- 権利擁護部会は、里親等委託、施設入所、一時保護等の処分に関する事項や生活上の悩みなど幅広い事案を扱うことから、委員はこどもの権利擁護や児童福祉法の制度に精通している者が担うべきであり、学識経験者のほか、弁護士、医師、心理職、児童福祉職、こどもの権利擁護に実績のある住民等が考えられる。また、権利擁護に係る専門性を担保するために、これらの者が委員に就く上で、こどもの権利に関する一定の研修を受けるなどの対応も考えられる。
- また、権利擁護部会の委員に関しては、児童相談所の措置や支援、一時保護所や施設等での 支援等について審議することから、独立性の観点から、例えば、児童相談所や施設関係者・ 里親、児童相談所・一時保護所に配置されている弁護士等は委員としては望ましくない。
- 権利擁護部会を迅速、適時に開催する必要性から委員の人数は5人程度の少人数で構成する ことが考えられる。
- このほか、運営要綱において、特段の事情がない限り委員を解任しないとの定めを置くこと で独立性を高めることも考えられる。

#### (事務局の設置)

○ 児童福祉審議会の部会は、通常、各都道府県等の主管課が担当することが多い。自治体によっては、児童福祉審議会の事務局を児童相談所職員が担当しているケースもあるが、権利擁護部会については児童相談所からの独立性が重要であり、担当は避けるべきである。

#### (多様なアクセス手段の確保)

- こども自身が児童福祉審議会を利用するためには、こどもからアクセスできるルートが整備 されていることが前提となる。
- こどもが単独で申立てを行うことには心理的なハードルもあることから、第3章の意見表明 等支援員が一時保護所や児童養護施設などを定期的に訪問するなどのアウトリーチの手法に より、こどもに対して申立てができることを伝え、児童福祉審議会の仕組みについて分かり やすく説明することも有効である。これに加え、電話、はがきのほか、施設職員・里親を通じた意見表明等支援員の呼び寄せ、SNS の活用などの多様なアクセス方法を整備しておく必要がある。また、夜間も含め、こどもがアクセスしやすい時間帯に相談を受け付けることができるように留意すべきである。
- この点は、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」におけるヒアリングにおいて、 こどもからも、「突然知らない人が来るのは怖いので来る日を前もって教えてほしい」、「呼 んだら来てくれるのがよい」、「文書にすると誤解を招くので電話など口頭で話したい」、「電 話するのが難しい環境なのでノートやはがきがよい」、「SNS は時間を気にしなくて良いので

使いやすい」などの様々な意見があった。こどもがアクセスしやすい方法は、こどもの状態 やこどもの生活場所(施設や里親家庭等)の管理運営方針などに応じて様々であるので、画 一的な対応ではなく多様なアクセス方法を用意することに留意すべきである。

○ また、こどもからは、「児童福祉審議会を知らない」、「こどもの権利ノートを知らない」、「よく知らないと怪しいものと思ってしまい利用する気にならない」、「秘密が守られるのか不安」、「権利ノートをもらったものの、ハガキや住所等、意見を聞いてくれる人に届ける方法がわからない」などの声があり、そもそもこども自身に権利擁護の仕組みが知れ渡っていない状況が伺えた。児童福祉審議会を活用するスキームを整備することとあわせ、それが機能するようこどもに対する適切な周知に力を入れるべきである。こどもが仕組みや利用方法・窓口等を理解できるように、権利ノートの活用を含め、分かりやすい説明資料を作成するなどの工夫が求められる。また、措置等の際に児童相談所や施設等の職員から意見表明の権利や児童福祉審議会による権利擁護の仕組みについて説明する、意見表明等支援員が活動する際にも同様に説明を行うなど、様々な機会を通じてこどもへの周知を図ることが重要である。

### (関係機関等への説明・周知)

○ 児童福祉審議会は、関係行政機関に対して意見具申をすることができ、そのためにこども等から意見聴取をすることが認められている。このため、意見具申やそれに基づく都道府県等からの改善の求めなどに対応し、また、意見聴取の対象となるこどもが生活し、調査の対象にもなる関係機関(児童相談所、施設、一時保護所、里親等)に対して、児童福祉審議会によるこどもの権利擁護の仕組みに関して事前に説明・周知を行い、その理解を醸成し、必要な協力をあらかじめ求めておくことが重要である。

## (3) 児童福祉審議会以外の機関による権利擁護

- 既に一部の自治体では、条例に基づいて児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申立てを受けて調査・審議・勧告を行ったり、こどもからの相談を受理したりする取組が行われている。
- こうした独自の権利擁護機関のあり方は自治体によって様々であるが、おおむね、条例で所 掌事務が定められ、一定の独立性を有し、首長が弁護士や福祉専門職などの有識者から委員 を任命し、委員のもとに調査や相談を担う専門員及び事務局機能を有するといった特徴をも っている。
- このような条例に根拠を有する権利擁護機関は、取り扱う対象を必ずしも児童福祉法の範疇に限定する必要がないこと、先行事例を見ても広くこどもの権利全般を取り扱っていることなどから、児童福祉審議会を活用する場合と比べて幅広い事案を扱うことができるというメリットがある。

## ア. 基本的な仕組み

○ 条例により権利擁護機関に付与される権限は、調査・勧告・意見表明・公表といったものが 考えられ、これらの権限を行使して都道府県等に対して対応の改善などを求めていくことに なる。 ○ 児童福祉審議会以外の権利擁護機関が取り扱う事案は、(2) アで述べたもののほか、社会 的養護のもとにいるこどもや児童相談所の対応ケースとなっているこどもに限らず、幅広く こどもの権利に関わる事案を取り扱うことが可能であると考えられる。

## イ. 児童福祉審議会以外の機関を活用する際の準備・留意事項

- 独立性、迅速性、専門性、アクセシビリティの確保、関係機関等への説明・周知といった観点は、(2) イで述べた児童福祉審議会の場合と同様に求められることとなるため、条例・ 設置運営要綱や運用上の工夫によってこれらの要素を担保できるようにすべきである。
- 現在、自治体で行われている取組例としては、以下のようなものがある。

## ①せたホッと

○ 措置児童に限らず区内在住のこどもや、学校・施設などに通っている 18 歳未満のこども の権利侵害があった場合に、その擁護や権利の救済を図る機関として、地方自治法の附 属機関「せたホッと」を設置している。相談方法はフリーダイヤルの電話がメインで、 その他メール、FAX があるが、新たなツールとして令和3年度より区内の小中学校の全 生徒に切手不要の相談用ハガキを学校経由で配布した。

人員は、大学教授、准教授、弁護士の計3名の擁護委員と、5名の相談・調査専門員で構成される。専門員に厳密な役割分担はなく、新規相談は電話を取った者が対応、継続相談は担当の専門員が対応するなど、適宜相談に対応している。専門員の担当者は相談者から要望があれば変更もあるが、最初に対応した専門員が基本は最後まで担当となる。

より専門的見地が必要とされるケースや対外的に関係機関に働きかけが必要なケース等、学識者等の擁護委員が対応すべきと判断されるケースは、担当の擁護委員を決めて、専門員とペアで対応する。それぞれが受理した相談については、ケース会議を月2回開催し、その間のケースを全員で共有。(世田谷区)

## 2電話相談事業

○ 全てのこどもを対象とした「東京子供ネット」を設置し、電話相談を受け付けている。 都内の一定学年(小4、中1、高1)に広報用カードを毎年配布し、いつでも相談できる体制を設けている。電話は相談員が対応するが、いじめ等権利侵害が疑われる相談で、こどもが希望する場合は、学識経験者や弁護士から構成される子供の権利擁護専門員が面談し、必要に応じ学校等関係機関への訪問調査等を行う。(東京都)

## ③こどもほっとダイヤル

○ 三重県では、こどもが健やかに育つことのできる地域社会の実現をめざして、平成23年度に「三重県子ども条例」を制定した。本条例に基づき、こどもからの相談に対応する電話相談窓口「こどもほっとダイヤル」を開設、年末年始を除く毎日(午後1時~午後9時)、フリーダイヤルの電話相談を行っている。権利擁護部会は設置していないが、相談内容に応じて、関係機関とも連携して対応している。(三重県)

## ④児童福祉審議会以外の機関による、権利擁護の取組例

○ 県附属機関設置条例に基づき設置される知事の附属機関である「子ども若者審議会」の中に、弁護士2名、児童相談所 OB 2名、臨床心理士2名の計6名の構成員からなる第三者委員会として、「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」が設置されている。同部会では平成14年から子どもの権利擁護事業を実施している。本事業では、委員が定期的に一時保護所や児童養護施設等を訪問してこどもや職員の意見を聞き取り、こども等から聞き取った悩みや要望等を、こどもの許可を得た上で、施設に対し指導事項・助言事項等としてフィードバックし、施設から改善状況に関する報告書を徴収する。またこどもからの手紙や電話での意見表明に随時対応している。(滋賀県)

## 3. 意見表明等支援事業の実施・活用促進等

- 第3章で記載した意見表明等支援事業は、こどもの意見表明権を実質的に保障するために重要な取組であり、都道府県等は、こどもの権利擁護に係る環境整備の一環として当該事業を推進することが望まれる。また、第2章で記載をしたこどもの意見聴取等の措置は、都道府県知事又は児童相談所長の義務であるが、児童相談所の職員等に対して研修等を行い、この意見聴取等の措置が適切にとられるための環境づくりに努めることもまた、こどもの権利擁護に係る環境整備に含まれる。
- 都道府県等は、意見表明等支援事業を実施する際には、以下の点に留意して体制を整える。
  - ①こどもが意見表明等支援事業を円滑に利用できるよう、意見表明等支援員にアクセス(相談・連絡)しやすい環境を整備すること。

具体的には、その手段として、担当者を介した連絡、事務局への連絡手段として電話(フリーダイヤル)、はがき(プライバシーシール付)、ファックス、電子メール、WEB フォーム、SNS などのうち、複数の手段を確保しておくことが望ましい。電話の際は関係者がこどもの周囲に誰もいない環境を整える、はがき使用後は補充して繰り返し利用できるようにすること。

障害児の場合には、手話通訳、ガイドヘルパーの活用など、相談受付窓口にアクセスする ための合理的配慮も求められ、こどものアクセシビリティには十分に配慮すること。

- ②こどもが意見表明等支援員の利用を希望したときは、意見表明等支援員がこどものニーズ に合わせて速やかに対応できるような体制整備に努めること。
- ③意見表明等支援事業の実施に当たっては、上記に挙げたような実践環境の整備、また意見表明等支援員の訪問・面接前後の調整といった事務局業務を担当する職員が必要となるため、事務局業務をどのように分担するのかについて検討し、十分な体制を確保すること。
- ④こどもが意見表明等をしたときは、児童相談所等がこどもの意見又は意向について、こど もの最善の利益を考慮して組織的に検討し、その結論と結論に至った理由をこどもに対し て十分に説明する制度とすること。
- こどもは既述のような権利擁護機関への意見表明の機会があったとしても、自身のみで意見 又は意向を言葉として他者へ表明することが難しい場合もあり、権利擁護の仕組みが有効に 機能しないケースが生じうる。そのため、関係者・関係機関が機会を捉えてこどもに権利擁 護の仕組みを伝える、適時適切に意見表明等支援員が関与する等、こどもの意見又は意向が

- 適切に権利擁護機関へ届けられる仕組みも整備すべきである。これらは、社会的養護施策を 立案・実施する主体である都道府県等の役割として位置づけられる。
- これまで国では「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」の実施を通じて、都道府県等がこどもの権利擁護の仕組みを構築するとともに意見表明を支援する体制や事業を試行的に実施してきた。その成果がこれまでの調査研究で取りまとめられていることから、都道府県等においては、こうした取組事例を参考としつつ意見表明等支援事業を実施・活用することについて、地域の実情に応じた主体的な取組の進展に努められたい。

【表:過去の調査研究で掲載された都道府県等の権利擁護×意見表明支援の取組事例】

自治体名	取組概要
大分県	社会福祉審議会内の児童相談部会が、こどもの意見表明に対応できるよう仕組みを 構築済み。アドボケイトの養成等を大分大学へ委託するとともに、子ども権利擁護 調査員を雇用し配置。
山口県	社会福祉審議会を活用する形でのアドボカシーの実践を構想している。意見表明等 支援員に関連する業務を山口県社会福祉士会へ委託中。訪問型アドボカシーの本格 実施に向けて、モデル的に1ヵ所の児童養護施設を対象に実践中。今後、一時保護 所や他児童養護施設等への拡大を視野に入れて調整中。
岡山県	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において承認を受けた弁護士が、一時保護所や社会的養護のもとで暮らすこどもの意見を聴き、その意見を支援や養育環境の改善等に反映するなど、こどもの「意見を聴かれる権利」を保障する取組を実施している。また、こどもの意見や取組状況については、毎年度、報告書を作成し、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告の上、意見具申している。
名古屋市	自治体では平成31年度に名古屋市子どもの権利擁護委員条例を定め、令和2年1月に子どもの権利擁護機関(名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」)を設置。 民間団体では令和2年7月に「子どもアドボカシーセンターNAGOYA」を開設。
鳥取県	令和3年度から「鳥取県版子どもの意見表明をサポートする仕組み(鳥取県版アドボカシー)の構築についての検討会」を立ち上げ、社会的養育経験者の当事者グループからも検討委員に加わっていただいている。
	令和4年度は、大学教員と弁護士を意見表明支援員(アドボキット)として、児童 相談所に派遣する試行実施及びアドボキット養成研修を開催した。令和5年度は、 養成したアドボキットの児童相談所への派遣を6月より実施している。
大阪府	NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA が府内の児童養護施設等に訪問してアドボカシーを実践中。

出典)三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究」(2020 年度)をもとに、一部情報を修正して作成

## 4. こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発

- こどもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するには、こどもの意見表明の機会が確保され、関係者・関係機関が意見を聴き、適切に考慮・反映する環境の整備が前提である。この環境整備として行う各種取組を有効に機能させるためには、こどもに対して自身が有している権利を丁寧に伝えたり、権利擁護の仕組みや利用方法を分かりやすく案内したりする周知啓発の取組もまた都道府県等において実施することが不可欠である。
- 令和4年度調査研究において社会的養護経験者へのヒアリングを行ったところ、「自分が一時保護所にいたときは、こどもの権利の説明を受けた記憶が全くない。・・・もしかすると説明があったのかもしれないが、それを覚え行使する余裕はなかった」「意見を聞く取組・仕組みの説明は受けていない」「よほど福祉や権利に興味がない限り、こどもは自分に権利があることはわからないと思う。・・・前提として権利の意識がないため、疑問を持たない」等の意見があった。
- 本章 62 ページの「多様なアクセス手段の確保」にもあるように、「知らない」といった広報 不足の側面だけでなく、「怪しいと感じて利用する気にならない」等のこどもの心理的な障 壁も想定されるため、都道府県等においては単一の取組でよしとするのではなく、様々なこ どもが実質的に利用可能となるよう、複層的にアプローチすべきである。

## こどもへ権利擁護の仕組みの周知啓発を進めた取組例

○ えがおノート(福岡市のこどもの権利ノート)の改訂を行う際に、施設や里親家庭で生活しているこどもたちへ聴かせてワークを実施し、こどもたちが大切だと思う権利や権利ノート改訂におけるアイデア、デザイン等について聴く機会を設けた。年1回児童相談所が行う権利面接において、権利ノートを用いてこどもの権利についての説明等を行っている

また、大人向けに、権利ノートハンドブックを作成し、継続的に社会的養護関係者へ周知の為の研修を行っている。その事により、大人の権利意識の向上につながっている。 (福岡市)

○ また、社会的養護のもとにいるこどもの中には、過去の逆境体験から自己肯定感が乏しかったり、自己決定機会が乏しく環境に過剰に適応しようとしたりするこどももいる。これらのことを考慮し、こどもが権利に関する知識・態度・スキルを高めるために、都道府県等や関係者・関係機関からの情報提供だけでなく、こども自身に学びの機会を設けることも重要である。

## 関係機関別に、権利ノートの作成を行っている事例

○ 平成13年度から児童養護施設の入所児童を対象に、自分の権利について取りまとめた冊子「子どもの権利ノート」を配付している。

また、施設での生活と、里親・ファミリーホームでの生活は異なるため、令和3年度に 里親・ファミリーホーム委託児童向けの権利ノートを作成した。(三重県)

# 5. 関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

- 児童相談所、里親、施設などの関係機関・関係者は、こどもと真摯に向き合っているからこそ、権利擁護の各種取組について不安や負担感が募ることがある。こどもが意見を聴かれたり意見を表明する機会が意見表明等支援員によって設けられることで、安定的に生活しているこどもが不安定になるのではないか、何かマイナスの影響があるのではないか、既に権利擁護に取り組んでいる上でなぜまた追加的な取組が必要なのか、新たな業務が生じてしまうのではないか、といった心配や懸念の声が関係者・関係機関から挙げられることが一部地域から報告されている。
- こどもの意見表明や権利擁護の取組を通じて、こどもが自身のことについての意思決定に参画することは、児童福祉法の原理原則や子どもの権利条約等に鑑みても重要な意義を有する。関係者・関係機関には、その意義や内容について十分に理解してもらうことが極めて重要であり、都道府県等は、関係者・関係機関に対する研修の機会等を活用した教育・啓発にも取り組むべきである。
- 例えば、児童相談所(一時保護所を含む)職員や施設職員に各種取組を伝える機会としては、児童相談所や施設等で開催される職員研修に意見表明等支援事業の担当者が訪問・説明するほか、都道府県等が主催する関係機関の合同研修の場を活用して説明することも考えられる。里親については、個々の里親家庭で訪問・説明のほか、都道府県、里親支援センター、民間フォスタリング機関や里親会等による研修の機会を活用して説明することも考えられる。
- 加えて、こどもの権利擁護に関する環境整備を主として担う都道府県等の担当者が、児童相談所や施設など関係機関とともに学び、権利擁護の視点を共有することも重要である。国のモデル事業実施地域では、都道府県等が権利ノートの改訂作業を行う際、関係機関とワーキンググループを組成して検討を進め、その過程も各種研修で紹介しながら理解醸成を図る取組も行われていた。このように、幅広い関係者・関係機関の参画を得て、権利擁護の環境整備のプロセスを学びの機会として捉え、周知啓発を推進することも効果的である。

## ①こどもの権利擁護の仕組みについて複数回説明を行っている事例

○ スムーズなモデル事業の実施に向けて、あらかじめ事業の説明文を作成し、施設職員や 里親へ説明を行った。実際にアドボケイト事業を実施する際には、事前に児童福祉司が 里親や施設等への説明・調整を丁寧に行っている。具体的には、児童福祉司が措置先に 赴き、面接の際のこどもへの声掛けなど、里親や施設等に対しできる限りの協力をお願 いしている。(港区)

## ②各関係機関との協議・周知を丁寧に進めた事例

○ 半年ほどかけて、各関係機関とこどもの権利擁護の仕組みに関する協議・周知を進めた。(大分県)

☞事例の詳細は第3章(44ページ)を参照

## ③こどもの権利擁護に関する研修を実施している事例

○ 児童相談所職員を対象としたアドボケイト研修を平成30年度から実施し、現在は、児童 養護施設職員等にも対象を拡げている。さらに、本年度は一時保護所においてアドボケ イトの派遣を実施するため、アドボケイトの役割や活動内容についての説明会を実施 し、職員への周知を図った。

また里親登録前研修(基礎研修)の中で権利擁護について説明している。(三重県)

# 6. こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組

- こどもの権利擁護に係る環境整備のための取組は、本章で紹介してきたように、権利擁護の 仕組みの整備(児童福祉審議会の活用、その他の機関による権利擁護)、意見表明等支援事 業の実施、こどもへの周知啓発、関係者・関係機関の理解醸成といった様々な手段が想定さ れる。都道府県等においては、地域資源の状況や取組の進展段階を踏まえつつも、社会的養 護に関しては児童福祉法や子どもの権利条約に示された権利を保障する観点から、権利擁護 に係る環境整備を計画的に推進することが望まれる。
- これまで述べた取組のほかにも、例えば、日常生活の場面における取組として、意見箱を用 いたこどもの意見表明方策は多くの地域で実施されているところである。また、意見や相談 を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置などこどもの意見又は意向を受け止める ための多様なルートを設けている自治体もみられる。一時保護所や施設内に意見箱を設置 し、こどもが施設の長などに書面を通じて直接考えを伝えられる意見箱の取組は、取組の開 始・運用の手間があまりかからず比較的容易に開始できる利点がある。しかしながら、こど もが自由に考えを書き込んで投函しづらい環境であったり、投函したことに対しての応答性 が明確でなかったりするために、意見箱の取組が形骸化することがあるとの指摘もある。令 和4年度調査研究において実施した社会的養護経験者からのヒアリングにおいては、意見箱 や権利ノートについて、「意見箱をただ置いただけでは意見を聞いたことにはならな い・・・出された意見に対して、実現に向け検討し、実現できないのならその理由を説明す る等、当たり前のコミュニケーションがないとこどもは意見を言わなくなる」、「施設入所中 に自身が権利擁護に関する講座を受け、権利擁護の仕組みを知ったが、施設の意見箱はある が紙がないことに気づいた。そこで、職員に紙の場所を聞いたが、知らないと言われた。施 設から、児童相談所へ権利ノートを取りに行くよう言われて取りに行ったこともある。」と の意見があった。
- また、こどもが自身の意見を表明する前提として、「小さいころからの養育・教育で、権利 意識を醸成したり、こどもの権利の尊重を主体とした生活のベースを作り続けることが重要 ではないか。そのベースなしでは、子どもはノートを渡されても見ないし、期待もしな い。」との意見があった。さらに、新たに意見表明等支援事業を開始する、又はすでに意見 表明等支援事業を開始している自治体・現場の方への意見として、「大人の余裕が足りてい ない。子どものことを考えることも大切だが、職員の労働環境にも目を向けてほしい。自分 のことを顧みた時に、どれだけ日常の中で自分が大事にされているかという視点を持てば、 子どもと感覚が近づくのではないか。」との意見もあった。

○ こうしたことから都道府県等においては、こどもの生活上の問題についてしっかりと受け止め、迅速かつ適切に対応できるよう、実効性ある運用がなされるような工夫を行うことも含め、各機関におけるこうした取組を更に前進させていくことが望まれる。

## ①意見箱を一時保護所内で活用している事例

○ デイルームにポストを設置して意見箱の取組を開始した。当初は、一時保護所における 紙の管理を厳密に行っていたため、意見を書き込む紙も職員を通じて渡す形を取ってい たが、現在はいつでも書けるように紙を用意している。いつ書いたのか分からないケー スもかなりある。人目につきにくいトイレや人通りの少ないところに設置するといった 検討が今後必要だと考えている。

意見箱への意見は今年度4月以降、約半年で3件あった。食事の量を増やしてほしい等、生活に関する要望が多い。意見箱への意見は、一時保護所職員ではなく副所長が開ける。その内容を一時保護所職員と共有する場合は、こどもの了解を得る。なお深刻な問題があった場合は、副所長が面談を行うことになっており、こどもたちも承知している。(高知県)

## 2 自治体内の児童養護施設や一時保護所で第三者委員を設置している事例

○ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、都内全ての児童養護施設が第三者委員を配置している。第三者委員に選定しているのは、「地域において児童福祉の分野に造詣のある方」、「教育施設の長や経験者」、「児童福祉施設等の長や経験者」、「地元自治会の方」のほか、「弁護士」、「司法書士」、「学識経験者」等となっている。

また一時保護所の第三者委員制度は、平成30年度から本格的に配置して実施している。都内8か所の一時保護所に対して、弁護士4名で対応しており、月に1回、担当の一時保護所に訪問している。こどもが第三者委員やその活動を知るための取組として、過半数の一時保護所が、「会議等で第三者委員の紹介や活動を説明し、職員を通してこどもに周知している」「入所児童との会食の機会を設けている」(ともに8か所中5か所実施)といった工夫を行っている。(東京都)

- また、一時保護所や施設の一部では、「こども会議」等の名称によりこどもの参画を図っているところもある。このような場において、例えば一時保護所では生活リズムや設備利用に関するルールを職員とともに見直したり、施設では長期休暇の過ごし方や旅行先を決定したりする活動が行われている。
- 各都道府県等においては、こうした取組事例も参考にしながら、こどもの権利擁護に係る環境整備として多様な取組を進めていくことが望まれる。

# ①こども会議を実施している事例

○ 子供会議は、都内で一時保護所の支援に関し見直しが必要となったことを背景に、一時保護所に入ったこどもが、しっかり支援されていると実感できるように、一時保護所内での生活上のルールを変えていこうと始まったものである。どうしてもこどもの生活を管理しがちなルールが多い中、こどもがどこで窮屈さを感じているか、支援改善に向け

たルールをこどもに決めてもらっている。

例として、ある一時保護所では、男女別に、大きく支援体制を変える際は月1回の頻度 で子供会議を行っていた。具体的な議論の内容・方法は以下のとおり。(東京都)

- ▶ 第三者委員による面談の際に、一時保護所の生活に関わることでこどもから相談があり、それが変えていける内容である場合、皆が安心安全に暮らしていくための方法を、大人が誘導せずにこども主体で決めてもらう。
- ▶ 例えばホールでは、椅子よりもソファの方が座りやすいとのことであれば、ソファに変える。ソファに変えた際に、隅に座りたいこどもが多いとなれば、皆が気持ちよく生活するためにどうしたらよいか、大人ではなくこどもにルールを決めてもらう。
- ▶ 所外活動に行く際に、どこに行くか、そこで何を楽しみたいかなどもこどもに決めて もらう。

#### ②こども会議、こどもの意見を聴く会の事例

○ 「子ども会議」は、こども主催でメンバーもこども。一時保護所内での生活ルールなど について、こども自身で考え、話し合って決めていく、こどもの意見を尊重した会議で 毎週開催。

「子どもの意見を聴く会」は、月1回程度、一時保護所の職員(課長、係長、担当等)が、こどもたちが生活上困ったことについてしっかり時間を設けて聴くことで、こどもたちが思っていることを職員に気軽に伝えられる関係性を構築することを趣旨に開催。聴き入れが困難なこと以外については、こどもたちの自主性に任せて運営している。(世田谷区)

○ こどもと大人が一緒に「一時保護所がもっと良くなるためにどうしたらよいのか」を話し合う「いちほ会議」を定期的に実施している。こどもの声を一時保護所の環境改善に生かしていくこと、また、こどもが意見を表すことを助けられたり、伝えた意見が受け止められる経験を重ねることによってこどものエンパワーメントにつながることを目的としている。頻度は月3回程度、心理療法担当がファシリテーターとなって実施。心理教育・権利擁護等に関するレクチャー、こどもの心の状況チェックの後、一時保護所の生活についての話し合い等を実施している。第三者委員も参加し、こどもとの関係づくりの機会としている。話し合われた意見や意見への対応についてはこどもの居室フロアの掲示板で周知している。こうした取組や、意見箱の設置の工夫(共有部分、居室(個室)等各所に設置)等が土台となっており、多くのこどもが意見を表してくれている。なお、いちほ会議についてはこどもが意見を伝え、大人が答えるという一方通行でなく、こどもと一緒に考えるという観点を持って運営することに留意が必要である。また「きくぞう会」として、所長や係長が、こどもから直接話を聴く機会を設けている。(中野区)

#### ③施設入所児童向けの CAP プログラムを導入している事例

○ 施設入所児童を対象に、CAP講師(外部委託)によるこどもの権利を基盤とした予防教育プログラム「CAPプログラム」を実施している。

同プログラムでは、3つの権利(安心・自信・自由)が奪われる事例について、こどもの年齢に応じたロールプレイ等を実施するワークショップを実施している。ワークショップ終了後には、CAP講師とこどもが個別に面談する「トークタイム」を設けるほか、

CAP 講師と施設職員での振り返りの時間を設定し、事業の効果を確認している。(和歌山県)

#### 参考資料 A こどもの権利擁護の取組に関するこども向け説明資料(高知県)

ことばで話しにくいときは こいけんポスト にてがみを書いてください こいけんポスト専用 (せんよう) の ● 色 (いろ) の紙 (かみ) に 書いてください

こまったときはどうしたらいいの?

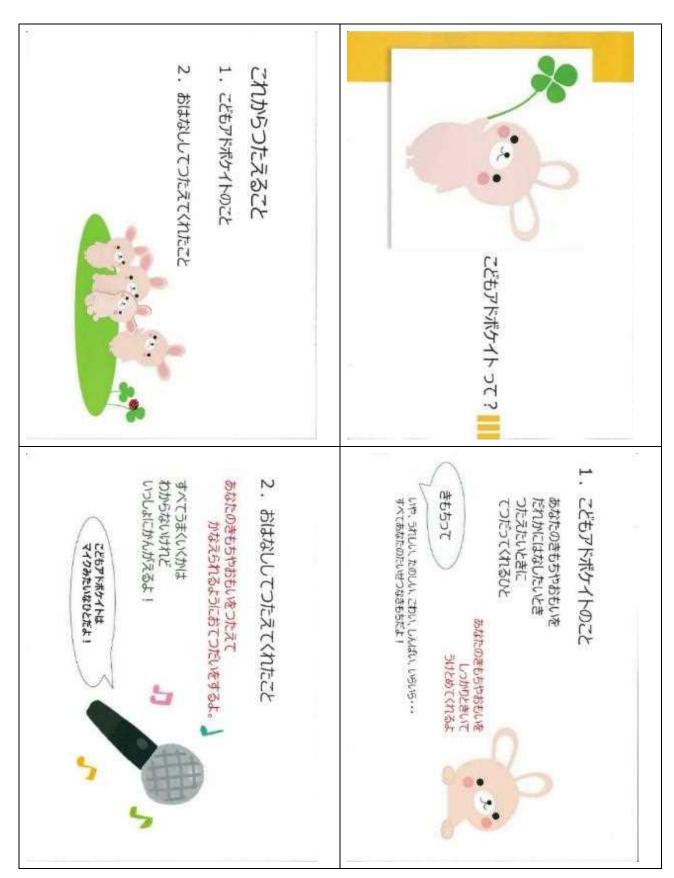
じどうそうだんじょの 副所長(ふくしょちょう)さんが ポストをあけて あなたの意見(いけん)を きいてくれます

ほごしょの先生や ケースワーカーさんたちに

そうだんしてください

#### 参考資料 B こどもの権利擁護の取組に関するこども向け説明資料(大分県)

#### 【①年少用】

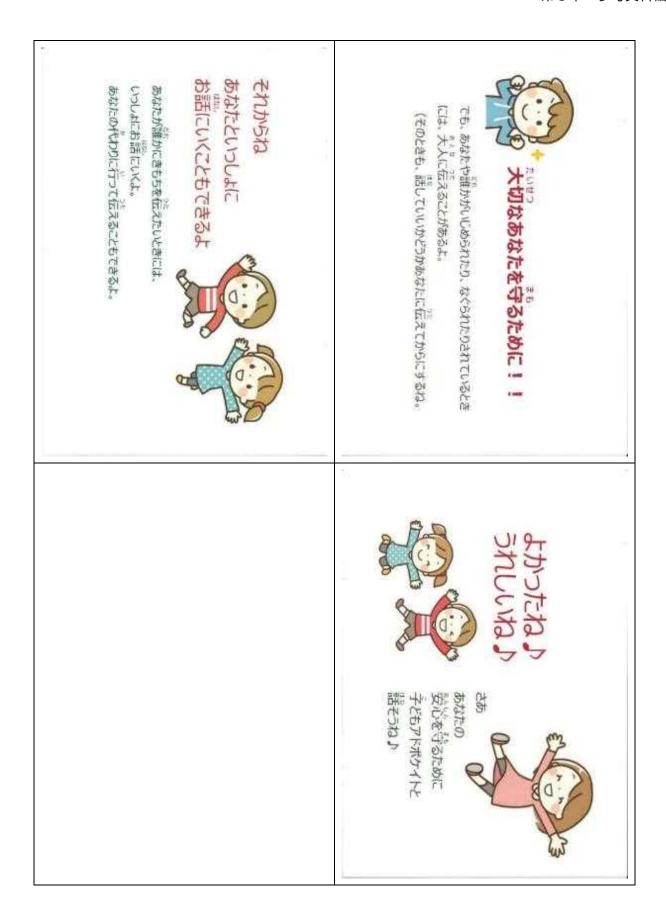




### 【②年長用】







#### 【③中・高生向け】





日 次

1、自己紹介「子どもアドボヤイト」って

2、あなたの気持ち・雑枝をそのまま伝えるために
子どもアドボケイトを呼んで発してみよう

3、気持ちや雑草をいう確定について

4、子袋養務について

5、子どもアドボケイトの施立せ

6、みなたが完またい葉星について

2. あなたの気持ち・水気をそのまま伝えるために Aどもアドボケイトを作んで話してみよう 子ともアドボライトはあなたを応信します。われしの投資は、その ESSENTE TAPAS SUPERCOTTAINET, ACTO WARREST-COLDECTOR, FLTESCONDOCE ロヤ、その前換ちの質点を作るに主のまま深げるのを可能にするこ ett. Weuthgenreibethartetern. 最かにお分の支持もや最高を促えないときは、どうてればなるも れるのかもれなたと、状に ぞえ、おれたが哲学にかかわることを落 べるようには 確を接角しなり、報告もこれに申訪けしたりします。 se hencesticherententimestor komme とがあれば、発性しないであたちを考えで何から死してください。 苦いにくいこと、苦っていること、様々こと、乙配なこと、はてか しいこと、つれしいことなど、名えたい気持ちの電見をなるでも関わ TENNIC ANTTENANTACIONAL 落面しないた気候に幸んで落してください。 あななからの高格を worthorther.

#### 3 支持もや素量をいう複判について



あなたは、自分の素質なら言葉を含え、自分自身のことの言葉 のことなど、自分におかれることについて、なんでも言うを紹かあり ます。そのに制御するですののたこういて、自分の気持ちでも他。 経過をなんでも自由に思うことができるのです。そして、そのすって を表別に続いてもらい、正して解析された場合もあります。

たまれば「最多素的も」など、あなたことって簡単な大ジをする とき、高りの大人は、あなたが開発する。別心して質問を含まると うた。子がない何ともするための様々の意思を取りなくするための情報をつくるように異めないればなりません。あなかはそのような関係のですが必要されたかできるのです。

eniko manususilaiko ilikan Tisahousi necenteri kolikan hiktorusilaan Tis hindahosika especenteri

# 00

#### 5、子どもアドボケイトの独立性

サビルフィリットは、あなたのためではご園が多ために、光面 情報が中間調整に、定義保証機能などと関係をしらませんので発売 して考えていまい。(またし、いため、選等、前年をとこういては、 当様に基づいて従える必要があるので、関係をもつことになります。) フォルフィッケィンの、あなたが展落を送っるために手続けます またき、あなたが移転している人とも思考を受けることがありませ よ。まなりがためにないて、記述します。

中でもアドロティトを呼んで作品けを変けた子どもたちの着を があします。

- การประชัยสาราชที่เกมสีสาธาราชเปล่า 7747 สาธาสีสาธารา

・「当会のことも知らない人に見て先の簡単だり、当先の主い分を とらない人の方が書いたいことを父皇所に召えられた」

BB. FREERINGSONS, BARABUTAREAS.



#### 4. 守秘義務について



あなたがアともアドガッイトにしてくれた工芸の発生はデリス す。たとえ、いっしょと生活している意思、質問さん、自然や定金 単語者の重要さんであっても、わたしからは発きません。最大で よいかどうかは必ずれたたにたしかわます。

あなれの 他 別とついて、大分人で毎日接収代表 別別センター のスティフと記しまつことがあるかもしれませんが、メラーフは「夢 で記させります。

たかし、たしゃなかのまでもなどが、いこののは 持ち並げていた り、おけらどの主機に達なずを行動をしていることがもかった場合 すどもファボウィ・も、生産に基プいての達ね器所のどには 監を しなければなりません。その時、はみなたに 新キして、できる強り のまでまるよう器のます。

このことについては注明してください。Eラデュるしくお願いします。



# 参考資料 C こどもからの聴取項目(高知県)

1.	一時保護所での生活について
(1)	一時保護所の日課や生活のルール等について、説明を聞きましたか。
	□はい □いいえ
(2)	【「はい」の場合】
	① どんなことを聞きましたか。
	※子どもの回答を待って、「こんなの見ましたか?」と保護所のルールのファイルを提示し、
	子どもと一緒に見ながら、ルールや一時保護所での生活を想起させる。
	② そのことを聞いたときに、どう思いましたか(納得や理解の程度はどうか)。
	③ そのことは誰から聞きましたか。
(3)	【「いいえ」の場合】 ※ファイルを提示
	① これを見たことがありますか。
	口はい 口いいえ
	② 説明しておいてほしかったことがありますか。
(4)	一時保護所の良いところと悪いところを教えてください。
(5)	一時保護所での生活やルールで、わからないところや、直してほしいところを教えてください。
(6)	あなたの気持ちを聞いてくれる人はいますか(一時保護所での満足度の確認)。
2.	一時保護について
(1)	どうして一時保護所に来ることになったのか、知っていたら教えてください。
	□知っている  □知らない
(2)	【知っている場合】
	① そのことはどうやって知りましたか(そのことは、だれかから聞いたのですか)。
	② そのことを聞いた時に、どう思いましたか。聞いたことがわかりましたか。
	③ そのことは、だれから聞きましたか。
	④ そのことを聞いたのはいつですか?(一時保護所に来る前でしょうか?来た後でしょうか?)
(3)	【知らない場合】
	① 一時保護所で生活することについて、何かお話を聞いたことがありますか。
	□はい  □いいえ
	② 【「はい」の場合】
	i. どんなことを聞きましたか。
	ii. そのことを聞いた時に、どう思いましたか。聞いたことがわかりましたか。
	iii. そのことは、だれから聞きましたか。
	③ 【「いいえ」の場合】
	i. 一時保護所には、誰と来ましたか。
	ii. 一時保護所に来る前に、説明しておいてほしかったことがあれば、教えてください。
(4)	一時保護所で生活してみて、一時保護になったことを今、どう思いますか。

3.	今後の生活について
(1)	いつまで一時保護所で生活するのか説明を聞いていますか。 また、一時保護所を出た後にどうな
	かについて、説明を聞いていますか。
	□はい □いいえ
(2)	【「はい」の場合】
	① どんなことを聞きましたか。
	② そのことを聞いて、どう思っていますか。
	③ そのことは、誰から聞きましたか。
(3)	【「いいえ」の場合】
	① 説明されていないことについて、どう思いますか。
	② 今後の生活についての、あなたの気持ちを聞いてくれる人はいますか(児相の処遇方針に児
	の意見が反映されているか)。
	口はい 口いいえ
	【「はい」の場合】→「聞いてくれる人は誰ですか」
	【「いいえ」の場合】→「そのことについてどう思いますか。何か希望はありますか」
4.	伝えたいこと・秘密にしておきたいことの確認
(1)	今日話してくれたことの中で、秘密にしてほしいことはないですか。
	□ある  □ない
	【「ある」場合】→どの部分を秘密にするかを児童と確認
	【「ない」場合】→「話してくれたことは児童相談所の担当さんにも伝えますね」
	□秘密にする部分を確認した  □児童相談所員への共有を確認した
(2)	他に、伝えたいことはないですか。
(_)	□ある  □ない
(3)	今日は、いろんなお話を聞かせてもらいました。その中で、児童相談所の人から説明してもらいたい
(3)	返事をしてもらいたいというところがありますか。
	※面接中、児童が疑問に思っている点や納得していない点等が想定される。児童が「ない」と言っても、
	「さっき○○って言っていた話は、どうかな?」等と確認する。
	□ある  □ない
	【「ある」場合】→どの部分を指しているのかを児童と確認する。
	「このことについて、あなたが返事を欲しいと思っていることを、児童相談所の人に伝えますね」
	□回答を求める部分を確認した    □記録係は、保護部長に共有した
5.	おわりに
ŕ	

#### 参考資料 D こどもからの聴取項目(港区)

## 意見聴取内容

- この質問を参考に、児童の意見を聴取してください。
- 意見を言うことを強制する、あるいは追い詰めることなく、安心して話せる環境を作って聴いてください。
- 答えを出す必要はありません。誘導的にならずに、ありのままに聴いてください。
- 児童が秘密にしてほしいと言うことは、原則として秘密でよいですが、権利侵害の事案は必ず報告して ください。

#### 1. 一時保護児童

#### 【一時保護中の児童(共通)】

- 一時保護所での生活で困っていること、変えてほしいこと
- 子ども同士の関係で問題はないか
- 一時保護所の職員に対して伝えたいこと
- ・ 児童福祉司、児童心理司に伝えたいこと
- ・・楽しいこと、やってみたいこと、不安なこと
- 自分の夢、実現したい事、好きなこと
- そのほか、本人の話したいことを聴いてください。

#### 【一時保護直後】

- 一時保護の決定について、児童福祉司に意見を聴かれたか
- · 一時保護について納得しているか
- 一時保護所での生活について説明されたか
- · 一時保護所での生活で困っていること
- 一時保護所の職員に対して伝えたいこと
- 児童福祉司、児童心理司に伝えたいこと
- そのほか、本人の話したいことを聴いてください。

#### 【今後の方向性(家庭復帰、措置等)の決定に際して】

- 今後の方向性について、十分意見を伝え、それを聴いてもらって検討したか
- ・ 今後の方向性を納得しているか
- 今後の方向性について不安なこと
- ・ 児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員に伝えてほしいこと
- そのほか、本人の話したいことを聴いてください。

#### 2. 施設等に措置している児童

#### 【措置中の児童(共通)】

- ・・・施設、里親家庭での生活で困っていること、変えてほしいこと
- 子ども同士の関係で問題はないか
- ・・・施設の職員、里親に対して伝えないこと
- 児童福祉司、児童心理司に伝えたいこと
- 楽しいこと、やってみたいこと、不安なこと
- 自分の夢、実現したい事、好きなこと
- そのほか、自由に聴いてください

#### 【措置直後】

- ・ 措置の決定について、児童福祉司に意見を聴かれたか
- 措置について納得しているか
- ・ 施設、里親家庭での生活について説明されたか
- 毎日の生活について困っていること
- 施設職員や里親に対して伝えたいこと
- 児童福祉司、児童心理司に伝えたいこと
- そのほか本人の話したいことを聴いてください

#### 【今後の方向性(家庭復帰)の決定に際して】

- · 今後の方向性について、十分意見を伝え、それを聴いてもらって検討したか
- 今後の方向性を納得しているか
- ・ 今後の方向性について不安なこと
- ・ 児童福祉司、児童心理司等に伝えてほしいこと
- そのほか本人の話したいことを聴いてください。

#### 参考資料 E 関係機関への意見表明等支援事業に関する説明資料(北海道)

#### 1. 子どもの権利擁護に係る経緯等について

#### (1) 国の動き

〇 子どもの権利条約への批准

1984年に国連で採択された「子どもの権利条約」4つの原則に「子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)」が定められ、日本は1994年に批准

〇 関係法の整備(都道府県等に義務化)

本年6月に成立した改正児童福祉法等において、都道府県(知事)又は児童相談所長に、次の取組が義務化 (施行日:令和6年4月)

- ▶ 児童相談所による措置等の際に、子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により 把握し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
- ▶ 都道府県による<u>意見・意向表明支援の体制整備と権利擁護機関</u>(児童福祉審議会等)の活用等による権利擁護の環境整備

#### (2) 道の動き

〇 モデル事業の予算化

令和4年度予算において、モデル事業実施のための予算を確保 「一時保護児童からの意見聴取」「児童福祉施設に対する権利擁護の啓発等」が柱

- 2. モデル事業の実施について(一時保護児童からの意見聴取)
  - (1) 内容

意見表明支援員(子どもアドボケイト)は意見表明を希望する一時保護児童と面談し、 意見表明の支援を実施

(2) 実施児相

中央児童相談所

(3) 実施時期

令和4年9月中旬頃から令和5年3月上旬頃まで

(4) 大まかな流れ

	項目	内容	対応者
1	制度説明	児童に対し、一時保護所入所時に制度説明	連絡員
2	申込み	児童が意見表明支援員(子どもアドボケイト)との面談を希望 する場合、自ら面談を申し込み、連絡員が日程を調整	連絡員
3	意見表明 支援	支援員が児童と面談し、意見表明支援を実施	連絡員 支援員
4	意見表明	(児童に意思表明意思がある場合)	児相職員
		児童が表明相手として希望する児相職員と児童との面談に	支援員
		より、意見を聴取 ※支援員による対応の場合あり	連絡員

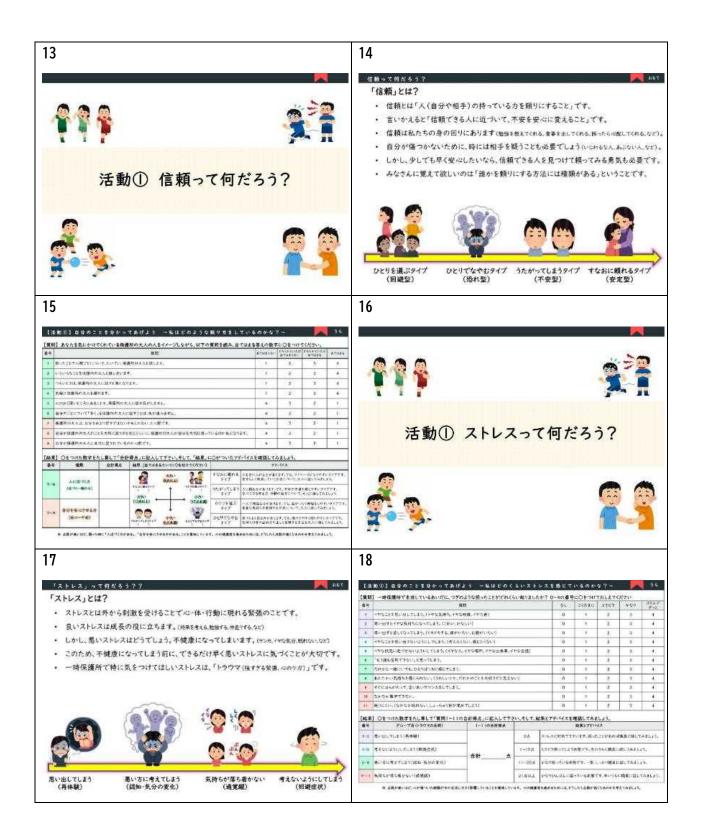
#### (5) 具体的な流れ

別紙1のとおり

#### 参考資料 F いちほ会議に関するこども向け説明資料(中野区)









20

#### 「強み」とは?

- 強みとは「自分の持っている力を発揮させること」です。「ステキな力」とも言えます。
- 人は誰でも得意なこと・苦手なことがあります。(スポーツは得象が強は苦冬人付き合いが苦冬など)
- ですが、力のない人は1人もいないのです。(Madutina Print Total Medical Control of Total Control of Control of Total Control of Cont
- 自分がイヤになったり、相手がイヤになったりしたときは「自分の持っている力を発揮で きていないだけなんだ」と思うようにしましょう。
- 今回みなさんに覚えて欲しいのは「みなさんにもステキな力がある」ということです。



21

【活動①】自分のことを分かってあげよう ~私はどんな強みを持っているのかな?~ 【質問】一時保護所の主張を聞い出しながら、あなたの様子に異ては至る答えの数字に○をつけてください 1 私は、おかですくませんはなりする。 2 私は、おい、場面に最高する利用ではなり、負債をなくしてすい。 3 私は、一般になか多くしては不安から。 ムは、すぐに果る面中やする。注意を集やするかい。 

13-15 優しい対象をつくるか まっまがあいが、思った時に「人はつくのがある。」「おおちからつかるのがある」「くて意味しています。その情報度を表明をためには、どうこのもの数が高くなるのかを考えていましょう。 22





#### 活動① 上手な人付き合いって何だろう?





23

#### 「上手な人付き合い」って何だろう??

#### 「上手な人付き合い」とは?

- 上手な人付き合いとは「自分も相手も大切にしながら人と関わる」ということです。
- 一般的には「より良い人間関係をつくる力(ソーシャルスキル)」と呼ばれています。
- ソーシャルスキルは大きく分けると4つあります。「上手に声をかける力」、「上手に優しくする力」、「上 手に気持ちを伝えるカ」、「上手に困り事を解決するカ」です。
- また、ソーシャルスキルは、家庭や学校で誓い、人として身に付けなければならない力でもあります。
- 今回みなさんに知ってほしいのは、「ソーシャルスキルは練習をすると身につく」ということです。
- もし、人間関係でうまくいかないときや、うまくいかない人を見たときは、「ソーシャルスキルの練習中か な?練習を手伝ってあげた方がいいかな?」と思うようにしましょう。



24

黄芍	84	MICHEL THON	あるりごうな	おいたいてきる	794
*	MNECCENCEDEL THEFE	- 1	2		4
2	祖手の顔を見て、台分のことや考えを描していますが	¥ .	- 2	3	4
3	高を聞くとき、最にている人を見て、助いていますか	100	2	2	*
A.	質問するとも、「や、質問してもいい?」などと、松さの製造を使いていますか	. A.	- 2		
8.	がわかすさそうにき、「いっしょこかなう」「おいて」なかと、高葉まやけていますが	F	2	:1	.90
8.	特別に入りたいてき、実備で「仲間に入れて」などと言っていますが	10	2.		
7	相手に「すごいね」がおばってねっなど、口のたりはけまったりする言葉をかけていますか		2	3	4.
8:	相手の反対もま考えていっしょに導んだり、考しんだりしていますか	10	2	. 3	- 6
0	切かをたのしこう 軽多の節なを考えてから、たのんでいますか	140	2	3	-4.
10	たのまれたことやタイに主要もとき、このにおりなどとあやまっていますか	1	2		
11	のっとしたサイライラしたとき、自分自身で気持めを切り得えていますか	10	- 2	- 9	
12	トラブルになったとき、ながきてなったのを展開を考えていますか。	0.	- 2	(8	43
12	ドラブルになったとき、解決方法をいてつか考えていますか	1	- 2	- 3	
(4)	1日プルになったとき、自分にてきる解決力後を決めていますが	1	2	- 3	4

【結果】 〇をつけた数字をたし算して「合計得点」に記入してすさい。そして、「結果」に〇がついたアドバイスを確認してみましょう。

se	16/5	SHEA	開発 (田で田子ものまでに(i)	715-64.2
1-4	上きに声をかけるの		発売より大さい	DELIGIES PROPERTY OF A COLOR OF A CONTRACTOR AND ARCHITECTURE
5-8	上書に優してずる力		きがより大きい	ORALLEROBLE (16) ORBAJELOVY (14) 28: 45 (16) 06 (28 PROTEST) 49 LUBOTA PL
3-11	上于仁美特 5. 安尔克各方		カルよりんたい	Oの人はように気がりまえなどのもはまだから、人はような気がかがままでは他しかいまないける人とに称ってみよう。
2-14	上きに用り単を解決する力		<b>ዕሕደ</b> ሃእንኮ	()の人は上旬に)前り組ませるとが新ります。(1015)、人様主き生物は特殊にも行うます。後年大将など、年の人に関しておより







#### 43

#### 相手の機利を守ろ

- 「意見を表す権利」は「傷つくことを言ってもいい権利」ではありません。
- 言ってはいけない言葉は、たった1回でも言わないようにしましょう。
- また「言いたくないことは言わなくてもいい」権利でもあります。
- 話すと辛いこともあります。無理に言わないし、言わせないようにしましょう。









#### 44

#### 略想シートの記入

- 最後に感想シートを記入してください。
- これは、より良い一時保護所を目指すためのシートです。
- 素直で正直な記入をお願いします。
- ・また、いちほ会議で話せなかったことがあれば遠慮なく記入してください。





終わった人から 提出しましょう兎��

#### 45

lic.	今日の感味		\$ 9 P
2.	南貫にゆってり話を 聞いてもらいたい人は 当てはまる所にOを つけてください。	(3) 保護所の生活について(支援者)	⑤ 心と身体のサガヤ構造について(医師・香蓮師
		② 効果について(学習大規模)	⑥ 一時保護所の人に貸したくいときく推進立など
		(3) 気持ちについて(の理士)	② 保護用の外の生活のこと(担当得社司)
		(薬 電気や回り来について(栄護所養、番集)	② 自分の気険もはついて(担当な理可)

感:	95+F		
1.	今日の場准		\$ <del>9</del> \$
2.	語彙になってり報を 動いてももいたい人は 様ではまる利に口を つけてください。	() 保護所の生活について(支援員)	⑤ 心と身体のケガや疾気について(医師・病性師)
		② 効果について(学習支援員)	⑥ 一時推進所の人に助しに(いぞき(発揮すなど)
		③ 利権もについて(の様士)	② 保護所の方の名詞のこと(担保権利引)
		応、在充や用り参について(保護付在: 条長)	御 気持ちについて(担当中理司)

#### 参考資料 G 和歌山県実施事業に関する詳細(CAP プログラム)

#### 事業実施のきっかけ

県内の児童養護施設等において被措置児童虐待等の児童の権利侵害の事案を受け、平成21年度から施設職員向け講座と施設入所児童への CAP プログラムを試験的に導入。

令和3年度から子供アドボケイト事業を試行的に開始したが、アドボケイトの候補者が十分確保できなかったことから、当該事業の対象は一時保護所に入所中の児童のみとし、施設入所児童についてはCAPプログラムを拡充して対応することとなった。

#### 事業のスキーム

#### <対象児童>

県内の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している3歳~18歳までの児 童

#### <実施形態>

こどもの権利擁護の取組を行う団体に事業を委託

#### <実施内容>

同団体のCAP講師3名が施設に赴き人形劇などを取り入れた児童向け集団ワークショップ(年齢別に2グループ分け)を実施した後、CAP講師が児童と個別に面談する「トークタイム」及び施設職員との振り返りを実施(1施設あたり年間2セッション)

#### <予算>

児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金(子どもの権利擁護に係る実証モデル事業(国 10/10))を、CAPプログラム委託料(人件費、旅費、教材費、需用費、役務費ほか)として活用

#### <実施状況(令和3年度)>

県内全児童養護施設(8施設)、児童心理治療施設(1施設)、児童自立支援施設(1施設)において、 児童延べ264人、職員延べ34人に実施

#### 事業実施に当たって苦心したこと

CAPプログラムの実施に当たっては、当初、施設側は、第三者が施設に入ることによる児童への 影響に対する不安等から、事業に対して協力的とは言えなかった。

#### 工夫や留意したこと

施設職員向けのこどもの権利擁護に関する研修会を継続して実施していくことで、徐々に施設側のCAPプログラムに対する理解が得られるようになってきた。

最近では、施設職員からこどもの権利に関する相談事が寄せられることもある。

#### 事業効果

OCAPプログラムの実施により施設職員の気付きが促進され、処遇環境の改善の取組が報告されている。例えば、CAPプログラムで行うワークショップで、児童が大人から「明日からご飯がないよ」と突き放される場面について、参加した児童に気持ちを尋ねたところ、「嬉しい」と答えた児童がい

た。確認すると、施設では食事が調理業務の外部委託先が変更され、美味しくないと感じていることがわかった。このことを施設の職員に伝えたところ、施設職員は驚いて園長に相談し、その後、施設は業者と協議し、食事内容が改善された。朝食は職員が食事を作るという仕組みづくりがなされた施設もある。また、ある場面について児童の気持ちを聴いたときに「どうせ言っても変わらない」と答えた中学生がいた。施設職員との振り返りで、施設では児童の意見を聴き様々な改善をしていたが、職員はそれを児童に説明していなかった点を反省するなど気付きを促した。

〇児童の成長を促すことができた。例えば、児童とのトークタイムでは、1回目で話してくれなかった 児童が2回目で話をしてくれることがあり、継続的なセッションを行うことが児童からの意見の引 き出しやすさに繋がっている。ある児童は2回目のトークタイムで父親への恐怖や出会うことに対 する不安を話し、自身の体験を言葉に出せるようになってきているなどの成長がみられた。

#### 課題

予算の不足。CAP講師が遠方の施設に出張する時は旅費が不足することもある。また、CAPプログラムは、児童の年齢に応じて伝え方を工夫する必要がある。年齢に応じた伝え方をしなければ、意図が伝わらず、違和感を覚えさせてしまうこともある。その意味から、現在、年齢別に2グループに分けて実施しているが、もう少し年齢区分を細分化する方がよいと考えるが、予算との兼ね合いで難しい。

こどもとのトークタイムで大きな問題が出てきた場合、施設や関係機関に報告した後の対応をフォローする体制が不十分である。こどもの権利擁護を図るためにはフォロー体制の整備が必要である。